

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

水と緑と人が輝く
共創都市たてばやし

たてばやし市民計画 2020 / 館林市第五次総合計画
後期基本計画



水と緑と人が輝く共創都市たてばやし

たてばやし市民計画 2020

館林市第五次総合計画 後期基本計画

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



館 林 市





市民の皆様と共創によるまちづくりを

今後の我が国では、急速な少子高齢化による人口減少社会の到来が予想され、社会経済全体に深刻な影響を及ぼすものといわれております。そこで国は「地方創生」を図ることによって、日本全体が活力ある社会を維持していこうとするため「まち・ひと・しごと創生法」を創設し、その実現に向けた取り組みを始めたところです。

一方本市では、「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を将来の姿に掲げ、今後10年間のまちづくりの指針となる「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」を平成23年3月に策定し、市民の皆様との共創によるまちづくりを進めてまいりました。

そこで、前期基本計画の計画期間である5年間が終了するにあたり、新たなまちづくりを進めるうえでの指針である、後期基本計画を策定しました。

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化や市民ニーズ、これまでの前期基本計画から新たに発生した課題等についても的確に対応しています。

特に、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来に備えるため、地方創生をめざす、本市の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」と一体的に策定されています。

地方創生を実現するためには、さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の目的としてまちを創る「共創」という理念が、さらに重要になってくるものと考えていますので、市民の皆様には、今後のまちづくりへの積極的な参画と、よりいっそうのご協力をお願い申し上げます。

結びに、総合計画審議会委員の皆様をはじめとして、この計画に関係したすべての皆様に多大なるご協力を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

館林市長

安楽岡一雄

第1部 序論

第1章 総合計画のあらまし

- 1 後期基本計画策定の趣旨……………10
- 2 計画の構成と期間……………10

第2章 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略骨子

- 1 人口ビジョン……………14
- 2 総合戦略……………18

第2部 本論（後期基本計画）

第1章 政策・施策の体系……………28

第2章 施策目的

1 環境・安全 —より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち—

- 施策目的 01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる…36
- 施策目的 02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる……………38
- 施策目的 03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる ……40
- 施策目的 04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる ……42

2 福祉 —思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち—

- 施策目的 05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる ……48
- 施策目的 06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる ……50
- 施策目的 07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる …52
- 施策目的 08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる ……54

3 健康 —心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち—

- 施策目的 09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる ……58
- 施策目的 10 適切な医療を受けることができるまちになる ……60

水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし

4 子育て —子どもたちが健やかに成長できるまち—

施策目的 11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる ……64

施策目的 12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる …66

5 学び —学ぶよろこびや豊かな心を育むまち—

施策目的 13 生涯にわたって学び続けることができるまちになる ……70

施策目的 14 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる …72

施策目的 15 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる …74

6 都市 —便利で快適な住みやすいまち—

施策目的 16 地域性に応じた土地利用ができていくまちになる ……78

施策目的 17 まちなかににぎわいがあるまちになる ……80

施策目的 18 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる ……82

施策目的 19 緑の多い魅力のあるまちになる ……86

7 産業 —出会いと交流のある元気で活力のあるまち—

施策目的 20 新しい産業が起きるまちになる ……90

施策目的 21 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる ……92

施策目的 22 安定した労働環境が整っているまちになる ……94

施策目的 23 農産物を安定して提供できるまちになる ……96

施策目的 24 多くの人が訪れたい個性と魅力のあるまちになる ……98

8 計画推進 —まちづくりのしくみが整い発展できるまち—

施策目的 25 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる ……102

施策目的 26 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる ……104

施策目的 27 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる ……106

施策目的 28 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる ……108

第3部 基本構想

第1章 館林市の社会経済環境

1 人口の動き	114
2 経済の状況	115
3 土地利用	116
4 生活圏の広域化	116

第2章 将来のまちの姿

第3章 基本目的

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち	121
基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち	122
基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち	123
基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち	124
基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち	125
基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち	126
基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち	127
基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち	128

第4章 基本方針

第4部 資料

館林市章、館林市の木、花及び鳥、館林市民憲章、館林市歌	132
各都市宣言	134
館林市総合計画審議会条例	136
館林市総合計画策定に関する規程	138
館林市第五次総合計画後期基本計画策定体制	141
館林市総合計画審議会諮問	142
館林市総合計画審議会答申	143
策定経過	148
第五次総合計画前期基本計画指標結果	152

第1部

序論

GO TO

THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI

2020



第1章

総合計画のあらまし

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



花山姫
【ハナヤマヒメ】

ワイン色の花びらの中心は、白く光るよう
に見え、独特の魅力をもっています。

●● 総合計画のあらまし



1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を将来の都市像に掲げ、「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」を策定しました。

平成27年度までを計画期間とする前期基本計画では、8つの基本目的を定め、それらを達成するために、「共創によるまちづくり」、「高品質で生産性の高い公共経営」、「市域を越えた連携の強化」という3つの方針を基に、市民と共にまちづくりを進めてきました。

一方、国では、地方主体を重視した地方分権を進めるとともに、平成27年を地方創生元年と位置づけ、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という地方創生に向けた政策をよりいっそう進めています。

本市としても、平成27年10月に「館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、人口減少社会に立ち向かうべく、事業の推進を行っています。

景気の低迷や少子高齢社会のいっそうの進行など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、市民生活にさまざまな影響を及ぼしています。これらの変化に柔軟かつ的確に対応し、より豊かな市民生活の実現に向けたまちづくりを進めていくために、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする、後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。なお、実施計画は別に定めます。



● 基本構想

基本構想は、本市の進むべき方向と将来のまちの姿を明確にしたうえで、その実現に向けた基本的方向(8つの基本目的)とまちづくりの方針を定めたものです。

目標年次は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、10 年後の平成 32 年度(2020 年度)としています。

● 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来のまちの姿及び8つの基本目的を達成するために、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

社会情勢の変化を踏まえ、計画を市民生活の実態に即したものにしていけるため、基本構想で示した 10 年間の前期・後期に分け、前期基本計画については、平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)まで、後期基本計画は平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までを目標年次とする 5 年計画としています。

● 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するための具体的事業を明確に示したもので、市の予算編成の根拠となる計画です。

この計画に掲げた重要な施策や事業は、市民にとって実効性を確保しなければならないものであることから、社会情勢の変化に対応するため、計画期間は3年間の短期計画とし、ローリング方式により毎年度見直しを行っています。

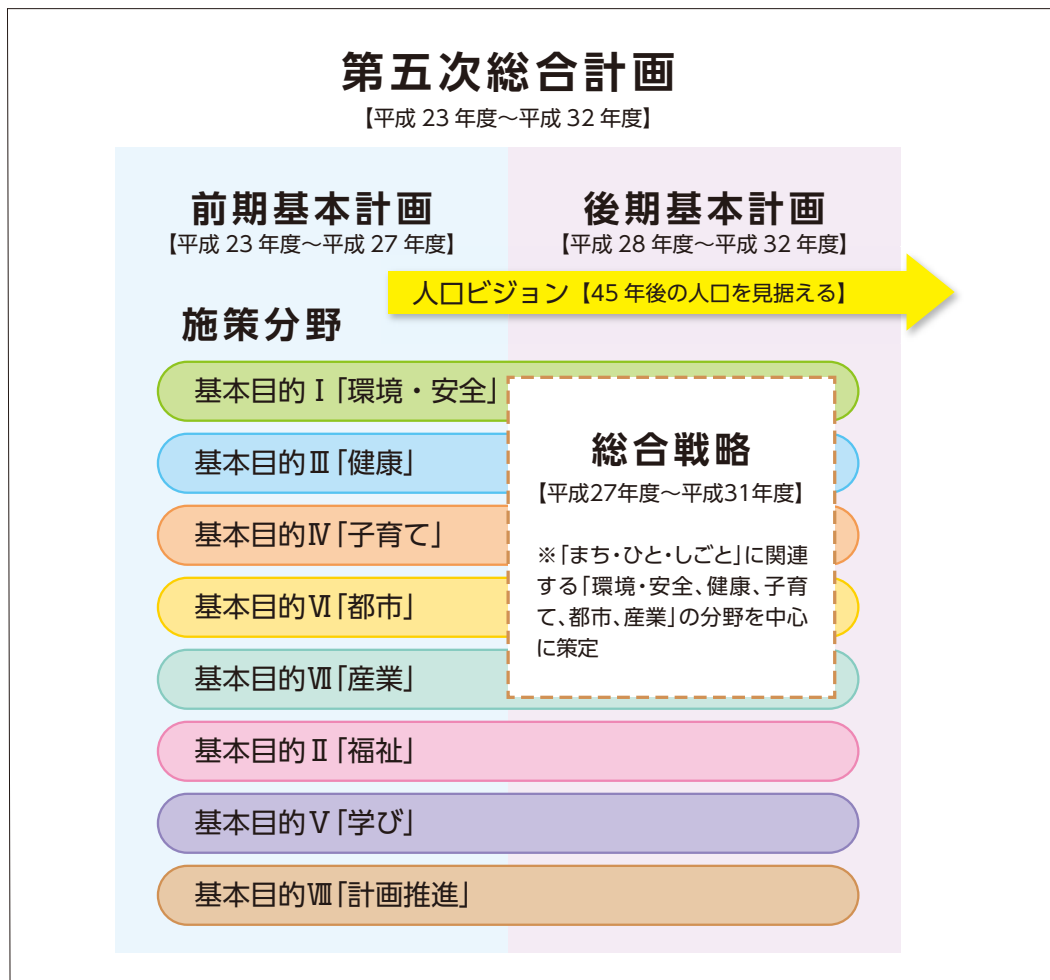
また、業務棚卸を総合計画の単年度の実施計画(総合計画の施策説明)として位置付け、全事業を毎年見直し・更新を行っています。

● 「第五次総合計画」と「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関係

第五次総合計画は、本市の市政運営の指針となる最上位計画です。そのため、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略は、総合計画の趣旨を踏まえたビジョン・戦略として策定しました。

まず、人口ビジョンは、総合計画前期基本計画の最終年度である平成27年度に策定し、それから45年後である、平成72年度における本市の人口について、国のビッグデータや本市で実施したアンケート等の結果をもとに、中長期的な展望を行ったものです。(骨子については、14ページ参照)

次に、総合戦略は、人口ビジョンと同時に策定し、平成31年度までの5年間を計画期間としており、人口ビジョンで示した人口を達成していくため、「まち・ひと・しごと」の施策に特化した内容で構成されています。そのため、総合計画においては、全施策を「環境・安全、福祉、健康、子育て、学び、都市、産業、計画推進」の8つの施策分野に分けていますが、総合戦略では、特に「環境・安全、健康、子育て、都市、産業」を中心とした施策分野で構成されています。(骨子については、18ページ参照)



第2章

まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略骨子

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



尾曳の夕映
【オビキノユウバエ】

夕映えを思わせるような美しい紅色です。

●● まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略骨子 ●●●●

1 人口ビジョン

● はじめに

日本の合計特殊出生率は、1970年代後半以降急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準を下回る状態が、今日まで約40年間続いています。そして、2008年(平成20年)に始まった人口減少は、今後若年人口の減少と老年人口の増加をともないながら加速度的に進行し、2040年代には毎年100万人程度の減少スピードになると推計されています。

特に年少人口及び生産年齢人口の減少は、経済規模の縮小、高齢者を支える現役世代の負担増加など、地域経済社会に甚大な影響を与えていくことになり、まったなしの状況といえます。

この現状を打破すべく、政府は平成26年12月27日に、国と地方が総力を挙げて取り組むうえでの指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」を策定しました。本市においてもこれを受け、人口の現状を分析するとともに、今後めざすべき方向を示す本市の人口ビジョンを策定しました。

● めざすべき将来の方向性

人口減少への対応としては、主に2つの視点が考えられます。まず1つは、国の長期ビジョンが指摘するように、出生数を増加させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造を変えていくことです(自然減対策)。また、もう1つは、転出者の抑制、転入者の増加による政策誘導を図るもの(社会減対策)であり、この2つの対応を同時並行的に進めていくことが、人口減少に歯止めをかけるうえで非常に重要となります。こうしたことや、調査結果及びこれまでの分析結果を踏まえ、人口減少を克服するために本市がめざすべき将来の方向として、次の取り組みが必要と考えます。

1 本市における安定した雇用を創出する

定住や移住などを促進するためには、生活の基盤となるしごとづくりが重要となります。特に若年世代に対しては、雇用・就労環境の確保やU I J ターンの促進などにより、人材を還流・定着させる取り組みに力を入れていく必要があります。

2 本市への新しい人の流れをつくる

城沼などの池沼や多様な動植物の生息地であるなど、豊かな自然に恵まれた住環境にあって、東京圏にも近く災害も少ないという魅力を生かし、移住を促進します。

3 若い世代の結婚・出産・子育てなどに関する希望を実現する

「結婚したい」、「子どもがほしい」といった結婚・妊娠、そして出産・子育ての希望を実現し、出生率を向上させていくため、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

人口減少などを踏まえ、公共施設や公的不動産の利活用についての民間活力の活用や、空き家対策の推進を通し、既存ストックのマネジメント力強化を図ります。また、住民の「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進を行っていきます。

● 人口の将来展望

人口動向・将来人口推計および市民アンケートの結果を踏まえ、本市が将来めざすべき人口規模を展望します。

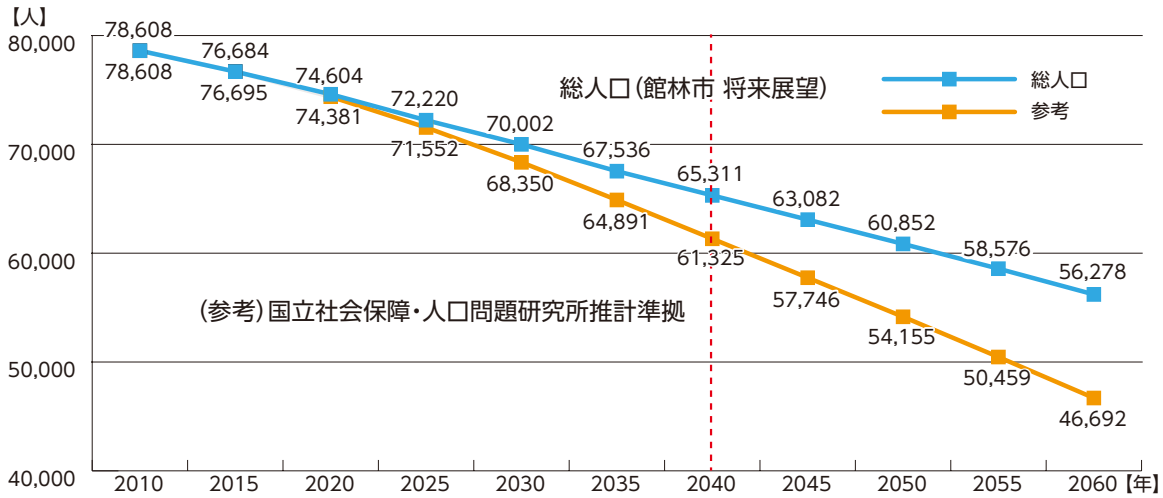
◆ 将来展望における考え方

自然増減については、アンケート結果より、将来の子どもの人数として「2人」次いで「3人」を希望する意向が多かったことから、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値、2020年(平成32年)に1.6、2030年(平成42年)に1.8、2040年(平成52年)に2.07という推移を踏まえ、本市としても同じ出生率を達成・推移すると仮定し、将来人口推計を行います。

社会増減についても、アンケート結果では回答者の約75%が「定住の意向」があることを踏まえ、総合戦略を着実に実行していくことにより、転入超過を改善し、2030年(平成42年)に純移動数(転入数－転出数)が同数、その後はその状態が続くことをめざしました。

◆ 将来展望人口と推計人口の比較

< 2060年において56,000人をめざして持続可能な社会をめざす >



年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率(tfr)	1.49	1.5	1.6	1.6	1.8	1.8	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
総人口(人)	78,608	76,684	74,604	72,220	70,002	67,536	65,311	63,082	60,852	58,576	56,278

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及びワークシート

本市の施策に事業効果が現れ、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値を達成・推移すると仮定した場合、2040年(平成52年)に人口65,311人、2060年(平成72年)には、人口56,278人と社人研推計と比べ約20%の人口改善が見られます。このことから、本市では、2060年(平成72年)において人口56,000人を維持し、将来にわたって持続可能な社会をめざすこととします。



◆まとめ

人口減少は、日本全体の長きにわたる産業構造や出生率の変遷のなかで生じた全国共通の課題であり、多種多様な分野にまたがる極めて大きな問題であることから、一朝一夕にその流れを変えることは容易ではありません。

仮にこのままのペースで人口減少が進行していくと、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年(平成72年)に本市の総人口は46,000人程度にまで減少するという状況になり、社会保障や地域経済の縮小など、さまざまな影響が私たちの生活に及ぶこととなります。

しかしながら、人口減少による影響を最小限に食い止め、進行する少子化と高齢化を少しでも改善・緩和していくことにより、持続可能な未来は今からでも創っていくことができます。

人口減少はまったなしの課題です。本市の恵まれた自然環境のなかで、暮らしやすさに満足感が得られる地域社会を創っていくためには、自ら考え、自ら行動する自発的な地域づくりが重要であり、地域の未来に希望を持ち、地域での心豊かな暮らしを次の世代へと受け継いでいくために、一丸となって地道に、前向きに取り組んでいく必要があります。

2 総合戦略

● 国の「総合戦略」との関係

国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則などを踏まえ、本市における「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」をめざします。

◆ 国の総合戦略の基本的な考え方

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

◆ 政策5原則

- 自立性：**一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体・民間事業者・個人などの自立につながるようにする。
- 将来性：**地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- 地域性：**各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定・推進し、国は利用者側の視点に立って支援を行う。
- 直接性：**限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの創出とまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施。
- 結果重視：**明確なPDCAメカニズムのもとに、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、効果を客観的な指標により検証し、改善を行う。

● 戦略の期間

総合戦略は、館林市人口ビジョンが示す人口の将来展望を踏まえ、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の戦略として策定しました。

戦略の期間：平成 27 年度～平成 31 年度(5 か年)

● 基本目標の設定と策定体制

戦略の策定にあたっては、庁内(庁議、まち・ひと・しごと連絡会議)や産・官・学・金・労・言で組織された「まち・ひと・しごと創生懇談会」、総合計画審議会などに幅広く意見を伺ったほか、市議会や市職員若手グループ、市民団体などからも提言がありました。

それらの意見などを参考に、国の総合戦略が示す 4 つの基本的な考え方を踏まえ、本市における 5 年後の成果指標と目標値を定めました。また、この基本目標の実現に向け、講ずべき施策に関する基本的方向と具体的な施策を記載し、施策の効果を客観的に検証できる指標(重要業績評価指標：KPI)を定めました。

● 戦略のフォローアップ

本市の総合計画との整合を図るとともに、平成 27 年の国勢調査の結果や各種意向調査の結果を加味し、定期的に取り組内容を検証・改善するしくみ(PDCA サイクル)を確立します。

なお、検証にあたっては、有識者や専門機関などによって組織された検証機関を立ち上げます。

● 特徴を生かした住民満足度の高い戦略の展開

本市は、群馬県の東南部、関東地方のほぼ中央に位置しており、東京まで約70kmと、県内で最も東京に近く、東北自動車道や東武鉄道により約1時間でアクセスできます。

また、生活圏内(車で30分圏内)には、周辺自治体も含め、複数の総合病院や大型ショッピングモールなどがあり、住民にとって利便性の高い地域といえます。

さらに、城沼や多々良沼、近藤沼、茂林寺沼といった池沼があり、多様な動植物の生息地となっているほか、ツツジや花ハスをはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。

これらの地理的優位性や豊富な資源を生かし、市民が住んでいてよかったと思える満足度の高い戦略を展開していきます。

● 戦略の基本目標

国の総合戦略及び館林市人口ビジョンを踏まえ、基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1

地方における安定した雇用を創出する

基本目標2

地方への新しい人の流れをつくる

基本目標3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

● 施策及び取り組み

基本目標 1 地方における安定した雇用を創出する

■ 課題分析

「館林市人口ビジョン」では、本市の人口移動の状況について、高校卒業にともなう進学または就職によるものと推察される転出者が、卒業後に本市へ転入する数を上回っており、これらは、一旦、進学した者が卒業後に本市に戻ってこないことが考えられます。その要因のひとつに、本市に居住しながら勤務できる企業が十分でない、魅力ある職種が少ないことが挙げられます。

■ 対 策

産業振興などによる新たな雇用を創出し、市外への転出を抑えるとともに、市外からの新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図っていくものとします。

総合戦略では、「産業振興」をひとつの大きな原動力として、子どもや若者が明るい未来を描くことができる希望に満ちた「活力あるまち」を創造します。

■ 講ずべき施策に関する基本的方向

本市では、「館林市第五次総合計画」に基づき、「出会いと交流のある元気で活力のあるまち」をめざし、さまざまな面から産業振興の取り組みを進めています。総合戦略においては、これらの取り組みを強化・拡充するとともに、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、創業前から事業拡大までのさまざまな事業ステージに応じた切れ目のない支援を行います。

成果指標	基準値	目標値
民営事業所従業者数 [出典：経済センサス]	33,512 人(平成 24 年度)	33,000 人(平成 31 年度)
民営の事業所に勤める従業者数		

基本目標 2 地方への新しい人の流れをつくる

■ 課題分析

「館林市人口ビジョン」では、本市の人口移動の状況について、東京圏への人口流出による人口減少（特に若年層）が著しい状況となっています。若年層の人口が減少することにより、生産年齢人口が減少し、経済規模の縮小が懸念されます。

■ 対 策

交流人口を増やすとともに、「住みやすいまち・館林」の生活環境を整備し、情報発信力の強化と受け入れ体制の整備を進め、移住・定住者の増進を図ります。

■ 講ずべき施策に関する基本的方向

本市では、「館林市第五次総合計画」において、「便利で快適な住みやすいまち」、「出会いと交流のある元気で活力のあるまち」をめざし、農業や食品産業などの「食」の産業、そして、豊かな自然や地理的優位性などの強みや魅力を生かしたまちづくりを進めています。総合戦略においては、これらの取り組みを強化・拡充するとともに、本市の魅力を市内外にアピールし、本市への移住・定住希望者を増やし、受け入れを進めます。

成果指標	基準値	目標値
社会増減数 [出典：住民基本台帳人口移動報告]	△ 265 人(平成 25 年)	△ 155 人(平成 31 年)
本市への転入数から市外への転出数を差し引いた数		

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■ 課題分析

「館林市人口ビジョン」では、若年層の人口減少が目立つとともに、合計特殊出生率の低下が課題とされています。

その背景には、未婚化や晩婚化による出生数の減少や、結婚による女性の転出が推察され、これらの問題は本市の将来の人口に直接的に影響を与えると考えられます。

■ 対 策

若年層を中心とした早期結婚の支援や出産（産前・産後）、子育て支援を強化し、本市の合計特殊出生率を向上させます。

■ 講ずべき施策に関する基本的方向

本市では、「館林市第五次総合計画」及び「館林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもたちが健やかに成長できるまち」をめざし、さまざまな面から子育て支援の取り組みを進めています。

総合戦略においては、これらの取り組みを強化・拡充するとともに、結婚や出産（産前・産後）・子育ての支援を継続的に行います。

成果指標	基準値	目標値
合計特殊出生率 [出典：群馬県人口動態調査]	1.45（平成 26 年度）	1.55（平成 31 年度）
一人の女性が生涯に産む子どもの人数（15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）		
婚姻数 [出典：群馬県人口動態調査]	352 件（平成 26 年度）	360 件（平成 31 年度）
本市に婚姻届を提出し、婚姻が認められた件数		

基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

■ 課題分析

「館林市人口ビジョン」では、本市の人口は減少傾向にあり、国の推計でも 2060 年(平成 72 年)に約 46,000 人まで減少すると予測されています。人口減少に歯止めをかけるための積極的な戦略の展開と同時に、人口減少に対応できるための調整的戦略も課題となっています。

■ 対 策

社会の変化に対応しつつ、地域間で連携するなど人口減少下においても市民が「住んで良かった」と満足できる持続可能で安全・安心なまちづくりを進めます。

■ 講ずべき施策に関する基本的方向

本市では、「館林市第五次総合計画」に基づき、「より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち」、「便利で快適な住みやすいまち」をめざし、さまざまな面から生活環境の整備、危機管理体制の充実、暮らしやすいまちづくりへの取り組みを進めています。総合戦略においては、地域間の連携や交通網の利便性を向上させるなど、人口減少下でも持続可能で活力のあるまちをめざし、これらの取り組みを強化・拡充します。

成果指標	基準値	目標値
住みよさランキング [出典：都市データパック]	273 位(平成 26 年版)	200 位以内(平成 31 年版)
それぞれの市が持つ都市力を複数の観点から分析し、平均化したランキング		

第2部

本論

後期基本計画

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



第1章

政策・施策の体系

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



紫乙女

【ムラサキオトメ】

鮮紫ピンク色で美しく、花弁の先が整っています。

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

- 施策目的01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる
- 施策目的02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる
- 施策目的03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる
- 施策目的04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる

基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

- 施策目的05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる
- 施策目的06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる
- 施策目的07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる
- 施策目的08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる

基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

- 施策目的09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる
- 施策目的10 適切な医療を受けることができるまちになる

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

- 施策目的11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる
- 施策目的12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる

基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

- 施策目的 1 3 生涯にわたって学び続けることができるまちになる
- 施策目的 1 4 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる
- 施策目的 1 5 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

- 施策目的 1 6 地域性に応じた土地利用ができているまちになる
- 施策目的 1 7 まちなかににぎわいがあるまちになる
- 施策目的 1 8 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる
- 施策目的 1 9 緑の多い魅力のあるまちになる

基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

- 施策目的 2 0 新しい産業が起きるまちになる
- 施策目的 2 1 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる
- 施策目的 2 2 安定した労働環境が整っているまちになる
- 施策目的 2 3 農産物を安定して提供できるまちになる
- 施策目的 2 4 多くの人が訪れたい個性と魅力のあるまちになる

基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち

- 施策目的 2 5 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる
- 施策目的 2 6 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる
- 施策目的 2 7 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる
- 施策目的 2 8 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる

第2章

施策目的

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



春 紫
【ハルムラサキ】

明るい紫赤色の美しいツツジです。花期は早く4月上旬に咲きます。

計画書の見方

本論

環境・安全

※基本目的 |

「施策目的」
基本目的を達成するための手段を記載しています。

施策目的01

良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる

市民一人ひとりが自然環境の大切さや重要さを認識し、日々環境にやさしい行動に心がけ、より良好な環境が形成されているまちをめざします

「現状と分析」
本市が置かれている現状や課題を記載しています。

現状と分析

- 環境問題は、私たちの日常生活やさまざまな経済活動から生じる河川や池沼の水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、オゾン層破壊をはじめ、その影響が地球規模に及ぶものがある。
- 身近な地域の環境が、良好な環境を改善し、保全していくことが求められています。
- 市民や事業者が、環境についての理解を深め、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全を優先させた実践活動を続けていくことが必要です。

「施策の方向」
今後のまちづくりの方向性を記載しています。

施策の方向

- 市民が環境の現状を認識し、環境保全意識の高揚を図るため、環境問題の啓発や環境学習の機会を提供し、環境教育を実施する。
- 市民や事業者などが環境保全活動に取り組むことを支援するとともに、協働して環境保全活動を推進する。
- 低炭素社会の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーなど*を普及させるとともに、環境負荷の軽減に努めます。
- 河川や池沼の水質、大気、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの環境の状況を常に把握するとともに、事業所への調査や指導を行うことにより、公害の防止に努めます。
- 生活排水を適正に処理するために、公共下水道などを地域の特性に応じてよりいっそう計画的に整備し、利用を促進するとともに、施設の長寿命化を図りながら維持管理に努めます。
- 水に親しみ、ふれあえる地域の貴重な水辺環境、身近な野生生物や貴重動植物が多数見られる生物多様性に富んだ自然環境の保全と創出に努めます。
- 地球温暖化対策や暑さ対策に重要な役割を果たす緑の普及や啓発に努めます。
- 市民と連携して、環境美化、衛生向上、動植物の保護に努めます。

※ 再生可能エネルギーなど：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。(太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス) また、将来的なエネルギーとして水素の利活用も注目されている。

36 たてばやし市民計画2020

より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

「基本目的」

将来のまちの姿を実現するための、基本的な方向を示したものです。

「指標」

各施策の達成状況を測るものです。基準値からの今後の目標を矢印で示しています。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
BOD 数値 (城沼中央の水質)	水の汚れ具合を表す目安(BOD とは生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好 【参考】鶴生田川(城沼)の環境基準点は、城沼下流の岩田橋。環境基準値(BOD)は 5mg/ℓ 以下	8.0mg/ℓ (平成 26 年度)	↓↓↓
下水道水洗化率	公共下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すもの	86.5% (平成 26 年度)	↑↑↑
CO ₂ 排出の抑制を心がけている市民の割合	市民活動調査 「地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷暖房機の控えめな温度設定、自動車利用を避けるなど、CO ₂ の排出を抑制する活動」	83.5% (平成 25 年度)	↑↑↑
良好な環境をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護など、良好な環境をつくるための活動」	42.6% (平成 25 年度)	↑↑↑



基本目的 I

環境・安全

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 01

良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる

市民一人ひとりが自然環境の大切さや重要さを認識し、日々環境にやさしい行動に心がけ、より良好な環境が形成されているまちをめざします

現状と分析





- 環境問題は、私たちの日常生活やさまざまな経済活動から生じる河川や池沼の水質汚濁、大気の汚染、騒音・振動、悪臭問題などから、地球温暖化やオゾン層破壊をはじめ、その影響が地球規模に及ぶものまで多岐にわたります。
- 身近な地域の環境から地球環境まで、さまざまなレベルの環境を改善し、保全していくことが求められています。
- 市民や事業者が、環境についての理解を深め、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全を優先させた実践活動を続けていくことが必要です。

施策の方向

- 市民が環境の現状を認識し、環境保全意識の高揚を図るため、環境問題の啓発や環境学習の機会を提供し、環境教育を推進します。
- 市民や事業者などが自ら進んで快適な環境づくりに取り組むことを支援するとともに、協働して環境保全活動を推進します。
- 低炭素社会の構築をめざし、省エネ活動の推進や再生可能エネルギーなど[※]を普及させるとともに、環境負荷の軽減に努めます。
- 河川や池沼の水質、大気、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの環境の状況を常に把握するとともに、事業所への調査や指導を行うことにより、公害の防止に努めます。
- 生活排水を適正に処理するために、公共下水道などを地域の特性に応じてよりいっそう計画的に整備し、利用を促進するとともに、施設の長寿命化を図りながら維持管理に努めます。
- 水に親しみ、ふれあえる地域の貴重な水辺環境、身近な野生生物や貴重動植物が多数見られる生物多様性に富んだ自然環境の保全と創出に努めます。
- 地球温暖化対策や暑さ対策に重要な役割を果たす緑の普及や啓発に努めます。
- 市民と連携して、環境美化、衛生向上、動植物の保護に努めます。

※ 再生可能エネルギーなど：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス）また、将来的なエネルギーとして水素の利活用も注目されている。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
BOD 数値 (城沼中央の水質)	水の汚れ具合を表す目安(BOD とは生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好 【参考】鶴生田川(城沼)の環境基準点は、城沼下流の岩田橋。環境基準値(BOD)は 5mg/ℓ 以下	8.0mg/ℓ (平成 26 年度)	
下水道水洗化率	公共下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すもの	86.5% (平成 26 年度)	
CO ₂ 排出の抑制を心がけている市民の割合	市民活動調査 「地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷暖房機の控えめな温度設定、自動車利用を避けるなど、CO ₂ の排出を抑制する活動」	83.5% (平成 25 年度)	
良好な環境をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護など、良好な環境をつくるための活動」	42.6% (平成 25 年度)	



施策目的 02

ごみを減らし、 資源を生かすまちになる

ごみになるものの発生を抑制し、
資源の有効活用を推進することにより、
資源循環型のまちをめざします





現状と分析

- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさ
と便利さをもたらしましたが、限りある資源の枯渇化とさまざまな地球環境問題をもたら
しました。
- 本市では、ごみの減量化や分別の徹底によるリサイクルの推進に取り組んできた結果、市民
一人当たりのごみの排出量は減少傾向にあるものの、未だ全国平均を上回っている状況にあ
ります。
- 市民、事業者、行政が、ごみの排出量を可能な限り減らすとともに、限りある資源を循環・
再利用しながら、有効に活用していく循環型の社会を構築することが求められています。
- ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、今後の安全で安定したごみ処理の推進、環境負荷の少
ない処理システムづくりが求められています。

施策の方向

- 市民や事業者と連携し、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサ
イクル)の3Rを推進するために、さまざまな人たちを対象とした啓発の機会を充実すると
ともに、3Rのしくみづくりに取り組みます。
- 排出されたごみを効率的に収集し、環境にやさしく適切に処理します。
- 館林市、板倉町、明和町の1市2町による新たな広域ごみ処理施設(事業主体：館林衛生施
設組合)を建設し、運営します。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
市民一人当たりごみの排出量	市民が一人当たり、1日にどれくらいのごみを排出しているか、量を計算したもの (年間ごみ総処理量÷市人口÷年間日数)	1,034 g (平成 26 年度)	
資源化率	排出されたごみのうち、資源化したものを率であらわしたもの (資源化量÷年間ごみ総処理量)	21.9% (平成 26 年度)	
ごみ減量のためにさまざまな工夫をしている市民の割合	市民活動調査 「(各個人が)ごみ減量のために、過剰包装や使い捨て商品を避けたり、不要品の譲りあいや修理修繕をして品物を長く使う活動」	84.1% (平成 25 年度)	
地域として、ごみの発生抑制、再利用、再資源化に取り組んでいる市民の割合	市民活動調査 「地域として不要品の回収や譲りあいなど、ごみの発生抑制、再利用、再資源化のための活動」	50.8% (平成 25 年度)	

施策目的03

安全でおいしい水が 安定的に供給されているまちになる

利用者に信頼される質の高い
水道サービスが安定的に供給されている
まちをめざします

現状と分析


- 安全で良質な水道水を供給するため、適切な水質管理に努めていますが、よりおいしい水への対策が求められています。
- 水道水の安定的供給のため、老朽化した施設の更新や耐震化が必要です。
- 水道水の有効利用、省エネルギーなど環境への配慮が求められています。
- 渇水、地震などの災害時の危機管理への対応が必要です。

施策の方向

- 限りある水資源を保全するとともに、安全でおいしい水道水を供給するため、水質管理体制の強化を図ります。
- 災害時にも安定して水道水を供給するため、老朽化した水道施設を計画に基づき更新し、耐震化を進め、水道施設の基盤強化を図ります。
- 適正な財政計画のもと、適切な利用者負担により安定的に水道水が供給できるよう、群馬東部水道企業団[※]により広域化を推進するとともに、水道事業の効率化や経営の健全化及び利用者サービスの充実を図ります。
- 危機管理マニュアルの見直しや応急給水用設備の充実に努め、近隣水道事業者や関係機関との連携による相互応援体制を充実し、災害時の危機管理体制を強化します。
- 環境に配慮した水道をめざすため、漏水防止対策による水資源の保全、省エネルギー機器導入や機器運用の創意工夫による消費電力の削減に努めます。

※ 群馬東部水道企業団：太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の3市5町による水道事業を行う企業団。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
有効率	水道使用上有効に使用された水量 (有効水量÷総配水量)	94.0% (平成 26 年度)	



施策目的 04

災害に強く、犯罪のない 安全安心なまちになる

災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、災害の発生時には迅速・的確に対応するとともに、防犯意識や交通安全意識を高めるなど、犯罪・交通事故の起きにくいまちをめざします

現状と分析

- 自然災害、事故や火災などの災害発生時には、市民の生命や財産が危険にさらされ、生活に大きな影響が生じます。
- 竜巻災害や東日本大震災などの教訓を踏まえ、市民一人ひとりの災害に対する備えや意識が高まっており、防災力を高めるためには、さらに自助・共助の体制を推進することが重要です。
- 災害時に被害を最小限に抑えるためには、さまざまな災害で想定される被害に備え、行政とライフライン機関が連携した体制づくりが必要です。
- 火災や風水害のほか、竜巻や大規模地震などのさまざまな災害、高齢化など社会構造の変化により消防需要が増大しています。迅速かつ的確に消火や救助をはじめとした各種活動を行えるように、適切な消防力を確保し、消防活動体制の充実強化を図っていく必要があります。
- 不審者による子どもへの声かけや高齢者をねらった振り込め詐欺や空き巣などの犯罪が発生しており、市民への防犯啓発や地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。また、管理不全の空き家が増加しており、市民生活に危険と不安をもたらしています。
- 交通事故防止のためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させるなど、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。
- 近年、あらゆる年代層を狙った「悪質商法」が横行し、社会問題となっています。時代とともに変化し、巧妙化、複雑化する消費者トラブルから身を守るために、市民一人ひとりが正しい知識や情報を得ることが必要です。

施策の方向

- 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成や地域の防災訓練への積極的な参加を促し、市民、行政、関係団体が一体となった防災体制づくりを推進します。
- 地域防災計画に基づき、初動体制の強化、情報伝達の強化、備蓄品の充実、要配慮者^{※1}への避難支援、自主防災組織の強化など総合的な防災対策や減災対策を推進します。
- 災害や避難などに関する情報伝達を強化するとともに、情報の共有化を図り、市民の災害への備えや適切な避難行動などの啓発に努めます。
- 被災時の迅速なライフライン^{※2}の確保、日頃からの防災用品の備蓄に努めるとともに、防災協定による医療・生活用品の供給体制を充実させ、被災直後の需要に対応できる体制を充実します。
- 住宅や建築物の耐震化の促進を図るため、住宅や建築物の所有者などが、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努めます。
- 洪水被害を未然に防止するため、市民、河川管理者をはじめとする水防関係機関と連携を図りながら、危険箇所^{※3}の早期発見と予防に努めるとともに、関連情報を市民に迅速かつ的確に提供し、適切な避難誘導により、市民の安全を確保します。
- 雨水の急激な流出を抑制し、排水機能を強化するため、雨水の一時貯留や浸透に努めるとともに、準用河川や幹線排水路及び雨水きょなどの排水処理を計画的に整備、改修し、維持に努めます。
- 火災や事故はもとより、各種災害発生時に万全な消火救助活動ができるように消防職団員の人員の確保及び教育訓練を進めるとともに、効率的かつ的確に活動できるよう各種資機材や施設の充実強化を図り、特に地震災害時に必要な応援設備や受援設備を備えた施設の整備を進めます。
- 警察、市民、関係団体と連携を図り、地域ぐるみの防犯や見守り活動を支援するとともに、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい地域環境づくりを図ります。
- 市民生活の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や活用などの総合的な空き家対策を推進します。

* 基本目的 I













- 交通事故の防止のため、地域、学校、警察及び関係団体と連携し、子どもから高齢者まで各年代に応じた交通安全教育に取り組み、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
- 交通事故の発生の恐れがある道路や交差点などにおいて、カーブミラー、警戒標識及び道路区画線などの交通安全施設の整備を図ります。
- 消費者被害を未然に防ぐために、消費生活に関する啓発や情報提供を積極的に行い、また、相談体制を充実させるなど、消費生活の安全性を確保し、安心した生活がおくれるよう消費者保護を図ります。

※1 要配慮者：災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などをいう。

※2 ライフライン：電気、ガス、上下水道、通信、交通網など、都市機能を維持し人々が日常生活を送るうえで必須の諸設備。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
自主防災組織設置率	行政区の自主防災組織設置率	89.4% (平成 26 年度)	
幹線排水路の整備率	幹線排水路の全延長に対する改修率	71.16% (平成 26 年度)	
公共下水道雨水きよの整備率	市内の事業認可を受けた雨水きよ整備計画延長のうち整備済延長の割合	72.3% (平成 26 年度)	
消防車の平均到着時間	消防車の通報から現場までの平均到着時間	8.3 分 (平成 26 年)	
救急車の平均到着時間	救急車の通報から現場までの平均到着時間	9.7 分 (平成 26 年)	
刑法犯認知件数	警察が把握した市内の犯罪発生数	674 件 (平成 26 年)	
交通事故発生件数	市内で発生した人身事故の件数	424 件 (平成 27 年)	
消費生活センター出前講座回数	市民団体やグループの求めに応じて、センター職員が地域に出向き、消費生活センターの業務内容、悪質商法にだまされない方法、最新の相談事例、被害ゼロに向けての心構えなどの説明を行う消費生活センター出前講座の回数	17 回 (平成 26 年度)	
災害に備えさまざまな準備をしている市民の割合	市民活動調査 「災害に備えて家具の固定、水や食糧の備蓄、非常持ち出し品の用意などを行っている活動」	46.9% (平成 25 年度)	
ご近所の方たちと声かけをしている市民の割合	市民活動調査 「防犯やお互いの見守りのため、ご近所の方たちと声かけをしている活動」	53.5% (平成 25 年度)	
自主防災組織などに参加している市民の割合	市民活動調査 「自主防災組織による防災訓練など、災害時に被害を最小限に抑えるための活動」	20.2% (平成 25 年度)	
地域ぐるみで自主防犯活動などを行っている市民の割合	市民活動調査 「地域ぐるみの自主防犯活動など、犯罪が起こりにくい活動」	18.6% (平成 25 年度)	

基本目的Ⅱ

福 祉

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的05

地域で支えあい、 誰もが自立できるまちになる

市民の誰もが住みなれた地域で自立して、
生きがいに満ちた生活を
おくれるまちをめざします

現状と分析







- 地域住民の連帯意識が薄れ、地域でお互いに協力し、助けあうといったことが難しくなっています。
- 自らの意思と責任において自分らしい生き方などを追求する「自助」を基本としつつ、地域住民の助けあいによる「共助」、そして行政による「公助」のバランスのとれた地域福祉を推進し、今まで以上に保健、医療、福祉、介護が連携を強化し、よりいっそうの支援体制の整備を図ることが必要です。
- 市民一人ひとりが地域に目を向け、互いに個性や自由を尊重しながら助けあう意識や活動が根づいていくことが重要です。

施策の方向

- 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携を図りながら、福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と、活動への参加を支援します。
- 身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、保健、医療、福祉、介護の各機関と連携し、相談機能を充実します。
- 個別に実施している相談窓口のシステム化を図り、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、総合相談体制を整えます。
- 誰もが地域で自立した生活がおくれるように、地域包括ケアシステム^{*}の支援体制の整備に努めます。

^{*} 地域包括ケアシステム：ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活上の安全、安心、健康を確保するために、地域住民との協力体制の充実を図りながら、医療、介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような生活支援体制。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数	398人 (平成26年度)	
福祉NPO法人数	館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数	15法人 (平成26年度)	
小地域福祉ネットワーク設置数	在宅の概ね65歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、地域住民の孤独解消のため日常的な見守りや支援活動を行うネットワーク数	327組 (平成26年度)	
小地域福祉ネットワーク協力者数	在宅の概ね65歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、地域住民の孤独解消のため日常的な見守りや支援活動を行う協力者数	768人 (平成26年度)	
地域のなかで相談したり、助けあえる友人・知人がいる市民の割合	市民活動調査 「同居の家族以外に、地域のなかで相談したり、助けあったりする頼りになる友人・知人がいる」	64.8% (平成25年度)	
地域の困った問題を、近所で協力して取り組んでいる市民の割合	市民活動調査 「地域の困った問題について、近所の方たちと協力して取り組んでいる」	33.8% (平成25年度)	

施策目的06

高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる

高齢者が健康で生きがいをもって自立し、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします

現状と分析

- 本市の高齢化率(65歳以上の人口比率)は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)には30.1%になると見込まれ、また、65歳以上の高齢者のいる世帯や高齢者のみの世帯数は、高齢化率の上昇にともない年々増加しています。こうした高齢者が自立していくためには、健康寿命^{*1}を延ばし、これまで培ってきた知識や経験、技能を生かしながら積極的に社会参加し、生きがいを実現することが重要です。
- 高齢化率の上昇と75歳以上の後期高齢者の増加にともない、介護保険における要介護、要支援の認定者は年々増加傾向にあります。今後は、介護にならないための予防活動に重点を置き、状態の改善や悪化の防止を図るとともに、介護が必要な状態になった場合でも、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるように、多様なニーズに対応したサービスの提供が必要です。

施策の方向

- 高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮できるよう、学習や交流の機会、場所の整備など環境づくりに取り組むとともに、就労機会の充実やボランティア活動など、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。
- 地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住みなれた地域で、自分らしく健康でいきいきとした生活を継続するために、介護予防を充実するとともに、地域の人たちが運営する居場所やサロン運営など地域住民の自主的な活動の支援や、介護サービス、在宅福祉サービス、権利擁護^{*2}など、高齢者に対する包括的なサービスが提供できるように努めます。
- 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化を図り、同センターを中心に地域の区長、民生委員・児童委員、住民、ボランティアと協働することで多様なニーズに対応するとともに、地域での見守り支援や連携体制の推進に努め、虐待の防止を図るなど、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるようなしくみづくりに努めます。
- 高齢者虐待などに対して、高齢者の権利擁護に取り組みます。そのために、成年後見制度や日常生活自立支援事業などのしくみや利用方法について周知啓発を図るとともに、NPOやボランティアと協働し、市民後見人の養成を図ります。

- 介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進体制の整備充実を図ります。

※1 健康寿命：健康上問題なく、日常生活において他者からの支援を受けずに生活できる期間。

※2 権利擁護：自分の利益を自分の力で守ることが困難になることに対して、市民後見人制度や成年後見制度、自立支援事業などを活用してさまざまな権利を保護し、高齢者を介護する人への支援も行うことにより、虐待の予防と高齢者の尊厳を守る。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
第1号被保険者に占める要介護認定及び要支援認定者の割合	65歳以上の第1号被保険者のうち要介護認定及び要支援認定者の割合	16.1% (平成26年度)	⇒
高齢者の就業割合	65歳以上の人口に占める就業者の割合	21.1% (平成22年度)	⇒
生きいきサークル活動団体数	介護予防事業の「ずーっと生きいき教室」終了後も、身体機能の維持向上や交流を図る自主グループの団体数及び活動人数	9団体 (平成26年度)	⇒
生きいきサークル活動人数		(活動実人数) 262人 (活動延人数) 2,342人 (平成26年度)	⇒
介護支援ボランティア活動人数	市内の介護保険施設や市または高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）実施の介護予防教室でのボランティア活動を行う人数	(登録人数) 88人 (活動実人数) 46人 (活動延人数) 901人 (平成26年度)	⇒
高齢者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	19.6% (平成25年度)	⇒

施策目的07

障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる

障がい者と健常者とがお互いを尊重しあい、
自立した生活をおくることができる
まちをめざします

福
祉

現状と分析




- 本市の身体障害者手帳などの交付状況は、疾病構造の変化や高齢化の進行などにもともない、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、また、障がいの重度化などの傾向もみられ、障がい者や家族のニーズを的確にとらえて、きめ細かなサービスをさらに充実させていく必要があります。
- 障がい者の雇用状況の動向は、実雇用率においてはゆるやかな増加傾向にあるものの、法定雇用率^{*}達成企業の割合は、総体的に横ばい傾向にあり、安定した就労機会の確保が強く求められています。
- 地域社会全体で障がい者を支えていく体制を整えながら、地域で暮らせるための生活支援や、一人ひとりのニーズと適性に応じた自立支援を行うことで、自立や社会参加の実現を図っていくことが求められています。

施策の方向

- 個々の意欲や能力に応じた就労ができるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の拡大と安定雇用の促進に努めます。
- 「館林市障がい者総合支援センター」を地域生活の拠点に、障がい者の社会参加をさらに促進します。
- 発達障がい者を取り巻く環境や悩みを市民全体で受け止め、支えあえるよう、人材の育成や啓発を推進するとともに、支援体制の整備に努めます。
- 障がい者のさまざまな活動への参加機会を確保し、生活の質を高めるため、関係機関と連携し、障がい者施策の充実を図るとともに、文化活動やスポーツ活動に親しめる体制づくりと情報提供に努めます。
- 住みなれた地域で家族と安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスを充実するとともに、生活訓練や機能訓練などに関して適切な支援を行います。
- 障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。
- 障がい者が、地域で自立した生活がおくれるよう、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。

注1 「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしている。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記している。
 注2 本書では「障がい者」は「障がい児」を含んで表記している。
 ※ 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や国、地方公共団体は、それぞれの決められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者などを雇用しなければならないこととされている。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
民間企業における障がい者の実雇用率	民間企業(50人以上規模の企業)に雇用されている、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合	1.80% (平成27年度)	
法定雇用率達成企業の割合	民間企業(50人以上規模の企業)に雇用される従業員のうち、一定割合(法定雇用率、民間企業の場合2.0%)以上の障がい者雇用を達成した企業の割合	52.3% (平成27年度)	
障がい者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	19.6% (平成25年度)	



施策目的08

互いに助けあい、 安心して生活できるまちになる

市民が一生を通じて安心して生活をおくれるよう社会保障制度の機能が十分に発揮され、突然の病気や事故、老齢などによる不安が解消される社会をめざします

現状と分析

- 国民年金制度は、保険料を納めることで、老後の生活や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、生活を支える重要な役割を担っています。高齢化の進行により公的年金に対する期待は高まる一方、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。
- 市民の年金受給権を確保するためには、国との連携を図りながら、適用、給付、相談体制の充実が必要です。
- 国民健康保険などの医療保険制度は、病気やけがのときに安心して医療を受けるために重要な役割を果たしていますが、高齢化や医療の高度化などにより医療費が年々増加しており、その事業運営は大変厳しい状況です。
- 健康づくりや疾病予防を重視し、医療が必要な人に安定して医療サービスが提供できるよう、保険料の収納率の向上などの健全な財政運営が求められています。
- 生活保護の動向は、世帯構造の変化や高齢社会の進行などにより、全国的に保護を受けている世帯が増加しており、本市においても同様の傾向があります。
- 生活困窮者への自立支援をはじめ、保護が必要な人に対し、生活の実態やニーズを的確に把握し、最低限度の生活を保障することにより、自立を促すことが引き続き大きな課題となっています。
- 母子家庭や父子家庭などの件数は横ばい傾向ですが、平均所得は、そうではない家庭の所得の平均より下回っています。そのことから安定した生活を確保するためには、経済的な自立への促進、就業支援や相談体制の充実が必要です。

施策の方向





- 年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、より多くの市民が年金を受給できるように努めます。
- 国民健康保険などの事業を健全に運営するため、被保険者資格の適用適正化や保険税の納付に対する理解の促進を図るなど、収納率の向上に努めるとともに、診療報酬明細書^{※1}の効率的な点検など、医療費の適正化を推進します。
- 国民健康保険などの被保険者の疾病予防、健康の維持や増進を図るため、特定健康診査などの保健事業を充実強化します。
- 中学校卒業までの子どもや心身障がい者、母子家庭や父子家庭などの健康を支えるため、医療費の助成を行います。
- 民生委員・児童委員など関係機関と連携を図り、生活困窮世帯及び保護が必要な世帯に対し生活支援を行うとともに、生活困窮者自立支援法及び生活保護法の適用について適正な運用に努めます。
- 生活困窮や生活保護に関する相談は複雑、多様化しているため、相談員や生活保護のケースワーカー^{※2}は民生委員・児童委員などと連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、個々の世帯の実情に即した助言や指導を実施し、就労支援の充実により、生活困窮世帯や保護を受けている世帯の自立を支援します。
- 母子家庭や父子家庭などに対する生活の安定と自立を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制や指導體制の強化に努めます。

※1 診療報酬明細書：患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合など)に請求する医療費の明細書のこと。

※2 ケースワーカー：精神的、身体的、社会的な生活上の問題をかかえる個人や家族に個別的に接し、問題を解決できるような援助活動に従事する社会福祉の専門家のこと。

指 標

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
国民年金保険料納付率	本市の国民年金加入者の保険料納付率	64.8% (平成 26 年度)	
国民健康保険税収納率	本市の国民健康保険税の収納率	90.09% (平成 26 年度)	
生活保護世帯から自立した世帯数	本市の生活保護世帯のうち、就労などにより自立した世帯数	22 世帯 (平成 26 年度)	
児童扶養手当受給者のうち自立した受給者数	本市の児童扶養手当受給者のうち、就労などにより自立した受給者数	88 人 (平成 26 年度)	

福
祉



基本目的Ⅲ

健 康

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的09

地域全体で健康づくりに 取り組むまちになる

市民一人ひとりが真に豊かな暮らしを実感していきいきとした活動をするため、疾病予防や健康回復を心がけ、すべての市民が心身ともに健康なまちをめざします









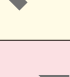

現状と分析

- 平均寿命が延びる一方、生活習慣病の発症率は高齢になるほど高まり、本市においても死因の上位を占めています。これに起因して寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっており、健康寿命を延ばし平均寿命との差を縮めることが重要視されています。
- 高血圧や糖尿病、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病が増加している状況において、市民が日常生活のなかで、自らの健康に関心を持ち、積極的に健康の維持や増進に取り組む活動を促進するためには、食生活の改善や運動支援などの疾病予防に重点を置いた施策が求められています。
- 健康診査や各種がん検診などを通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。今後は、地域ぐるみでの健康の意識向上が重要であり、その対策が求められています。
- 社会環境の変化にともなうストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。こうしたなか、心の健康も含めた健康の維持や増進を重視して取り組むことが必要です。

施策の方向

- 市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援や市民参加型の健康学習、健康相談など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。
- 心の健康を含めた健康づくりを推進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康の維持や増進に関する場や機会などの情報提供と環境整備を充実します。
- 医師会など関係機関と連携し、疾病予防のための正しい知識や予防接種の必要性の普及啓発を図り、感染症などの疾病の予防やまん延の防止に努めます。
- 疾病の早期発見や早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、健康の維持や回復に対する意識の向上に努めます。
- 健康診査の結果により指導や医療が必要な人に対して、きめ細かな保健指導を実施し、健康回復を支援するとともに、関係機関と連携して食事や運動などの生活習慣の改善のための指導を実施し、健康増進を図ります。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
健康づくりグループ活動団体数	本市で把握している健康づくりをテーマに活動している自主団体の数及び活動人数	21 団体 (平成 26 年度)	
健康づくりグループ活動人数		390 人 (平成 26 年度)	
大腸がん検診受診率	国のがん検診推進事業の対象である大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 (子宮頸がん検診、乳がん検診は過去 2 年間の受診率)	19.0% (平成 26 年度)	
子宮頸がん検診受診率		49.3% (平成 26 年度)	
乳がん検診受診率		52.0% (平成 26 年度)	
生活習慣病予防健康診査のうち、要指導、要医療者の割合	生活習慣病予防健康診査受診者のうち指導や医療が必要な人の割合	71.1% (平成 26 年度)	
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群の割合	国民健康保険被保険者の特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	27.2% (平成 25 年度)	
健康の維持や体を鍛えるために運動をしている市民の割合	市民活動調査 「健康の維持や体を鍛えるために運動をすること」	60.1% (平成 25 年度)	
定期的に健康診断を受けている市民の割合	市民活動調査 「定期的に健康診断を受けること」	81.3% (平成 25 年度)	
心身ともに元気で暮らせるよう、地域の人々とともに健康づくり活動をしている市民の割合	市民活動調査 「地域の人々が心身ともに元気で暮らせるよう、ともに健康づくりをするための活動」	20.5% (平成 25 年度)	

施策目的10

適切な医療を受けることができるまちになる

すべての市民が安心して生活をおくれるよう、病院・診療所が身近にあり適切な医療を受けられるとともに、緊急の事故や病気の際にも速やかに医療を受けることができるまちをめざします

現状と分析

- 本市のかかりつけ医を持つ市民の割合は、平成26年度実施の健康づくりに関する調査によると66.7%であり、かかりつけ医は日常的な診療のほか、疾病予防や健康管理の助言、さらに病状によっては適切な医療機関を紹介するなど心強い存在です。また、インフォームド・コンセント^{*1}の実現に重要な役割を果たし、病院と診療所の機能分担をいっそう推進する観点からも、かかりつけ医を持つ市民が増えることは重要です。
- 市内の医療関係従事者(医師、歯科医師、看護師、助産師など)数は、ほぼ横ばい状況にありますが、産科医や小児科医など、周産期医療^{*2}に関わる医療従事者の減少が問題となっています。
- 地域の中核病院である館林厚生病院においては、平成17年度より産科をはじめとする診療体制の縮小が続いています。医師の不足、都市部への集中や診療科の偏在は全国的にも問題となっており、これらの解決は大変重要な課題となっています。
- 長寿社会の進展、疾病構造や医療環境の変化などを背景に、救急業務に対する市民ニーズは今後もさらに高まることが予想されます。緊急時においても、いかなる時でも速やかに適切で高度な医療が受けられるよう、救急体制の充実と強化は必要不可欠なものです。
- 市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けることができるためには、医療を中核とした保健、福祉、介護の一体的なサービス供給の相互連携体制を構築することが必要です。






施策の方向

- 病院と診療所の機能分担を明確にし、市民一人ひとりがスムーズで効果的な地域医療を受けられるよう、身近な診療所である「かかりつけ医」を持つことの重要性について、広報紙などを通じ理解を深めます。
- 地域の中核病院として、館林厚生病院の機能を充実するとともに、病院と診療所との「病診連携」、さらには病院や診療所相互の「病病連携」、「診診連携」を強化し、地域の医療機関が一体となり医療需要に応えられる体制づくりを推進します。

- 休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。
- 緊急の事故や病気の際に速やかで適切に対応するため、第一次救急医療^{※3}の市内医療機関と第二次救急医療^{※4}の館林厚生病院の機能分担を明確にするとともに、館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実します。また、病院間や自治体間などにおける情報交換を進めながら、市や県境を越えた医療機関などとの連携や、広域での救急医療体制の構築を図るとともに、県相互の連携が図れるよう協力します。
- 市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、地方の医師不足や偏在の解消、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。
- 救命率の向上のため、心肺蘇生法の普及に努めるとともに、通報や救急現場到着までの時間短縮と、より適切で高度な救急業務を実施するために人員や資機材の配備運用の充実強化を図ります。

※1 インフォームド・コンセント：投薬、手術、検査などの医療行為などに際して、医師が病状や治療方針をわかりやすく説明し、患者の同意を得ること。
 ※2 周産期医療：妊娠満22週以降生後7日未満の間を周産期といい、危険度の高いこの期間における胎児、母体、新生児に対する一貫した医療のこと。
 ※3 第一次救急医療：入院治療の必要がなく外来で対応できる帰宅可能な軽症患者に対する救急医療のこと。
 ※4 第二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対する救急医療のこと。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
かかりつけ医所持率	健康づくりに関する調査におけるかかりつけ医を所持する市民の割合	66.7% (平成26年度)	
かかりつけ歯科医所持率	健康づくりに関する調査におけるかかりつけ歯科医を所持する市民の割合	73.4% (平成26年度)	
救急救命士の有資格者数	館林地区消防組合における救急救命士有資格者数	41人 (平成26年)	
普通救命講習受講者数	館林消防署(西・北分署含む)管内における普通救命講習受講者数	1,127人 (平成26年)	
周産期死亡率	群馬県館林保健福祉事務所調査による、出生1,000に対する妊娠満22週以後の死産及び生後7日未満の新生児死亡の割合	1.9 (平成25年)	

基本目的Ⅳ

子育て

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 1 1

子育てを社会全体で支えあい、 元気な子どもが育つまちになる

次代を担う子どもたちが、
地域社会の見守りのなかで明るく元気に
育まれるまちをめざします






現状と分析

- 核家族化の進行や地域の連帯意識の低下、保護者の働き方の多様化、少子化により子育て環境は大きく変わり、身近なところに育児の相談相手がない状況、子どもと接する時間の減少、子どもたちが互いに交流したり集団行動する機会の減少により、子どもにとって安全で安心な居場所や交流の場の確保が困難な状況を引き起こしています。また、母子の健康を脅かす感染症や妊娠、出産から子育てまでの育児不安が増大しています。これらの育児不安を解消するために、ニーズに対応した子育て支援体制を整えるほか、母親と子の健康を守る母子保健事業のいっそうの推進が必要です。
- 子どもに対する周囲の無関心は、地域における子どもの安全安心を阻害するだけでなく、子どもの問題行動を生みやすい状況をつくり出しています。
- 子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、関係する各種団体、機関、事業者などの連携をいっそう強化し、「地域の子ども」として見守る体制づくりが必要なほか、学校では経験できないような「学び」や「遊び」などの機会を充実することが求められています。

施策の方向

- 子どもの人権や利益を最大限に尊重しつつ、子育て世代の多様なニーズに対応できるよう、きめ細かな子育て支援体制を整えます。
- 母親と子の健康を守るため、予防を柱とした母子保健の充実を図るとともに、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制を整えます。
- 保育園や児童館などの保育環境の充実を図ります。
- 安全安心な子どもの居場所や交流の場づくりを進めるとともに、さまざまな社会体験、自然体験などの機会を提供し、心豊かでたくましい子どもの成長を支援します。
- 子どもを地域で見守り育てる体制を充実するとともに、非行防止対策を推進します。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康診査の受診率 (受診者数÷対象者)	4か月児：97.3% 10か月児：96.3% 1歳6か月児：97.2% 2歳児 歯科：96.5% 3歳児：96.1% (平成26年度)	
予防接種の接種率	予防接種の接種率 (麻疹風疹第1期・第2期)	第1期 98.6% 第2期 93.8% (平成26年度)	
妊婦健康診査受診率	妊娠を届け出た時に妊婦一人につき14枚発行した受診票に対し、実際に利用(妊娠届出の時期等により利用可能枚数に差がある)した受診票の割合	79.2% (平成26年度)	
子育て中の親を応援する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「子育ての不安や悩みを持つ親を助けて、子どもが元気に育つよう、子育てを応援する活動を行っている」	17.1% (平成25年度)	
子どもの心身の健全な成長を応援する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「地域の子どもたちが、体力、学力、人間性などバランスよく健全に成長するよう、応援する活動」	17.6% (平成25年度)	



施策目的 1 2

心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる

子どもたちが豊かな心とたくましさを身につけ、これからの社会を担うための人間として成長できるまちをめざします

子育て

現状と分析

- 家庭や地域の教育力が以前に比べて低下しており、学校がそれらの教育機能を補完しなければならない状況にあり、子どもの健やかな成長に対する家庭・地域・学校の三者の役割分担について再度確認する必要があります。
- 子どもは、自ら学ぶ意欲を身につけるとともに、変化の激しいこれからの社会を生きるために、必要な資質と能力を養うことが必要です。
- 社会の情報化の進展によって、携帯電話やスマートフォン、インターネットが急速に広がり、生活が便利になった反面、子どもがトラブルや犯罪に巻き込まれやすい環境となっており、情報の選択や活用についての正しい知識を持たせることが必要です。
- いじめや不登校、その他の問題行動など、子どもの健やかな成長を阻害する要因を根絶することが求められており、学校は家庭や地域と情報を共有し、その対策を講じるなど、三者一体となった取り組みが必要です。
- 学校は、子どもが一日の大半を過ごす場所であるため、安全と安心が十分に確保された環境づくりを進めていく必要があります。
- 子どもが将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することができるようさまざまなサポートが必要です。





施策の方向

- 子どもの「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」をバランスよく育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、小学校教育、中学校教育、特別支援教育の充実を図ります。
- 地域の教育力を生かした効果的な授業実践を促進します。また、学校評価結果をさまざまな教育活動に反映し、学校運営に生かします。
- 子どもを取り巻くさまざまな問題の解決に向けて、家庭・地域・学校は相互に連携を強め、三者一体となった取り組みを進めます。
- 幼児の教育施設、保育施設、小学校や中学校における子どもたちのさまざまな活動が、より安全で安心なものとなるよう、学習環境の充実を図ります。

- 各教科などの特性を生かしたり、家庭や地域との連携を図ったりするなど、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進します。
- 子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援をします。また、子どもが適切な進路を選択できるようにするとともに、望ましい勤労観や職業観を育てるためのキャリア教育*を充実します。
- 子どもや保護者が「食」の大切さについて学ぶことができるよう、教育活動全体のなかで食育を進めます。

* キャリア教育：一人ひとりの社会的自立や職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
標準学力テストで全国平均を上回る小学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、得点が全国平均を上回る小学校数 教科：国語・算数2教科 対象：6年生	8校 (平成26年度)	
標準学力テストで全国平均を上回る中学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、得点が全国平均を上回る中学校数 教科：国語・社会・数学・理科・英語の5教科 対象：2年生	4校 (平成26年度)	
新体力テストで全国平均を上回る小学校数	全国で実施される新体力テストにおいて、得点が全国平均を上回る小学校数 対象：5年生	5校 (平成26年度)	
新体力テストで全国平均を上回る中学校数	全国で実施される新体力テストにおいて、得点が全国平均を上回る中学校数 対象：2年生	1校 (平成26年度)	

基本目的V

学 び

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 1 3

生涯にわたって学び続けることができるまちになる

人々の生涯を通じた学びが保障され、
その成果があらゆる場面で生かされる
まちをめざします




現状と分析

- 学習活動が活発化し、ニーズが多様化する一方、地域や生活に関する現代的課題を解決するための生涯学習に取り組むことが求められています。
- いつでもどこでも自分に適した方法や内容で生涯学習に取り組むことができるようにするため、学習機会の拡充や学習情報提供体制、学習相談体制の充実が必要なほか、学んだ成果をボランティア活動などに生かすことのできる体制づくりを進める必要があります。
- 生涯学習活動をより活発化させるために、身近な場所で学習できる環境づくりが必要です。

施策の方向

- 多様な学習ニーズに対応しつつ、現代的課題を踏まえた生涯学習を推進します。
- 地域指導者の養成に努めるほか、各種ボランティア活動に取り組みやすい環境づくりを行うなど、多様な学習活動を支援します。
- 生涯学習活動の拠点となる施設の充実を図るとともに、計画的に維持管理を行います。
- 学習機会の拡充や適時性のある学習情報提供に努めるとともに、学習相談体制の充実を図ります。
- 生涯学習のまちづくりを進めるため、関係各種団体の育成及び自主的活動に対する支援を行います。
- 学ぼうとする意欲に応えるとともに、知的好奇心を満たし、夢と希望を育む学びの実現に取り組めます。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
生涯学習ボランティア登録数	地域の生涯学習指導者として登録しているボランティアの数(個人及び企業・団体)	88件 (平成26年度)	
生涯学習関係団体・サークルの登録数	公民館をはじめ、地域の生涯学習施設に登録のうえ、定期的に活動している団体の数	728団体 (平成26年度)	
自分を高めるために何かを勉強したり、研究している市民の割合	市民活動調査 「自分を高めるために何かを勉強したり、研究したりすること」	52.2% (平成25年度)	



施策目的 1 4

芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる

郷土の歴史や文化を理解し、
地域の特色や伝統に根ざした新しい文化を
創造できるまちをめざします




現状と分析

- 高度で多様化した今日の社会に適応し順応していくためには、情操を養い、心や暮らしのなかにゆとりと潤いを持つことが必要です。しかし一方では、社会構造や経済機構の変化によるライフスタイルの変容のなかで、芸術や文化に対する市民のニーズも多様化してきており、今日まで受け継がれてきた伝統的な文化や歴史的な遺産が加速度的に失われてきています。
- 我が郷土館林は、利根川と渡良瀬川の二大河川に挟まれ、豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、古くから特色のある歴史や文化を育んできたことから、市内には多くの文化遺産が伝えられています。
- 私たちは、先人たちが伝え残してきた文化遺産を知り、先人たちの偉業を学び、地域に根ざした歴史や文化を理解し継承することで、郷土に愛着や誇りを持ち、自己を確立し、生きがいを持って生活するとともに、地域社会に貢献していかなければなりません。そのためには、郷土の歴史や文化、優れた芸術に触れ、親しみ、学び、活動できる環境づくりが必要です。

施策の方向

- 芸術活動や文化活動の拠点となる施設の充実を図ります。
- 芸術や文化に対する教養を高め、感受性を養うために、優れた芸術を鑑賞する機会を設けます。
- 情操を養い、心や生活にゆとりと潤いを生むために、芸術活動や文化活動の機会を提供するとともに、支援を行います。
- 彫刻を生かしたまちづくりなど、郷土の自然や歴史と調和した豊かな芸術環境や文化環境の創造に努めます。
- 館林の歩んできた歴史、館林で培われた伝統を示す証しである文化遺産を失うことなく次世代の人々に受け継ぐため、歴史的な遺産、伝統的な所産などの適切な保存や管理、修理や整備を行うとともに、後継者の育成や眠っている文化的資産の掘り起こしを行います。
- 次世代の人々に郷土の歴史や文化を正しく伝えるため、文化遺産の調査や研究を行い、その価値を引き出すとともに、その成果を市史や図書などにまとめ、地域に根ざした新しい文化創造の素材として幅広く活用されるように努めます。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
文化施設における年間利用者数	文化会館、三の丸芸術ホール、第一資料館、第二資料館、田山花袋記念文学館の年間利用者数	223,620人 (平成26年度)	
芸術文化活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「自分自身が芸術文化活動を行うこと」	21.6% (平成25年度)	
芸術や文化などに学ぶ意欲を持つ人々のために貢献する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「芸術、文化、教養など、学ぶ意欲や知的好奇心を持つ地域の人々のために貢献する活動」	17.1% (平成25年度)	



施策目的15

楽しんでスポーツができる環境があり、 スポーツが盛んなまちになる

いつでも、どこでも、だれでも
スポーツを楽しむことができ、競技力の高い選手が育つ
まちをめざします




現状と分析

- 近年、健康づくり、体力の維持や向上、仲間づくりなどを目的として、スポーツ活動に取り組む市民は多く、競技スポーツに加えて生涯スポーツに対するニーズも多様化しています。
- 生涯スポーツには気軽な社会参加を促す役割があり、スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりへの期待が高まっています。生涯スポーツのまちづくりを進めるためには、だれもが年齢や体力に応じて適切なスポーツを選べることや身近な場所で活動できることが大切です。
- 競技スポーツは、個人や団体を問わず、幅広い年代層において活発な活動が展開されています。競技スポーツ選手や団体が競技力を高めたり、より高度な技能を習得するためのさまざまな支援が必要なほか、競技者人口を増やし、相互に切磋琢磨できるスポーツ環境づくりが必要です。
- 多くの市民がスポーツを楽しんだり、競技力を高めたりしていくために、安全と安心が確保された施設が求められています。

施策の方向

- スポーツや体力づくりに関する正しい知識を身につけるため、また、スポーツへ取り組むきっかけづくりのための学習情報や学習機会を提供します。
- 生涯スポーツに対する多様なニーズに応えるため、また、地域の生涯スポーツを促進するための環境づくりを進めます。
- 地域のスポーツ活動がより活発化するように、地域指導者の養成を図ります。
- 市民の主体的な活動を促進するために、各種スポーツ団体の自立を支援します。
- 団体や個人の競技力を高めるため、競技者人口の拡大や指導者の養成を図るほか、ジュニア世代から段階的に選手を育成する体制づくりを進めます。
- スポーツを行う個人や団体が、スポーツ施設を安全で安心して利用できるよう、施設の充実に努めるとともに、計画的に維持管理を行います。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
週1回以上のスポーツ実施率	週に1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	45.9% (平成27年度)	
公園競技施設の利用者数	城沼総合体育館をはじめとする公園競技施設における年間の利用者数	395,898人 (平成26年度)	
スポーツに取り組む市民のために貢献する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「スポーツを楽しむ地域の人々や、競技スポーツに取り組む市民のために貢献する活動」	17.8% (平成25年度)	



基本目的VI

都 市

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的16

地域性に応じた土地利用が できているまちになる

自然や農地を保全しつつ、
住環境に配慮した住みやすい
まちをめざします

現状と分析

- まちなかのみならず、郊外の居住地においても、人口減少が進むことが予想されます。それぞれの地域の実態にあった対策が求められています。
- 住宅地のなかに工場などが混在した状態は、騒音や悪臭など居住空間に悪影響を及ぼします。そのため、住みやすく快適な居住空間と機能的な職場空間を確保するために、市街地の農地と市街地以外の農地などとの利用区分を明確にした土地利用が求められています。
- 自然や農地は、私たちの生活に憩いとやすらぎを与えるだけでなく、環境の保全や災害防止、生産機能という役割があります。その一方で、私たちが快適で豊かな市民生活をおくるためには、道路や公園、ごみ処理施設などの公共施設や、工業団地、産業団地、流通団地は欠かすことのできないものであることから、自然環境や農地の保全と都市機能の充実との調和が求められています。




施策の方向

- 都市計画を適切に定め、実現していくために、都市計画に関する調査によって得られた市街地の現況と見通しに基づき、農業的土地利用との調整を図りながら、適正な市街化区域[※]の設定に努めます。
- 用途地域については、指定用途に基づいた適正な土地利用を誘導しながら、土地の有効活用や産業振興などの需要に対する見直しを行います。
- 開発許可制度を維持し、調和のとれた土地利用を図ります。
- 市街化区域内の低・未利用地については、地域の実情にあわせた土地利用の方針を検討します。また、公共の整備、宅地としての利用増進の必要性が高い地域については、営農状況に配慮しながら、良好な市街地の形成を図ります。
- 交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティをめざします。また、開発の進められた郊外や既存の集落については、地区計画制度などの地域にあわせた土地利用を検討します。
- 土地の保全と活用に資するため、計画的に地籍調査を進めます。

※ 市街化区域：市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、用途地域を定め、道路、公園、下水道、教育施設などの都市施設を整備し、良好な市街地を形成するため積極的な整備開発を行う区域。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
地区計画の区域数	地区計画(住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画)の決定数	6 地区 (平成 26 年度)	

施策目的17

まちなかににぎわいがある まちになる

まちなか居住の促進や散策・回遊できる
まちなみの形成などにより、人々が交流し、
歩いて楽しめるまちをめざします




現状と分析

- 本市の高齢化率は上昇しており、特にまちなかにおける高齢化率が高くなっています。これらの人口動向の変化に対応していくために、高齢化に対応したまちづくりが求められています。
- まちなかの高齢化や人口の減少などにより、未利用の家屋や土地が増加しています。これらの利活用を推進し、在住人口や交流人口の増加を図るなど、まちなかに以前のようなにぎわいを取り戻すことが求められています。
- 本市は群馬県の東の拠点、両毛地域の南の拠点として地理的メリットを有し、アクセスに必要な高速道路や鉄道があります。その地域特性を生かし、各拠点に事業所や商業、住居施設などの都市機能を集積させ、利便性や機能性を高めることが求められています。
- 館林東西駅前広場連絡通路、大街道・栄町跨道橋完成により線路によって分断されていた東西、南北の交流が容易になり、「まちの顔」である駅周辺の土地利用が大きく変化しようとしています。今後も、駅前広場の整備などまちなかににぎわいが必要です。

施策の方向

- 利活用が可能な家屋や土地の情報、本市の魅力、空き店舗の利活用補助施策などを積極的に周知し、遊休資産の利活用を推進することにより、にぎわいのあるまちづくりをめざします。
- 本市の特色を生かしたコンパクトなまちを検討し、まちなかへの居住を促進させるとともに、人と人の交流できるにぎわいのあるまちなかをめざします。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
館林東西駅前広場連絡通路の通行量	館林東西駅前広場連絡通路を、駅の乗降ではなく通路として利用する1日当たりの人数	296人 (平成26年度)	
市街化区域内の人口密度	市街化区域における1ヘクタール当たりの人口であり、土地利用や人口の集積を図るための指標	30.3人 (平成25年度)	
中心市街地内の事業所数	中心市街地に位置する事業所(店舗含む)の数	734事業所 (平成24年度)	



施策目的18

人や物が移動しやすく、 快適な生活がおくれるまちになる

良好な居住環境が整備され、
住み続けたいと思える
まちをめざします

現状と分析

- 本市の市街地は、中世より城下町としてのまちなみが形成されてきたことや、高度成長期における急激な発展にともない、市街地の拡大が進行したため、都市施設の整備が十分ではありません。安全安心な市街地の形成や地域の特性に応じたまちづくりを進めることが求められています。
- 私たちが生活するうえで、道路は人の移動や物流を支える大切な都市施設です。目的地への移動を円滑に行うためには、車社会の進展による交通量の増加にともなう慢性的な混雑の解消が求められています。
- 鉄道やバスなどの公共交通は、通勤、通学、通院や買物などの日常生活の移動手段として、重要な役割を果たしています。
- 路線バスは、少子高齢化社会に向かって、自ら運転して移動できない高齢者の通院や買物などの日常生活や、学生の通学のための移動手段として必要不可欠なものであり、その重要性がますます高まっています。また、バリアフリー化や環境負荷の少ない交通体系の構築が求められています。
- 近年の路線バスの輸送人員は、横ばいで厳しい経営環境が続いており、今後も、まちなかへの利便性や交通結節点の円滑化など路線の見直しを進めるとともに、地域全体で路線バスを支えていく意識を醸成するなど、利用促進の取り組みを積極的に進める必要があります。
- まちなかの道路のなかには、道幅が狭く歩道もないなど、歩くには危険な箇所があります。交通弱者が増えていくことが予想されるなかで、歩行者に配慮したまちづくりが必要です。
- 少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に的確に対応して、安全で安心して快適に生活できる住環境などが求められています。
- 自然、歴史、文化などの地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、市民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成が求められています。
- 少子高齢化の進行とともに人口減少社会へと転じることが見込まれており、本市の集約型の都市構造の考えに沿った都市基盤の整備を行い、高齢者や子育て世代に対応した、誰もが安心できる快適環境を実現することが求められています。











施策の方向

- 本市は良好な居住環境の形成のため、区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めています。また、社会情勢の移り変わりから、求められる居住環境も変化してきており、関係者の理解と協力を得ながら、地域の事情や特性に応じた整備を進めます。
- 主要幹線道路をはじめ、市内の幹線道路網を体系的に整備するとともに、既存道路の効果的・効率的な活用も検討し、円滑な道路ネットワークの確立をめざします。
- 市内移動手段の利便性、安全性の向上のため、道路や橋りょうなどの整備と維持管理を行います。また、歩行者の安全確保に配慮するとともに、自転車の利用者が安心して通行できるよう安全対策に努めます。
- 鉄道の利便性向上のため、関係市町と連携を深めながら、地下鉄の乗り入れなどを鉄道会社に要望します。
- 路線バスの運行については、近隣町との連携により、利用者ニーズに対応し、市の中心部や各地域を効率的かつ効果的に結ぶため、路線の見直しやダイヤの改正などを図ります。また、駅や大型商業施設などの交通結節点の円滑化など利便性の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者を含め、だれもが移動できる路線バスをつくるため、車両などのバリアフリー化を推進するとともに、利用者がわかりやすく使いやすい公共交通情報の提供を行います。また、地域全体で路線バスを支えていく意識を醸成するなど、利用促進の取り組みを積極的に進めます。
- 住宅に困窮する低額所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定の確保が図れるように、既存住宅のストックの有効活用や効率的な維持管理を推進し、良質な住宅の供給を行えるよう努めます。
- 本市の特徴的な原風景である池沼、湿原などを保存し活用することで都市景観の保全に努めます。また、本市の魅力を高めるため、歴史的資源との調和に配慮しつつ、市民の理解のもと地域の特色を生かした景観形成を推進します。
- 複数の交通機関が集中する館林駅周辺がまちの拠点となるよう土地利用を図り、駅前広場をはじめとする都市基盤の整備を推進するとともに、公共交通などのネットワーク機能の充実に努めます。

指標

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

都市

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
西部第一南土地区画整理事業進捗率	施行中3地区(西部第一南、西部第一中、西部第二地区)の事業進捗率(執行済事業費累計÷総事業費)	84.7% (平成26年度)	
西部第一中土地区画整理事業進捗率		83.4% (平成26年度)	
西部第二土地区画整理事業進捗率		38.2% (平成26年度)	
走行速度調査 (国道122号)	平日の混雑時(朝・夕のラッシュ時)における実走行により区間の旅行速度を計測する調査	26.75km/h (平成22年度)	
走行速度調査 (国道354号)		31.45km/h (平成22年度)	
走行速度調査 (主要地方道佐野行田線)		44.75km/h (平成22年度)	
都市計画道路の整備率	都市計画道路の計画延長に対する整備延長	60.0% (平成26年度)	
市道の整備率	市道に認定されている路線の実延長に対する道路改良率	37.03% (平成26年度)	
駅(市内)の年間乗降人員	館林・茂林寺前・多々良・成島・渡瀬駅の年間乗降者数	5,442千人 (平成25年度)	
路線バスの年間利用者数	一市四町広域公共路線バス8路線の利用者数(広域路線は、館林・板倉線他5路線、市内巡回線は、多々良巡回線及び渡瀬巡回線)	282,132人 (平成26年度)	



環境・安全

福祉

健康

子育て

学び

都市

産業

計画推進

施策目的 19

緑の多い魅力のある まちになる

親しむことのできる
公園や緑地のある
まちをめざします

都
市

現状と分析

- 現在、本市には、つつじが岡公園をはじめとして、49か所に目的に応じた都市公園が整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は13.56㎡で、県内平均及び全国平均を上回っています。これからも適正な管理と機能の更新、魅力を高めることが必要です。
- 都市化が進むなか、都市公園などは都市の緑の中核として潤いをもたらすとともに、自然とのふれあいや憩いとやすらぎの場、コミュニティ形成、スポーツ・レクリエーション活動など、多様なニーズに対応する市民生活に密着した施設です。さらに、災害時の緊急避難場所として活用されるなど、非常に重要な役割を持っています。
- 本市には、誇ることのできる自然景観やそこに息づく動植物が数多く存在しています。今後も、その保全に努めるとともに、市外に積極的に情報提供していく必要があります。

施策の方向

- 自然景観の維持と魅力の発信に努めます。また、憩いややすらぎとしての機能を保全するため、周辺環境に配慮しながら利用者が快適に過ごすことができるよう、安全安心な施設として維持管理に努めます。
- 公園や緑地は、市民のレクリエーションの場であり、人と人の交流の場でもあります。今後も利便性の向上に努めます。
- 災害時には、公園や緑地は緊急避難場所となります。災害時を想定し、活用できるよう対策を講じます。
- 緑に親しみを覚え、緑豊かな自然と人が共生できるまちづくりをめざし、市民と協働で緑化を推進します。
- 市街地内に残る平地林や古木は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境です。継続して保全するとともに、新たな緑を創出しながら緑豊かな都市環境の形成に努めます。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
市民一人当たりの都市公園面積	市内の全都市公園面積を人口割りした数値 【参考】全国平均値 10.10㎡、県平均値 13.36㎡	13.56㎡ (平成 26 年度)	▶▶▶



基本目的Ⅶ

産 業

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 20

新しい産業が 起きるまちになる

創造性あふれ、
活力みなぎる産業が育つ
まちをめざします

産
業

現状と分析




- 本市の主要産業の一つである製造業の製造品出荷額等は、2,533億1,475万円(平成25年)で、平成23年から減少傾向にあり、事業所数においても年々減少していますが、従業員数は緩やかに増加しています。産業は、近年のグローバル化が進むなかにあって、競合する国内外の産地や企業との競争力を高める必要があり、ものづくり産業の技術力や製品開発力を強化していくことが求められています。
- 創業者が増えることや、中小企業が持続的に成長発展することは、雇用の創出や健全な経済社会を構築していくうえでとても重要です。産学官連携による新技術や、新製品の開発などの技術革新を推進するとともに、創業者や新規事業などへの経営支援が求められています。
- 企業誘致は、関連産業の集積などによる地域経済の活性化、雇用機会の確保や拡大、税収の増加など、地域経済へ大きな波及効果をもたらします。
- 本市は、食料品製造業の集積が特色になっており、今後も産業構造の強化につながる優良企業の誘致を推進することが求められています。
- 本市の工業団地、産業団地、流通団地はすべて分譲済であり、企業誘致に向けた新たな団地開発が求められています。

施策の方向

- 新技術の研究開発、製品の付加価値化、新分野の開拓などを通じ、ものづくり産業の基盤強化と育成を支援します。
- 新しい技術の開発や新製品を作り出していくために、新たなバイオ技術などを近隣の大学と連携し、市内企業と共同で研究に取り組み、今後は産学金官連携を推進します。
- 創業者や事業継承者及び自ら積極的に商工業を担っていく事業者に対し、人的ネットワークや販路の開拓、情報提供、経営相談などの支援を行います。
- 本市の特色のある製品の開発や販売及び地元農産物を素材とした6次産業化などを支援するとともに、館林ブランドとして情報発信します。
- 新たな産業を創出するための環境整備に取り組むとともに、本市の強みである交通アクセスの優位性、食品産業などの集積を積極的にPRし、優良企業の誘致に取り組みます。

- 新たな団地開発を進めるとともに、企業誘致に向けた優遇制度を検討することにより、地域の産業集積向上と地域経済活性化をめざします。
- 企業との情報交換や要望把握に努め、本市で操業している企業の業績安定や向上、市外への流出防止を推進します。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
従業員一人当たりの付加価値額	労働者一人当たり、どれだけの付加価値を生み出したかどうかを測る尺度	1,048万円 (平成25年度)	
創業塾受講後の市内起業件数	市主催の創業塾を受講した方が市内で起業した数	1件 (平成26年度)	
企業立地件数	1年間で製造業等のための工場または事業場を建設する目的を持った1,000㎡以上の用地の取得件数	2件 (平成26年度)	

施策目的 2 1

事業者の活発な活動により、 商工業が盛んなまちになる

魅力とにぎわいあふれる
商工業が育ち、活気がある
まちをめざします

現状と分析

- 卸売業や小売業における商店数は、昭和 57 年の 1,396 店をピークに減少しています。特に中心市街地については、郊外型の大型店の進出、経営者の高齢化や後継者不足など、商店の活力の低下や空洞化が課題となっています。販売形態や消費行動の多様化、少子高齢化により購買力が低下するなか、地域特性や消費者ニーズを考慮した魅力的で個性的な商店へ転換する必要があります。
- 本市の製造業は、食料品をはじめとして、輸送機器、金属製品、プラスチック、業務用機器など幅広い業種が集積していますが、産業のグローバル化や景気の低迷が影響し、本市の事業所数(従業者 4 人以上)は、昭和 63 年の 451 事業所をピークに、平成 25 年では 204 事業所へと減少しています。市内製造業の競争力を高めるためには、ものづくり基盤技術や製品の付加価値を高める技術力の強化、販路拡大、人材の育成及び確保、資金調達の円滑化、経営改善などによる経営基盤整備に取り組む必要があります。

施策の方向

- 商店及び商店街の維持、経営力強化、魅力向上に向けた各種支援を推進し、商業のにぎわいや利便性向上に努めます。また、商工会議所や商店街連合会などが行う事業を支援します。
- 中小の小売業者が、魅力ある店づくりや経営の合理化などに取り組み、経営力や販売力の強化が図れるよう経営改善を支援します。また、融資制度による経営の安定化及び強化を支援し、地域全体の産業競争力の向上をめざします。
- 市内製造業者の優れた技術や人材を活用した新製品開発、販路開拓、現場改善による生産性の向上、人材育成及び確保など、経営基盤の強化に向けた取り組みを支援します。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
小売業・卸売業の 商店数	市内の小売業・卸売業を営む商店数	929店 (平成26年度)	⇒⇒⇒
小売業・卸売業の 年間商品販売額	市内の小売業・卸売業を営む商店の年間商品販売額	24,263,500万円 (平成24年度)	⇒⇒⇒
従業者数	従業者4人以上の製造業を営む事業所に勤める従業者数	7,584人 (平成25年度)	⇒⇒⇒
事業所数	従業者4人以上の製造業を営む事業所数	204事業所 (平成25年度)	⇒⇒⇒
製造品出荷額等	従業者4人以上の製造業を営む事業所の製造品出荷額等	25,331,475万円 (平成25年度)	⇒⇒⇒



施策目的 2 2

安定した労働環境が 整っているまちになる

市内で働ける環境が
整っており、安定的に働ける
まちをめざします

現状と分析

- 平成 20 年の金融危機の影響を受け、有効求人倍率が急激に下降しましたが、平成 25 年度には 1.24 倍まで回復しました。しかしながら、平成 26 年度には再び下降に転じるなど、雇用環境は依然先行き不透明であり、厳しい状況が続いています。
- 不安定な就労形態は、将来の社会や経済に大きな影響を与えます。また、人口の減少による労働者不足、中高年齢者や障がい者の就業、女性の再就職や職場復帰などさまざまな課題があります。そのため、これらの課題に対応した雇用の促進や新たな就労の場の確保に向けた取り組みが求められています。
- 求職者には、自分にあった職業を選択するための情報の入手や企業が求める技能や能力を身につける必要があります。今後も、関係機関と連携した就業支援や就業意識を高める取り組み、中高年齢者や若者の就職支援、求人開拓など、雇用環境の充実が求められています。
- 就業意識やライフスタイルが多様化するなか、勤労者が豊かに暮らすことのできるよう、幅広くきめ細やかな支援の充実が求められています。

施策の方向

- 関係機関と連携した求人開拓を進めるとともに、求人・求職情報の発信や、就業に必要な能力を身につけるための取り組みをさらに推進します。また、事業主に対する雇用の確保に向けた支援をさらに充実させることにより、雇用機会の拡大を図ります。
- 働く人が安心して生活できるよう、勤労者向けの融資制度の充実や、事業主と労働者間が意見交換できる場を設けるなど、働きやすい労働環境を整えるための施策を充実します。
- 市や商工会議所などが開催する教養講座や専門講座などを通して、働く若者のための生きがいづくりや仲間づくりを支援します。
- 安定した労働環境の確保には、企業などの経営安定と業績向上が不可欠であり、これらの支援を通して、勤労者の生活向上と福祉の増進に努めます。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
有効求人倍率	ハローワーク館林管内における求職者に対する求人数の比率	1.08倍 (平成26年度)	⇒
就職者数	ハローワーク館林管内における求職者が新たにどれだけ就職したかを示す数	2,072人 (平成26年度)	⇒



施策目的 2 3

農産物を安定して 提供できるまちになる

効率的で安定的な農業が営まれ、
安全で安心な農産物を提供できる
まちをめざします





現状と分析

- 農業従事者の高齢化や新規就農者の減少などを受けて農家数が縮減するなど、平成 22 年度では販売農家の約 56.1%が 60 歳以上という状況です。このような影響から耕作放棄地も増加傾向にあり、農業を支えるしくみや担い手の育成、農地の利用集積や保全など、就農環境の整備を計画的かつ統合的に進めることが求められています。
- 国際競争や少子高齢化による食生活と物流体制の変化、農産物の価格及び収益性の低下など、農業の弱体化が危惧されています。これらの改善に向けて、付加価値や収益性の高い農業経営が求められています。
- 食の安全に対する関心が高まるなか、消費者が安心して購入できる新鮮で高品質な農産物の安定供給や、環境に配慮した農業の取り組みが求められています。

施策の方向

- 農家数が減少するなか、関係機関との連携を図りながら新たな担い手の育成を推進します。また、認定農業者などへの情報提供や支援を行い、集落営農の組織化や法人化など、地域の実情に即した経営体の育成を図ります。
- 優良農地の確保と有効利用を促進するため、農地の基盤整備や利用集積を図ります。
- 消費者のニーズに応じて、安全安心でおいしく新鮮な農産物づくりを推進するとともに、6 次産業化やブランド化を進めるなど、市内で生産される農産物の競争力を高めます。また、食をテーマとした交流事業などを通じて、地産地消、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
認定農業者数	農業経営の規模拡大、生産方式、経営管理の合理化などをめざす、農業経営改善計画の認定を受けた農業者(個人、法人)の数	185 経営体 (平成 26 年度)	
農業法人数	法人の形態によって農業を営む経営体の数	15 経営体 (平成 26 年度)	
農用地利用集積面積	効率的かつ安定的な経営を営む農業者に対して利用が集積された農地の面積	685.1 ha (平成 26 年度)	
荒廃農地の面積	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作物では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地の面積	13.4 ha (平成 26 年度)	



施策目的 24

多くの人が訪れたいくなる 個性と魅力のあるまちになる

観光の魅力や物産が充実して、
繰り返し訪れてみたいくなる
まちをめざします






現状と分析

- 地域経済を活性化するためには、交流人口の拡大を図ることが大きな課題です。なかでも、観光振興はさまざまな波及効果が期待できるため、多様化する観光客のニーズに配慮した新たな観光資源やメニューの開発、受け入れ体制の充実とともに、関係機関と連携したPR活動に努めることが求められています。
- 観光客が楽しみながら快適に過ごすことができるよう、地域のイメージアップやおもてなしの心の育成、地域性豊かな特産品の開発など、多様な魅力の創出に努める必要があります。
- 豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を活用し、観光客が四季を通して訪れるような回遊性を持たせた観光基盤の整備が求められています。
- 本市には、世界に誇れるツツジの古木群があります。そのすばらしさを後世に継承するため、関係機関と連携した取り組みが求められています。

施策の方向

- 観光による地域経済の活性化を図るため、ニーズに対応しながら、本市の持つ観光資源の特徴を生かした取り組みを充実します。
- 観光客の受入体制の整備と充実を図り、市民とともにおもてなしの心で接することで、観光客が繰り返し訪れてみたいくなる地域づくりをめざします。
- 「ツツジのまち」として、積極的に本市の魅力や観光資源をPRするとともに、四季を通じた花のまちづくりをめざします。
- 樹齢800年を超えるヤマツツジの古木群などについて、保護、保存や育成に力を入れます。
- つつじが岡公園や茂林寺、城沼・多々良沼・近藤沼・茂林寺沼に代表される大小の沼と一体化した観光ルートの整備を図るとともに、近隣市町と連携した広域的な観光振興に取り組みます。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
観光客入込数	年間を通して花まつりや主な観光施設を訪れた観光客数	1,639,517人 (平成26年度)	
観光ボランティアガイドの団体数	観光ボランティアガイドの団体数	5団体 (平成26年度)	
観光ボランティアガイドの登録者数	観光ボランティアガイドの登録者数	84人 (平成26年度)	
地域の行事などに参加している市民の割合	市民活動調査 「地域の祭りや行事、イベントなど、地域のにぎわいと活力を生み、人々のきずなを強める」	37.1% (平成25年度)	
国内外から来訪した方たちと交流をすすめる活動をしている市民の割合	市民活動調査 「観光や仕事などのために、国内外から来訪した方たちを温かくもてなし、交流をすすめる」	11.0% (平成25年度)	



基本目的Ⅷ

計画推進

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的 25

まちづくりを市民と行政が 共創して行うまちになる

地域のさまざまな人々や団体、組織、行政が、共にまちを創り、
新しい価値を創りだしつつ、社会目的を達成するしくみが
整っているまちをめざします




現状と分析

- 都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりの希薄化に起因するさまざまな問題が生じています。
- 急激な社会構造の変化は人々の暮らし方や働き方などを変え、行政へのニーズも個別化、多様化が進んでいます。行政のみでニーズに対応することは困難な状況であり、市民、団体、企業など、さまざまな主体が協力しながら公共を支えていく必要性が高まっています。
- 市民ニーズの多様化、市民団体の活発化、行財政の縮小化が進むなかで、施策の立案、実施、評価段階において市民の意見を生かす機会をいっそう充実するとともに、市民と行政の共創による市政運営を進める必要があります。

施策の方向

- 市民協働の必要性をよりいっそう啓発するとともに、まちづくりを担う人材の育成に努めます。
- NPO、ボランティア活動など公益性の高い市民活動がいっそう活発化するための環境を整えます。
- 行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となって地域活動を活発に行い、地域力を高めるための支援を図ります。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
館林市内に主たる事務所があるNPO法人数	NPO法に基づき認証された社会的信用度の高い法人で、新たな公共の担い手として期待される主体の一つ	19法人 (平成26年度)	
「ちょいボラ」登録者数	空いた時間に誰でも、少しでもできる「ちょっとしたボランティア」バンクへの登録者数	42名 (平成26年度)	
共に魅力的なまちを創るための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「市政に積極的に参加し、行政と情報を共有しながら、共に魅力的なまちを創るための活動」	16.5% (平成25年度)	



施策目的 26

人権尊重の意識が生活のなかに 定着した住みよいまちになる

すべての市民が
相互理解と共生の意識を持っている
まちをめざします

現状と分析



- 人権尊重の精神が生活のなかに定着しつつありますが、個人の意識や行動、社会習慣のなかに差別や偏見は残っており、市民一人ひとりに人権問題への関心を促すための粘り強い取り組みが必要です。
- 誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会^{※1}を実現するためには、意識啓発運動など、社会全体における市民運動として取り組むとともに、仕事と生活の調和を可能にする環境整備を推進する必要があります。
- 終戦から70年以上が経過し、戦争経験者も少なくなっていくなかで、戦争の歴史を風化させず、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくため、引き続き啓発を行うことが重要です。

施策の方向

- 人権教育・啓発に関する基本計画^{※2}に基づき、人権の尊重された社会づくりを進めるため、グローバル化など人権をめぐる社会情勢の変化を考慮しつつ、ユニバーサルデザインという考え方を社会全体に啓発していきます。
- 一人ひとりが人権を守り、個人が尊重され、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくため、男女共同参画社会の構築を促します。
- すべての市民の理解と協調のもとに、安心して快適に暮らす地域社会の実現をめざした多文化共生の地域づくりを促します。
- 地域コミュニティの再生が求められており、世代を超えた交流などを進めることや、地域住民による互助・共助のしくみが組み込まれた地域社会づくりを働きかけるとともに、地域の課題解決のため、自治会や町内会などの地縁型コミュニティ^{※3}と、NPOなどの目的型活動組織の民と民の共創を促します。
- 平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条）
- ※2 人権教育・啓発に関する基本計画：女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権課題の解決をめざして策定された本市の計画のこと。
- ※3 地縁型コミュニティ：一定の地域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な活動を行っている共同体のこと。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
在住外国人を支援する市民の数（個人）	在住外国人を支援するボランティア団体の会員数（個人）	258人 （平成27年度）	
在住外国人を支援する市民の数（法人等）	在住外国人を支援するボランティア団体の会員数（法人等）	24団体 （平成27年度）	
男性優位と思う市民の割合	男女共同参画社会に関する市民意識調査における男女の地位の平等感	65.1% （平成27年度）	
人権が尊重される平和な社会をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動」	14.0% （平成25年度）	

施策目的 27

高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる

目的を常に意識し、成果を重視する行政経営システムが整っていると同時に、健全な財政運営がなされ、高品質で生産性の高い行政活動をめざします

現状と分析

- 地方分権の進展や少子高齢社会の到来などにともない、多様化、高度化する行政課題に対応し、少ない負担で高水準な行政サービスを行うためには、職員の意識改革や目的達成に向け最適な組織機構の見直し、適正な人事管理、政策評価などを実現するための実効性のあるシステムの確立などの行政改革をよりいっそう推進していくことが求められています。
- 本市では、財政の健全化に努めながら、まちづくりを進めてきましたが、地方交付税などが減少する一方、社会保障関係経費が増加するなど、厳しい財政運営を余儀なくされています。
- 人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズのいっそうの多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化にともない、行政課題がますます複雑化しています。これらの状況から、将来にわたって魅力あるまちづくりを進めていくために、成果を重視した目的指向型行政経営システムが必要です。
- 公共施設における老朽化、人口減少による利用状況の変化、財政負担の平準化の必要性などから、長期的視点に立った総合的な維持管理を行う必要があります。

施策の方向

- 職員数の適正化を推進するとともに、目的達成や多様化する行政課題に対応するため、最適な組織機構の見直しを進めます。
- 体系的な職員研修を実施し、政策形成能力や企画立案能力の高い職員、専門職の育成に努めます。
- 総合計画の適切な進行管理と政策評価を行い、成果志向、目的志向に沿った事業執行を図るため、業務棚卸^{*1}の適切な運用を行います。
- 窓口サービスの向上及び業務の効率を高めるため、情報システムの最適化に努めます。
- より市民に近い庁内各部への権限の移譲を進め、政策機能を強化するとともに、より品質の高いサービスが提供できるよう各部間の連携を強化し、横断的な取り組みを図ります。
- 将来的な行政運営を展望するなかで、従来の市町区域を越え、効率的な行政運営に対する取り組みが求められていることから、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域での連携を官民が一体となって、いっそうの強化を図ります。

- 財政運営の健全化のため課税の適正化、収納率の向上などにより、自主財源の確保に努めます。
- 将来にわたる財政の健全性を確保するため、新地方公会計制度に基づく財務諸表^{※2}の活用など、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。
- 市有地の有効活用を図るため、効率的な管理や未利用市有地の積極的な売払い、貸付などを行います。
- 公共施設の長寿命化や老朽化対策などを行うため、総合的な維持管理を進めます。

※1 業務棚卸：総合計画の実施計画書として市民に公開し、業務の「見える化」を図るもの。また、担当者が総合計画の施策目的を達成するために、具体的に何をどこまでやるのか、1年間に実施する業務の内容を、目的と手段に体系化し記述したもの。目的達成のための作戦の構築、作戦の評価と改善などの目的指向型行政運営を推進するツールとして、担当部署で共有して目的の達成をめざすもの。

※2 新地方公会計制度に基づく財務諸表：本市では、平成19年10月に総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された「基準モデル」を活用し、財務諸表4表を整備しており、基準モデルは、企業会計の考え方と実務を基本にして、発生主義による複式記帳を前提にしている。財務諸表4表は、資産と負債などの財務状況を示した「貸借対照表」、行政サービスに要した費用の内訳を示した「行政コスト計算書」、純資産の変動における財源調達の方法と費消を示した「純資産変動計算書」、現金の出入りを経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3区分で示した「資金収支計算書」により構成されている。

※3 実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)及びそれに準じる額を指標化したもの。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。なお、早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」、財政再生基準を超えると従来の財政再生団体にあたる「財政再生団体」となる。

※4 将来負担比率：地方公共団体の借入金(地方債)及び公営企業や一部事務組合などに対して将来支払っていく可能性のある負担額などを指標化したもの。市町村は350%を早期健全化基準としている。なお、早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となる。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
第六次行政改革大綱の進捗率	第六次行政改革大綱(平成27年度～31年度)における進捗状況	0% (平成27年度)	
実質公債費比率 ^{※3}	財政指標(健全化判断比率)早期健全化基準値内を維持する	4.3% (平成26年度決算)	
将来負担比率 ^{※4}	実質公債費比率の早期健全化基準は25% 将来負担比率の早期健全化基準は350%	91.2% (平成26年度決算)	

施策目的 28

開かれた行政となり、 透明性の高いまちになる

市民との共創を促すため、まちづくりの情報が
わかりやすく提供され、また入手できるしくみが整い
信頼される行政が展開されているまちをめざします

現状と分析




- 市民の意見や要望を市政に反映させるため、まちづくり懇談会など、積極的な広聴に努めるとともに、広報館林や市公式ホームページなどにより効果的な広報に努めています。
- 地方分権が進み、市民との共創が強く求められるなかで、社会目的を共通のものとするため、市政情報の提供や公開をよりいっそう積極的に進めることが求められています。
- 市民が声を寄せる手段の拡充を図るとともに、意見に対しては、相手の立場に配慮した説明責任に努めることが必要です。

施策の方向

- 市政のさまざまな情報を適切に管理するとともに、市民が行政の持つ情報資源を有効に活用できるよう情報の共有を図ります。
- 市民との意思疎通を図り、理解と協力を得ながら行政課題を解決するために、市政情報のわかりやすい広報を進めます。
- 法令順守を徹底し、適正かつ公平な執行に努めます。



指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
まちづくりに関する意見	まちづくりメッセージとして受けた相談件数	189件 (平成26年度)	
インターネットを活用して情報検索や情報発信している市民の割合	市民活動調査 「インターネットを活用して情報検索や情報発信をすること」	44.9% (平成25年度)	
館林市のホームページを閲覧している市民の割合	市民活動調査 「館林市のホームページを閲覧すること」	23.1% (平成25年度)	



第3部

基本構想

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



第1章

館林市の社会経済環境

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



花山剣

【ハナヤマツルギ】

紅紫色で花弁の先が剣のように細くなります。

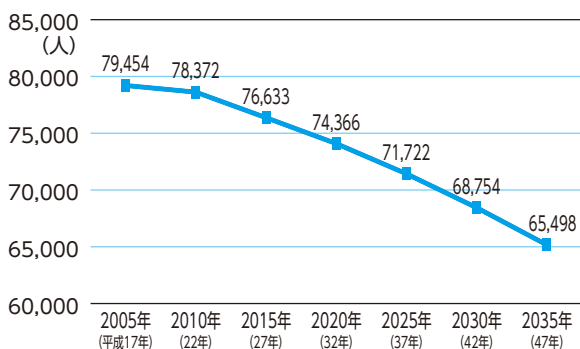
館林市の社会経済環境

－ 10年間のまちづくりを考えるうえで社会経済環境を分析します－

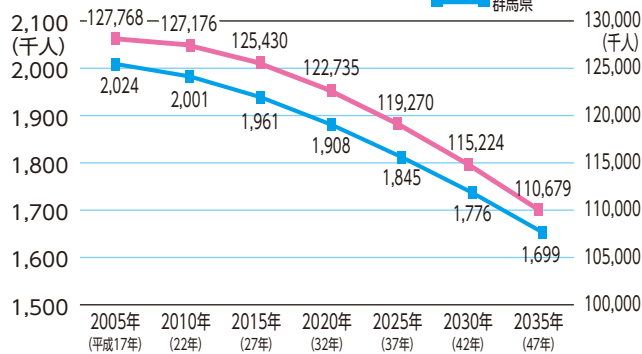
1 人口の動き

- 本市の総人口は、平成22年現在約80,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年(2020年)に74,000人、平成47年(2035年)には65,000人に減少し、年齢別に見ると、年少人口(14歳以下)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加し、少子高齢化がいつそう進行すると見込まれています。また、それにあわせ生産年齢人口も減少し、納税者の減少も見込まれます。このことは、全国や群馬県においても同様の傾向となっています。
- 地域別に人口傾向を見ると、赤羽地区、多々良地区は増加し、六郷地区は横ばいとなっている一方、館林地区は減少しています。
- 本市の世帯構成は、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯が増加しています。今後は、高齢化の進行により、高齢者のみの世帯数の増加が予測されます。
- 人口の社会動態の状況については、転入者数、転出者数とも緩やかに減少するなか、転出者数が転入者数を上回る傾向が近年続いています。
- 本市の外国人登録者数は、平成21年末現在約1,900人で、総人口に占める割合は2.3%で、横ばいとなっています。
- こうした人口の減少は、社会・経済に大きく広範な影響を及ぼすため、暮らしや社会のしくみなどの見直しが必要になります。また、今後のまちづくりを進めていくためには、女性や高齢者をはじめ、多様な人材の活躍が求められる一方、市外への就職による若者の流出を抑えるとともに、さまざまな能力を持った人材の確保に努める必要があります。

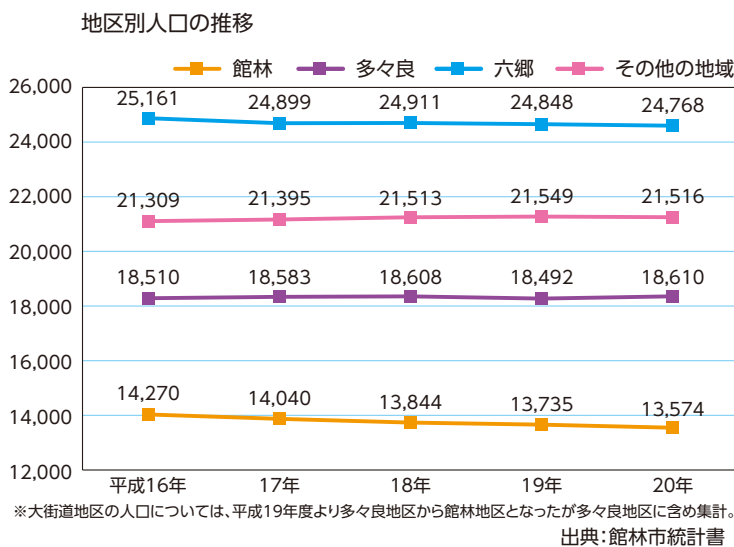
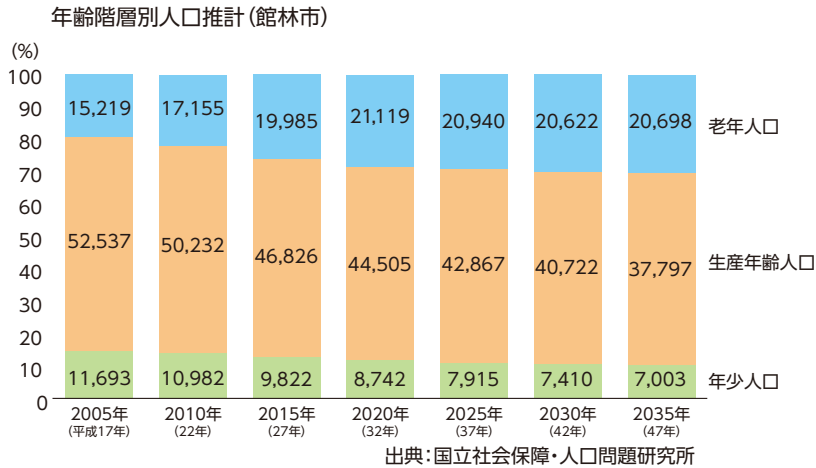
人口推計(館林市)



人口推計(群馬県・国)



出典:国立社会保障・人口問題研究所



2 経済の状況

- 市内総生産額は、2,848億円(平成19年度)で県内38市町村中7位、県内総生産の約3.8%を占め、産業別に見ると製造業の割合が高く、平成12年度以降微増微減を繰り返しています。
- 世界的な金融危機に端を発した景気後退などは、本市の経済にも大きな影響を及ぼしています。こうした厳しい経済環境は、ものづくりなど今までどおりの方法を継続するだけでなく、新しい技術や考え方を取り入れた方法を再構築する機会となると考えられます。
- 経済の成長には、グローバル化による厳しい競争環境や人口減少の影響に対応しながら、消費や長期的な視点に立った投資や生産活動が活発に行われるようになることが必要です。また、高い付加価値を生む産業や就業の場を形成することや、魅力ある地域をつくり、内外との交流を促進することが求められています。
- 一人当たりの市民所得は、平成19年度現在、313万円で、県内38市町村中12位となっていますが、将来に希望の持てる活力ある豊かな社会を形成するためには、一人ひとりの所得を増やしていくことも重要です。

3 土地利用

- 都市化の進行にともなう身近な自然の喪失や農業従事者の高齢化などによる荒廃農地の存在に対する懸念、災害などへの不安、心の豊かさや身近な自然とのふれあいに対する志向の高まりなどに対応するため、環境の保全や安全の確保、自然・景観の保全や創造、都市環境と調和した土地の利用が求められています。
- 人口減少社会の進行やライフスタイルの多様化など、社会経済環境の激しい変化のなかで、地域の発想を生かしつつ、広域的観点に立って、地域の活力を高める土地の利用が求められています。
- さらに、人口減少・少子高齢社会のなかで、都市機能を効果的、効率的に集約したまちづくりを進めることが必要とされています。

4 生活圏の広域化

- 人々の活動範囲がますます広域化するなかで、行政の境界は必ずしも住民の生活実態にあったものとは言えなくなるなど、日常社会生活圏は拡大し、行政区域にとらわれない広域的な対応が必要となっています。
- 広域的な観点から都市づくりを推進することがますます重要となり、自治体間の連携と広域行政の積極的な推進が求められています。

第2章

将来のまちの姿

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



二度心
【ニドゴコロ】

濃いピンク色で美しく、春と秋2回咲く珍しいツツジです。

— 私たちがめざす館林の将来の姿を描いています —

水と緑と人が輝く

共創都市たてばやし

私たちは、先人から受け継いだ自然・歴史・文化を大切にしながらそれらを生かし、後世に伝え残していかなければなりません。

一方、これからのまちづくりは、社会環境の変動や価値観の多様化にともない、社会の変化に応じたしくみや考え方が求められています。

そのためには、さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の基盤としてまちを創る「共創」を基本理念とした物心ともに真に豊かな魅力あるまちづくりを進めていきます。



第3章

基本目的

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



二重美人
【フタエビジン】

朱色で二重咲き、花弁が10枚のように見える美しいツツジです。

ー将来のまちの姿を実現するため、8つの目的を達成しますー

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち



基本目的 I

より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

現状とめざす方向

- 館林地域は、池沼・湿原などの水辺環境、良質な地下水、平地林や水田・農地など、豊かな自然に恵まれてきました。しかし、さまざまな経済活動や開発、生活レベルの向上にともない、河川・池沼の水質汚濁や緑地面積の減少が進み、私たちを取り巻く生活環境の悪化が見られます。また、地球温暖化、都市部に特有のヒートアイランド現象^{※1}に起因する気温の上昇も著しく、日本有数の猛暑地帯となっています。
こうした身近な生活環境から地球規模の環境まで改善していくためには、私たち一人ひとりの日々の暮らしにおいて、環境との関わりに目を向け、環境にやさしい行動を実践していくことが求められています。
- 環境と経済が好循環する環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し協働しながら、温室効果ガス^{※2}を削減する低炭素社会^{※3}、ごみを減らし資源を有効に活用する循環型社会^{※4}、すべての生き物がともに暮らし自然の恵みを得られる自然共生社会づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 私たちの生活や経済活動に不可欠な水を安定的に供給するためには、地域資源である地下水をはじめとする水資源を保全しつつ、有効に活用していくことが大切です。
- 私たちの生命や財産に影響を及ぼす災害は、地震や台風、また近年頻発する局地的な集中豪雨などの自然災害、また、犯罪や交通事故など日常の生活で発生する人的災害まで多岐にわたります。それらの災害から身を守るためには、個人の自覚はもちろん、地域コミュニティの連帯意識も大切です。そして、不測の事態に迅速・的確に対処できるような危機管理体制の充実が必要です。

※1 ヒートアイランド現象：都市部の地表面の熱収支が、道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

※2 温室効果ガス：地球の表面から放出される赤外線(熱)を吸収し、地球温暖化の原因となる気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、オゾン層の破壊の原因となるフロン類、代替フロンがあり、その大部分は、石油などの化石燃料を消費した際に生じる。

※3 低炭素社会：地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出を大幅に削減する環境に配慮した社会。

※4 循環型社会：環境への負荷を減らすため、天然資源の消費を抑制し、それらを再使用、再生利用、熱回収することによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。



基本目的Ⅱ

思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

現状とめざす方向

- 核家族世帯やひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加、価値観やライフスタイル、雇用形態の多様化、不況による格差社会などさまざまな要因により、住民の相互交流が減少し、互いに支えあって生活する社会的風土など地域コミュニティの衰退が見られ、地域社会の一体感や連帯意識が希薄になり、自助・共助機能が低下しています。
そのため、生活困窮者や障がい者、高齢者などを社会の一員として包み支えあい、すべての市民が尊厳をもって自立できる社会を構築することが求められています。
- わが国では少子高齢化が急速に進み、超高齢社会^{※1}を迎え、本市においても2015年(平成27年)には4人に1人が高齢者になると予想され、高齢化率は着実に上昇傾向にあります。こうしたなか、高齢者における介護の問題を解決するため、社会全体で介護が必要な人を支援するしくみとして介護保険制度が整備されましたが、介護保険事業費の増大や利用者が十分に制度を活用できないなどの課題も発生し、その対応が求められています。
一方、元気に高齢期を迎えた人々が、住みなれた地域で生きがいを持ち、明るく健やかに生活がおくれる社会の実現が求められており、今後は長寿社会にふさわしい総合的な高齢者福祉施策の展開が重要です。
- 障がい者と健常者はお互いを尊重しあい、ともに社会生活を営むことが本来、望ましい姿であるという考えがおおむね浸透しているものの、理想とする社会には至っていません。また、障がい者の就労などの社会参加が依然として難しい状況であり、社会における物理的・心理的なバリアをなくし、すべての人が生活の質の向上を実現し、暮らしやすい社会づくりをめざすユニバーサルデザイン^{※2}のさらなる普及が求められています。
今後も、障がい者が社会参加できる環境が整い、さまざまな支援を受けながら自立した生活を営めることが重要です。
- 国では、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる不安の解消を図るため、社会保障制度を整備していますが、少子高齢化の進行にともない生産年齢人口の減少や社会構造の変化などにより格差社会を招き、これまでの形での制度維持が難しくなっています。国においては、社会保障制度の抜本的な見直しに取り組んでおり、本市としてもその方向性を見極め、各制度の充実を図る必要があります。

※1 高齢化社会・高齢社会・超高齢社会：一般的に、65歳以上の人口が総人口に占める割合が、7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれる。

※2 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、体型や障がいの程度や有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。



基本目的Ⅲ

心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

現状とめざす方向

- 急速な高齢化の進行や生活環境の変化などにより、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病やうつ病にかかる人が増加しています。本市における主要死因も第1位ががん、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患であり、これら三大生活習慣病が疾病全体に占める割合は、全国の状況と同様に約6割を占めています。

その一方で、健康な生活を求める市民意識は高まりをみせており、ライフステージ^{※1}に応じて、疾病予防や疾病の早期発見・早期治療が行えるように環境を整え、地域全体で心身の健康づくりに取り組めるシステムの構築が求められています。

- 地域における基幹的な公的医療機関として館林厚生病院は地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、近年、他の公立病院同様、経営状況が悪化するとともに、医師不足にともない診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想される一方で、住みなれた地域でプライマリ・ケア^{※2}からはじまる一連の医療が完結することも安心して医療サービスを受けられるためには重要です。

今後は、館林厚生病院の機能の充実はもとより、かかりつけ医制度のさらなる普及や行政機関と医療機関、医療機関相互の連携など、地域医療体制を強化する必要があります。

※1 ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

※2 プライマリ・ケア：大きな病院での専門医療に対して、ふだんから何でも診てくれ相談にも乗ってくれる身近な医師による総合的な医療。



基本目的Ⅳ

子どもたちが健やかに成長できるまち

現状とめざす方向

- 急激な社会構造の変化は、子育て世代にさまざまな影響を与え、各世帯の子育てのスタイルや育児支援に対するニーズの多様化をもたらしています。
また、少子化を背景として、家庭や地域における子どもの過ごし方は様変わりし、兄弟や姉妹、近所の友達との集団での遊びなど、社会性や協調性を培うための機会が減少しています。一方、どの子どもも地域の子どもの見守り、育てるといった風潮が地域から消えつつあり、地域における安全・安心の確保に大きな問題を残しています。
このような子育てや子どもをめぐる現状を踏まえ、より安心して子どもを産み育てることができるようにするため、子育てを社会全体で支援できるしくみを整えるほか、地域における見守りなど、地域のなかで健やかに成長できる環境づくりが必要です。
- 社会や価値観の変化など、家庭や地域の教育力が低下するなど、学校を取り巻く環境は複雑化し、子どもの健やかな成長に対して学校が果たす役割は多様化しています。
また、情報化の進展により、社会にはさまざまなメディアがあふれ、子どもはそれらから影響を受けやすい環境にあり、規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化に拍車がかかっています。
今後、社会はますます激しく変化することが予想されます。子どもは、そのような社会を生き、担うために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をしっかりと身につける必要があります。また、子どもの成長をめぐる問題の多様化に適切に対応するために、家庭・地域・学校が連携し一体となって取り組むことが必要です。



基本目的V

学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

現状とめざす方向

- 社会の成熟化が進むなか、生涯学習活動への興味・関心は高まり、学習ニーズが多様化しています。
一方、急激な社会変化への対応やさまざまな現代的課題を解決するための方法として、生涯学習に寄せられる期待が高まっています。
今後、生涯学習のまちづくりを推進するために、学びの輪が地域に広がるしくみや、学ぶよろこびを実感できる学習環境づくりが必要です。
- ライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会への関心は低下しつつあります。それにとともに、郷土の歴史や文化、伝統が、次世代に引き継がれにくい環境になっています。
郷土の歴史や文化、伝統は、先人たちが永年の暮らしのなかで築き、伝え残してきた「地域の財産」であり、豊かな人間性と創造性を養う大切なものであるため、守り、育て、次世代に残していかなければなりません。
そのためには、情操が養われ、郷土への愛着と誇りを持つことができる環境や、地域の芸術・文化を支え、さらには新しい地域文化を創造していこうとする意識を高めることができる環境が必要です。
- 近年、都市化が進み生活が便利になった反面、身体を動かす機会が減り、運動不足になりがちです。そして、運動不足から基礎体力や運動能力の低下を招き、生活習慣病に陥る状況も生まれています。さらに都市化は、人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化を招いています。
健康な身体と豊かな心が養われるよう、生活の一部として気軽に運動やスポーツに取り組める環境や、スポーツを通じた人づくり、仲間づくり、地域づくりが促進されるしくみが必要です。



基本目的Ⅵ

便利で快適な住みやすいまち

現状とめざす方向

- ライフスタイルの変化や、経済成長により、郊外化が進み、十分な都市基盤が整わないまま開発が先行したことによりさまざまな問題が生じています。快適な市民生活の実現や都市の健全な発展を図るためには、市街地における産業と住環境の調和、地域振興を図るための適切な土地利用の誘導、自然環境や市街地の緑の保全など地域の特色を生かした土地利用を進める必要があります。
- 市の中心となるまちなかでは、住宅や商業機能の郊外移転にともなう空き地、空き店舗の増加などにより、空洞化や活力の低下が問題となっています。このようなことから、事業所や商業施設、住宅施設などのいっそうの集積を図り、都市機能を効果的に集約したまちづくりが求められています。
- 都市化により未整備の道路や、車社会の進展により混雑などさまざまな問題が発生しています。それを解消し、より機能的な都市の形成を図るため、産業の発展や市民生活を支える広域幹線道路・生活道路などの整備、公共交通機関の利便性の向上が求められています。また、自然環境や利便性などの居住環境に対する住民ニーズは多様化しています。そのため、あらゆる人たちに使いやすい公共施設や快適な居住環境が整った暮らしやすいまちづくりが求められています。
- 郊外化により本市の歴史的・文化的景観や自然などの多くが失われつつあります。それらを財産として生かし、市民が誇れる景観づくりが求められています。さらに、環境問題に対する市民の意識や、自然環境に対する関心の高まりにより、身近なところにある公園や緑地など、水や緑に囲まれた良質な都市空間の形成が求められています。



基本目的Ⅶ

出会いと交流のある元気で活力のあるまち

現状とめざす方向

- 産業別就業者数及び事業所数の動向は、農業などの第1次産業、工業などの第2次産業、商業・サービス業である第3次産業とも減少傾向にあります。これらの傾向は、消費の縮小を招き、経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されています。このような厳しい経済状況のもと、地域経済が活性化するには、既存産業の振興はもとより、新たな産業の創出と集積を促進するとともに、異業種間や産学官[※]の連携を通じた新たな技術や製品、サービスの開発が求められています。
- 消費者のライフスタイルの変化や住宅・商業機能の郊外への移転にともなうまちなかの活力低下、情報通信技術などを活用した技術革新の進展などにより、商工業を取り巻く環境は急速な変化をしています。そのため、まちなかの商業については、経営体質の強化や後継者の育成、地域に密着したサービスが、工業については、既存企業の体質強化・高度化が求められています。
- 景気の動向が雇用に大きな影響を与えており、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。豊かな市民生活を支えるためには、雇用の場の確保は不可欠であり、時代の流れに対応した技術や技能の習得など、職業能力の向上が求められています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業産出額の減少が進んでいます。そのため、生産基盤の維持向上、高い付加価値を持つブランドの育成、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給を行えるよう農業従事者の確保や育成が求められています。
- 観光客数については、増加傾向ですが、その旅行形態は団体や個人、グループと多様化しています。こうしたことから、観光資源の効果的な連携や新たな資源の掘り起こし、ニーズにあった個性的な取り組みなどにより、多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが求められています。

※ 産学官：産業(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)の三者



基本目的Ⅷ

まちづくりのしくみが整い発展できるまち

現状とめざす方向

- 地方分権改革のさらなる進展や、国や地方の役割分担の抜本的な改革が予想されるなか、地方自治においては、地域の特性にあったまちづくりが課題となっています。そのため、地域自治の主な担い手であるコミュニティ組織、さらにはボランティア団体やNPO[※]などの市民活動組織が新しい公共の領域を担う主体の一つとなり、高度化・複雑化する課題に的確に対応していくことが求められています。
- 人権尊重の精神が生活のなかに定着しつつありますが、さらにお互いの人格と個性を尊重し支えあうまちづくりが課題となっています。まちづくりの各主体の適切な役割分担のもと、一人ひとりの人権が均しく尊重され、分け隔てなく参加できる社会の実現のため共生によるまちづくりがいっそう重要となっています。
- 多様な住民ニーズに的確に対応することが基礎自治体に求められており、今後の課題となっています。そのため、地域の問題については自ら決定し、それぞれの実情にあった解決を行うとともに、持続的発展が可能な都市となるため、行政経営基盤を強化する必要があります。
- 共創都市となるためには、相互の理解と信頼にもとづく開かれた行政が必要となります。そのため、情報の提供・共有化などの充実・強化をさらに進める必要があります。

※ NPO：ボランティア活動などの社会貢献を行う営利を目的としない団体。

第4章

基本方針

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

館林オリジナルツツジ
“花山シリーズ”



乙女心
【オトメゴコロ】

光沢のある明るいピンク色の花びらは、
たいへん鮮やかです。

ー基本目的を達成するため三つの方針を大切にしますー

1 共にまちを創る「共創」によるまちづくりを進めます

すべての市民や団体、組織、行政などさまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の基盤としてまちを創る、「共創」をまちづくりの根本とします。

2 高品質で生産性の高い公共経営を進めます

目的を常に意識し、成果を重視した行政運営を行い、また状況の変化に即応した行政活動を根本とします。

3 市域を越えた連携を強化し、ともに歩みます

将来的な行政運営を見据え、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域との連携を重視することを根本とします。

第4部

資料

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



館林市章



周囲の輪廓は弧状三日月が三つと、同じく三日月形の上部の尖端についているものは漢字「立」を模様化したもので、上部の尖端は点を示しています。

中部には「木」の字が二つ直角に交差して円の中心をなしており、これは「林」を模様化したものでこの両者で「立林」を表現しています。

故柳瀬六郎氏の考案によるものを大正4年館林町徽章として制定したものです。

(昭和31年6月2日 館林市)

館林市の木、花及び鳥

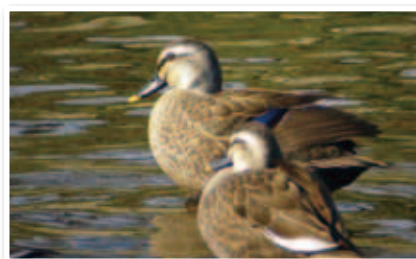
木
花
鳥



市の木 クロマツ



市の花 ヤマツツジ



市の鳥 カルガモ

(昭和49年4月1日 館林市)

館林市民憲章

I 前文

わたしたち館林市民は、郷土の歴史と伝統のうえに、お互いの信頼と協力によって、新時代にふさわしい躍進的な大都市の実現を期待し、これに向かって、すべての市民がすすんで実践する道しるべとして、ここにこの憲章を定めます。

II 憲章

- 1 わたしたちは、いつも健康で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも元気で働き、力をあわせて豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつもきまりを守り、うるわしい社会をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも人をうやまい、子どもやとしよりのためにつくしましょう。
- 1 わたしたちは、いつも郷土を愛し、文化を高めましょう。

(昭和 45 年 4 月 1 日 館林市)

館林市歌

館林市歌 土岐善隆 作詞 信時潔 作曲

平野ゆたかに川波清く
峰より峰へ雲晴れたり
岡のつつじ色映えて
松風城の歴史を語る
さかゆる春秋伸びる郷土に
意気もちからも新たなれ

麦穂稲穂に機おと高く
かすむやつくば富士はるかに
遠く近く道ひろく
かがやくひかり希望に満てり
人の和地の利に築く文化よ
自治を誇りて進むべし

見ずやわれらの館林
今ぞひとしく
みなこぞれ

(昭和 31 年 2 月 29 日 館林市)



交通安全都市宣言

最近における産業経済、文化の発展により逐年交通量は極度に増加の一途を辿り、それに伴い道路交通事故が頻発していることは、誠に憂慮に堪えないものがある。これらの交通事故の発生によって尊い人命財産が一瞬にして傷つけられたり失なわれたりしているのは憂愁のきわみであり、大きな社会問題となっていることは否定し難い事実である。

館林市においても昨年1か年間で、実に165件の交通事故が発生し死者12名、重軽傷者143名の犠牲者が出ており、これら交通事故の原因を深く究明するに、その原因が不可抗力によるものでなく、大半は人為的なものによるものであり、これらは遵法精神の高揚、個人並びに財産尊重観念の徹底、交通環境の整備等により阻止でき得るものと信ずる。

このような事態に際し、悲惨な交通事故の絶滅を期して関係諸機関、諸団体はもとより市民一人一人がみずから交通道徳を身につけ、新しい交通秩序を確立し、更によりよい交通環境を作り一日も早く市民が安全で幸福な生活を営むことができるよう、この運動を強力に推進せんとするものである。

ここに館林市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

(昭和37年2月8日 館林市)



水緑都市宣言

本市は、恵まれた自然と古くからの城下町としての歴史と伝統を生かした個性と魅力あるまちづくりを推進し、市民生活に密着した発展を遂げてきたが、今後とも東毛地域の中核都市として一層の躍進が期待されている。

このなかにあつて、水と緑を基調とした自然環境は、今や近代的な都市の形成に欠くことのできないものであり、都市社会における市民生活に憩いと安らぎをもたらすものとして、自然環境の保全と育成はとりわけ緊要な課題である。

本市は、昭和55年7月「水と緑につつまれたゆとりとうるおいのあるまち館林」を将来像とした新総合計画を策定し、その実現に努めているところであるが、加えて昭和56年、国土庁より水緑都市モデル地区整備の対象都市としての指定を受けるに至った。

これを契機として更に市民意識の涵養をはかり、市民と行政が一体となって、豊かな緑と清澄な水に象徴される自然と融和した健康で快適な活力ある総合的な人間環境都市を建設しようとするものである。

よつて、ここに館林市を「水緑都市」とすることを宣言する。

(昭和56年9月26日 館林市)



スポーツ健康都市宣言

わたしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康でたくましい体と心をつくり、連帯の輪をひろめ、明るく豊かな館林市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 1 スポーツを生活にとり入れ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
- 1 スポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。
- 1 生涯を通してスポーツに親しみ、たくましい体と心をつくりましょう。
- 1 スポーツを通して、世界の人々と手をつなぎましょう。

(昭和59年4月1日 館林市)



非核平和都市宣言

広がる 大空は
青く 澄みわたり
みどりの 木立には
小鳥たちが さえずり
清らかな 水面には
銀鱗が おどる

私たちを
暖かく つつむ
このゆたかな 自然
そこに こだまする
子どもたちの うた声

かけがえの ない
この平和の 時を
誰も うばいとすることは できない
誰も 破壊することは できない

私たちは 知っている
核兵器が もたらすものは
破壊と悲惨でしか ないことを

私たちは ^{うった}訴える
世界中の 国々へ
今こそ すべての核兵器を すてよと

私たちは ^{ちか}誓う
平和を 愛する 人々と
手を たずさえて
このしあわせを 守ることを
すばらしい地球を ^{はいきよ}廃虚としないことを

核兵器^{はいぜつ}廃絶
この市民の 願いをこめて
平和都市 館林市の宣言とする。

(昭和 63 年 12 月 5 日 館林市)



人権尊重都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人として等しく尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利を持っています。

私たちは、すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指します。

ここに私たち市民は、基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

(平成 8 年 10 月 1 日 館林市)



男女共同参画都市宣言

た がいのことばに 心ひらき
て をたずさえて
は げましあう男(ひと)と女(ひと)
それは
や すらぎと活力の光りに満ちる
し あわせな都市(せかい)の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、更なるやすらぎと活力が満ちあふれることを願います。

一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることを願います。

私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造に向かって、

ともに確かな一歩を踏み出すことを誓い、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

(平成 16 年 4 月 1 日 館林市)

館林市総合計画審議会条例

昭和 53 年 3 月 28 日

館林市条例第 7 号

改正 昭和61年 3月26日条例第 1号 平成15年12月18日条例第18号
平成 2年12月26日条例第16号 平成19年12月21日条例第23号
平成10年 9月17日条例第16号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 10 人以内
- (2) 知識経験を有する者 40 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和45年館林市条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月17日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月18日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

館林市総合計画策定に関する規程

昭和 53 年 11 月 25 日
館林市訓令第 14 号

改正	昭和61年3月27日訓令第2号	平成16年12月1日訓令第9号
	平成3年2月28日訓令第2号	平成20年3月24日訓令第3号
	平成6年6月6日訓令第4号	平成21年9月30日訓令第5号
	平成11年3月25日訓令第1号	平成25年5月27日訓令第5号
	平成12年1月24日訓令第1号	平成26年8月1日訓令第1号
	平成16年3月24日訓令第6号	

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市総合計画(以下「総合計画」という。)策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

第3条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定する。
- 3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。

(事務局の設置)

第4条 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。
- 3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

第5条 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 環境と安全の部会
- (2) 福祉と健康の部会
- (3) 子育てと学びの部会

(4) 都市と産業の部会

(5) 計画推進の部会

2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長1名、副部会長1名を置く。

3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要あると認めるとき関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

第6条 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

第7条 計画主任は参事の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係わる必要な資料の収集、整理に関すること。

(2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。

(3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

第8条 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、必要に応じてサポートチームを置くことができる。

2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。

3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

第9条 サポートチームは、事務局長の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係わる資料の整理及び分析に関すること。

(2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

第10条 事務局長は、必要あると認めるとき部会長会議等を開催することができる。

2 部会長は、その所管事務の遂行上必要あると認めるとき事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 27 日訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 28 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 6 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 6 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 24 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、告示の日から施行し、平成 21 年 9 月 17 日から適用する。

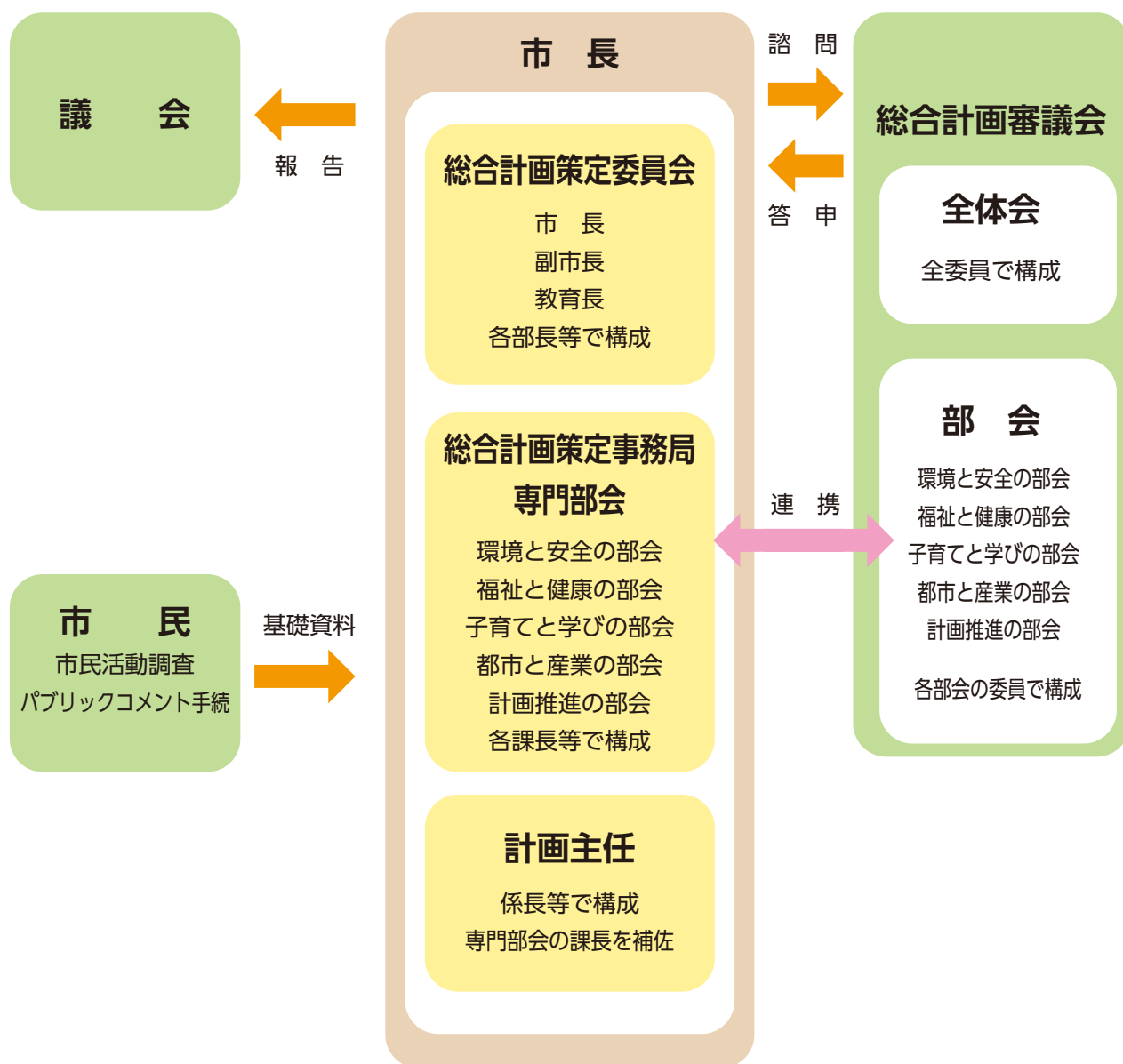
附 則（平成 25 年 5 月 27 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

館林市第五次総合計画 後期基本計画策定体制



総合計画審議会の設置・運営

館林市総合計画審議会条例に基づき、市民や企業、NPO などから委員を選出した審議会を設置し、基本計画案等について調査及び審議した。

庁内策定体制

館林市総合計画策定に関する規程に基づき、総合計画策定委員会を設置し、全庁体制のもとに計画を策定した。

- 策定委員会** 総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定するため、庁議構成員により構成
- 専門部会** 各部会において総合計画策定を専門的に行うため、参事(各課長等)により構成
- 計画主任** 総合計画に係わる事務を行うため、関係各課・施設より選出された係長等により構成



平成 26 年 12 月 15 日

館林市総合計画審議会
会長 山崎紀夫様

館林市長 安楽岡 一 雄

館林市第五次総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

このことについて、館林市総合計画審議会条例(館林市条例第7号)第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問いたします。

諮問内容

館林市第五次総合計画(たてばやし市民計画2020)後期基本計画を策定することにつき、意見を求めます。

平成 27 年 8 月 25 日

館林市長 安楽岡 一 雄 様

館林市総合計画審議会
会長 山 崎 紀 夫

館林市第五次総合計画後期基本計画について(答申)


平成 26 年 12 月 15 日付けで市長から諮問をうけた館林市第五次総合計画後期基本計画について、館林市総合計画審議会条例第 2 条に基づき、本審議会でも慎重に審議した結果、審議結果を十分に反映したものであり、館林市第五次総合計画後期基本計画として適切であると認められるので答申します。

なお、市民も将来のまちの姿である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」実現のため、行政とともに手を携え、これからのまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

このことから、本計画の推進においては、下記の点や審議の過程で出された各部会からの個別意見に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 前期基本計画に引き続き、基本構想に掲げた共創の理念のもとに、社会の変化に合わせて、市民と共に英知を結集し、将来像の実現に向け取り組んでいただきたい。
- 2 地方創生については、「市民が安定して働ける雇用環境を創出する」、「若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境を整備する」とともに、「全ての市民が安心して暮らせるまちづくりをすすめる」ことにより、「まち・ひと・しごと」の好循環を創出し、館林の特色を生かしたまちづくりを進めていただきたい。
- 3 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となる中において、限りある財源を有効に活用するとともに、市有施設の長寿命化等を進め、安全なまちづくりを計画的に進めていただきたい。
- 4 人権尊重や市政情報の提供等に重点をおいた透明性の高い開かれた行政を行い、市民との信頼関係を深めるとともに、地域コミュニティの再生、世代を超えた交流及び地域住民の互助・共助による地域社会づくりを推進し、思いやりと活気あふれたまちづくりを進めていただきたい。



5 基本構想及び前期基本計画において答申のあった内容については、引き続き取り組むよう要望します。

(1) 将来像「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現に向け、基本構想に掲げた8つの目的を分野横断的に、共創の理念のもと全市をあげて取り組むよう努められたい。

(2) 計画の実施においては、これまで築いてきた歴史や文化、また観光資源を十分に活用し、地域特性を生かした特色のあるまちづくりに努められたい。

(3) 地方分権・地域主権の推進により地方自治体の責任が重くなるなか、徹底した行財政改革を進め、市民が安全・安心して暮らせるよう最大限の努力を要望する。

【個別意見】

施策目的01

「良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる」ために、低炭素社会を実現し、地球温暖化を防ぐよう、再生可能エネルギー等の普及促進及び環境負荷の軽減に努めること。また、様々な都市インフラや公共施設の維持管理については、長寿命化を図るとともに、今後の人口減少社会に対応できるよう努めること。

施策目的02

「ごみを減らし、資源を生かすまちになる」ために、3R活動を積極的に啓発するとともに、一層のごみ減量化の推進に努めること。

施策目的04

「災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる」ために、多くの人に災害に関する情報が伝えられる情報伝達手段を検討すること。また、多くの市民が自助共助の意識を持つことが重要であることから、自主防災組織や防災訓練への参加啓発に努めること。

施策目的05

「地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる」ために、地域住民との協力体制を充実させ、誰もが地域で自立した生活を送れるよう、医療、福祉、介護などの各分野が連携して地域包括ケアシステムの構築に努めること。

施策目的06

「高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる」ために、認知症の方の支えや、高齢者への虐待予防対策については、地域での見守りの支援や連携体制の構築に努めること。また、高齢者が気軽に集まれるような地域での居場所づくりなど、地域への支援に努めること。

施策目的 08

「互いに助けあい、安心して生活できるまちになる」ために、生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対しては、より一層の自立支援と生活支援に努めること。また、地域と情報交換を行い、連携を深めながら支援に努めること。

施策目的 10

「適切な医療を受けることができるまちになる」ために、かかりつけ医などの地域に密着した医療機関を有効に活用しながら、地域の中核である館林厚生病院の医師を確保するとともに、市域を越えた医療の連携体制の構築に努めること。

施策目的 11

「子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる」ために、子どもの健全育成への積極的な支援を引き続き実施するよう努めること。

施策目的 12

「心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる」ために、子どもの道德教育を積極的に推進するよう努めること。

施策目的 16

「地域性に応じた土地利用ができていくまちになる」ために、コンパクトシティを積極的に推進し、今後の人口減少社会に応じた都市インフラの効率的な整備活用に努めること。

施策目的 17

「まちなかににぎわいがあるまちになる」ために、空き店舗等の利活用に関する施策を推進し、まちのにぎわい創出に努めること。

施策目的 18

「人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる」ために、幹線道路や橋梁などの重要な都市インフラについては、老朽化対策や長寿命化対策などの維持管理に努めること。

施策目的 21

「事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる」ために、個人事業者への積極的な支援の実施に努めること。



施策目的 2 2

「安定した労働環境が整っているまちになる」ために、障がい者・高齢者等従来からの雇用支援に加えて、女性の雇用環境改善について積極的に取り組むよう努めること。

施策目的 2 3

「農産物を安定して提供できるまちになる」ために、新規就農者への支援とともに、新ブランドの創出及び六次産業化等への積極的な支援に努めること。

施策目的 2 4

「多くの人を訪れたい個性と魅力のあるまちになる」ために、観光資源の特徴を生かした取り組みを市民とともに積極的に推進し、観光振興に努めること。

館林市総合計画審議会委員

会 長	山 崎 紀 夫				
副会長	齋 藤 昇 司				
副会長	長 柄 和 永				
	青 木 一 夫	中 嶋 直 一			
	泉 澤 信 哉	奈 良 与 志 則			
	牛久保 三 郎	仁 田 征 子			
	川 島 栄 子	野 田 俊 介			
	川 島 康 宏	野 村 和 利			
	北 脇 秀 敏	橋 本 徹 道			
	河 野 哲 雄	古 川 正 樹			
	小 林 茂 代	古 屋 秀 勝			
	権 田 昌 弘	星 越 一 孝			
	斉 藤 貢 一	堀 越 光 正			
	櫻 井 正 廣	松 田 沼 記			
	三 條 秀 子	松 田 英 彦			
	島 田 信 夫	三 宅 正 俊			
	鈴 木 幸 子	三 宅 正 美			
	鈴 木 義 明	茂 木 正 美			
	高 橋 次 郎	森 静 子			
	角 田 好 二				

(50音順)

策定過程

【総合計画審議会】

年	月	日	会 議 名	概 要
26	12	15	総合計画審議会 第1回全体会議	委嘱状の交付 審議会役員を選出 諮問 審議会の運営指針(案)について 総合計画の概要について 後期基本計画策定素案について 講演会 [演題] これからの総合計画の役割 [講師] 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授
26	12	15	総合計画審議会 第1回各部会	部会役員を選出 部会の進め方について
27	1	21	総合計画審議会 第2回福祉と健康の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	27	総合計画審議会 第2回都市と産業の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回環境と安全の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回子育てと学びの部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回計画推進の部会	後期基本計画素案の審議
27	2	24	総合計画審議会 第3回子育てと学びの部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	24	総合計画審議会 第3回都市と産業の部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	26	総合計画審議会 第3回福祉と健康の部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	26	総合計画審議会 第3回環境と安全の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	3	26	総合計画審議会 第4回都市と産業の部会	指標の審議

年	月	日	会 議 名	概 要
27	3	26	総合計画審議会 第4回子育てと学びの部会	指標の審議
27	5	18	総合計画審議会 第4回環境と安全の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	20	総合計画審議会 第5回子育てと学びの部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	20	総合計画審議会 第5回都市と産業の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	21	総合計画審議会 第4回福祉と健康の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	21	総合計画審議会 第3回計画推進の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	6	4	総合計画審議会 第4回計画推進の部会	【総合計画の部】 後期基本計画答申案について 【地方創生の部】 まち・ひと・しごと創生について
27	7	8	総合計画審議会 第2回全体会議	【総合計画の部】 各部会での審議結果について 後期基本計画答申案について 【地方創生の部】 総合戦略の策定について
27	8	25	総合計画審議会 第3回全体会議	【総合計画の部】 後期基本計画答申 【地方創生の部】 館林市人口ビジョンについて
27	9	18	総合計画審議会 第4回全体会議	館林市まち・ひと・しごと総合戦略(素案)に ついて

【総合計画策定委員会】

年	月	日	会 議 名	概 要
26	8	19	第1回総合計画策定委員会	後期基本計画の策定について 審議会委員の推薦及び計画主任の選出について
26	10	21	第2回総合計画策定委員会	審議会委員について 参事及び計画主任の報告並びに専門部会の役員について 第1回審議会について
26	11	18	第3回総合計画策定委員会	第1回審議会について
27	2	17	第4回総合計画策定委員会	各部会へ提出する追加資料について
27	5	7	第5回総合計画策定委員会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会としての意見案について
27	5	12	第6回総合計画策定委員会	部会への提出資料の修正について
27	6	23	第7回総合計画策定委員会	第2回審議会について
27	8	18	第8回総合計画策定委員会	第3回審議会について
27	9	17	第9回総合計画策定委員会	第4回審議会について

【総合計画策定委員会事務局会議】

年	月	日	会 議 名	概 要
26	9	12	総合計画策定委員会事務局会議 第1回各専門部会	策定組織及びスケジュールについて 後期基本計画策定にかかる現計画の見直しについて
26	11	5	総合計画策定委員会事務局会議 第2回都市と産業の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	6	総合計画策定委員会事務局会議 第2回環境と安全の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	6	総合計画策定委員会事務局会議 第2回福祉と健康の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について

年	月	日	会 議 名	概 要
26	11	7	総合計画策定委員会事務局会議 第2回子育てと学びの専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	7	総合計画策定委員会事務局会議 第2回計画推進の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
27	4	15	総合計画策定委員会事務局会議 第3回計画推進の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	16	総合計画策定委員会事務局会議 第3回子育てと学びの専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	16	総合計画策定委員会事務局会議 第3回福祉と健康の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	17	総合計画策定委員会事務局会議 第3回環境と安全の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	17	総合計画策定委員会事務局会議 第3回都市と産業の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について

【パブリックコメント】

平成27年10月1日から10月30日までパブリックコメント手続実施

【議会への報告】

平成27年11月27日市議会全員協議会へ報告

第五次総合計画前期基本計画指標結果

第五次総合計画では、施策目的ごとに指標を設定し、その進捗状況をはかる目安としています。

指標の数値は、手段の最適化を図ることを目的としているため、数値が良かった悪かったではなく、どうしたらより良くなるかを考えるための道具と考えています。

目標の方向性に合致しなかった事業については、施策の見直しを行う等の改善を行い、合致した事業についても、更に改善に努めています。

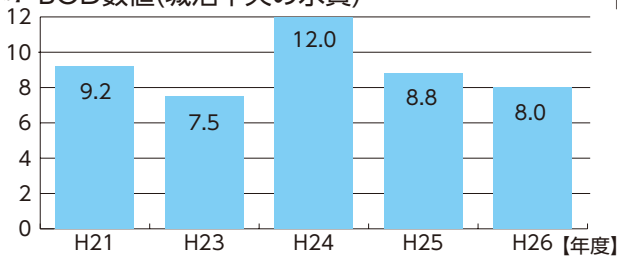
※市民活動調査の調査方法等

調査地域	館林市全域
調査対象	市内在住満 20 歳以上 80 歳未満の男女
対象者	1,500 人
抽出方法	住民基本台帳より等間隔無作為抽出
調査方法	郵便調査法
調査期間	平成22年3月31日～4月15日(16日間)
回収結果	回収者数：783 人 回収率：52.2%
調査期間	平成25年8月7日～8月22日(16日間)
回収結果	回収者数：630 人 回収率：42%

基本目的 I より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

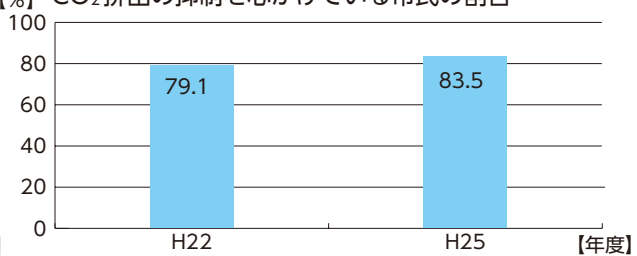
施策目的01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる

【mg/ℓ】 BOD数値(城沼中央の水質)



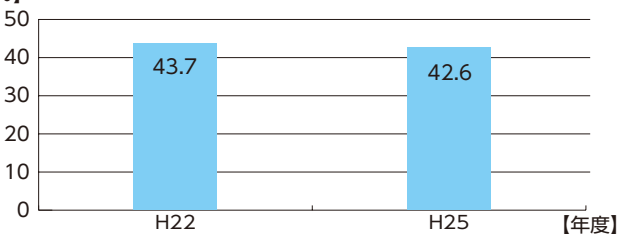
水の汚れ具合を表す目安
(BOD とは生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好
【参考】鶴生田川(城沼)の環境基準点は、城沼下流の岩田橋。
環境基準値(BOD)は5mg/ℓ以下

【%】 CO₂排出の抑制を心がけている市民の割合



市民活動調査/地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷房機の控えめな温度設定、自動車利用を避けるなど、CO₂の排出を抑制する活動

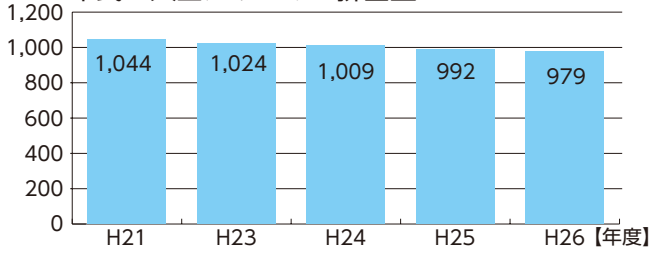
【%】 良好な環境をつくるための活動をしている市民の割合



市民活動調査/清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護など、良好な環境をつくるための活動

施策目的02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる

【g】 市民一人当たりごみの排出量

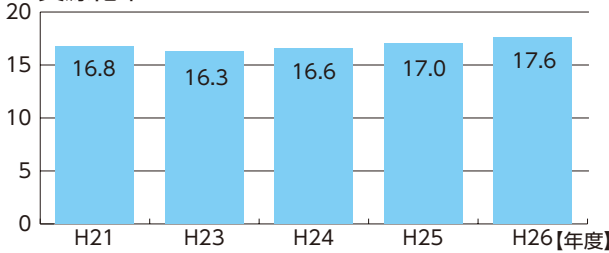


市民が一人当たり、1日にどれくらいのごみを排出しているか、量を計算したもの
(年間ごみ総処理量÷市人口÷年間日数)

※集団回収含む場合(参考)

H21	1,114 g
H23	1,083 g
H24	1,068 g
H25	1,049 g
H26	1,034 g

【%】 資源化率

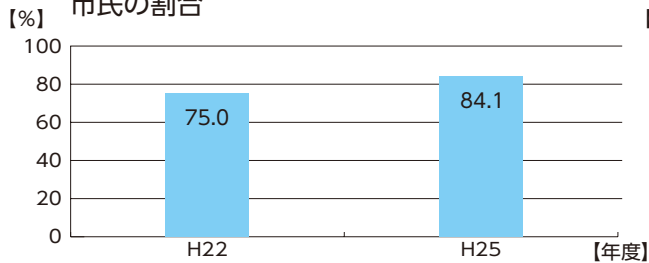


排出されたごみのうち、資源化したものを率であらわしたもの
(資源化量÷年間ごみ総処理量)

※集団回収含む場合(参考)

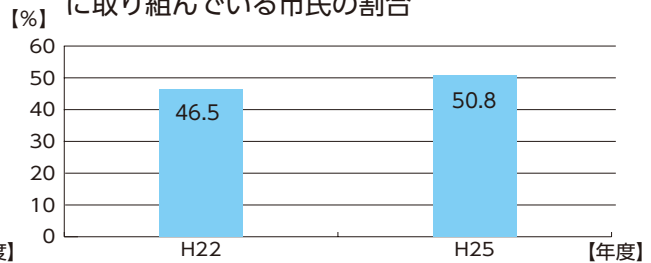
H21	21.9%
H23	21.0%
H24	21.3%
H25	21.6%
H26	21.9%

ごみ減量のためにさまざまな工夫をしている市民の割合



市民活動調査／(各個人が)ごみ減量のために、過剰包装や使い捨て商品避けたり、不要品の譲りあいや修理修繕をして品物を長く使う活動

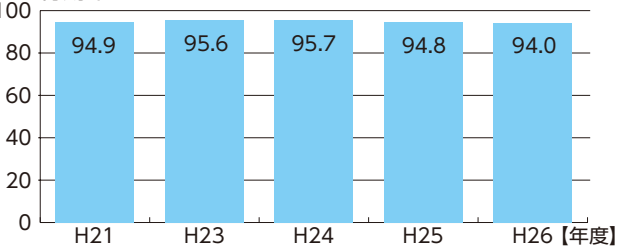
地域として、ごみの発生抑制、再利用、再資源化に取り組んでいる市民の割合



市民活動調査／地域として不要品の回収や譲りあいなど、ごみの発生抑制、再利用、再資源化のための活動

施策目的03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる

【%】 有効率

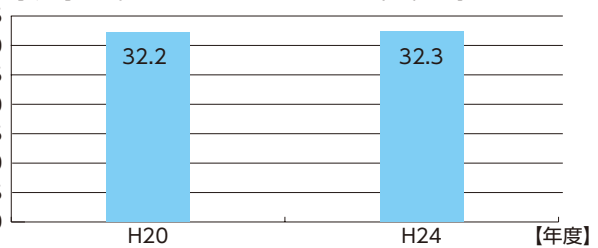


水道使用上有効に使用された水量
(有効水量÷総配水量)

【参考】

群馬県平均 88.0% (平成19年度)

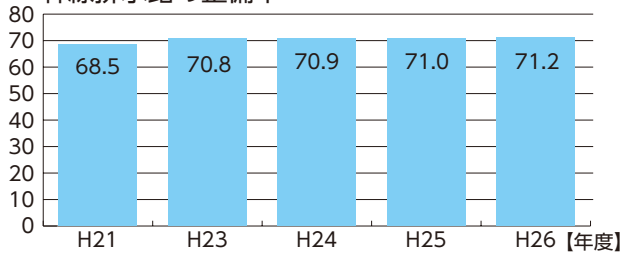
【%】 水道水の味についておいしいと思う市民の割合



水道水の味に対する市民の意識
(水道に関するアンケート調査)

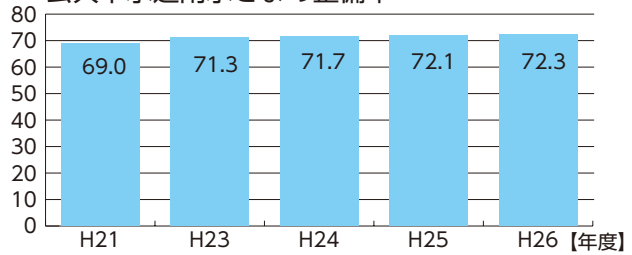
施策目的04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる

【%】 幹線排水路の整備率



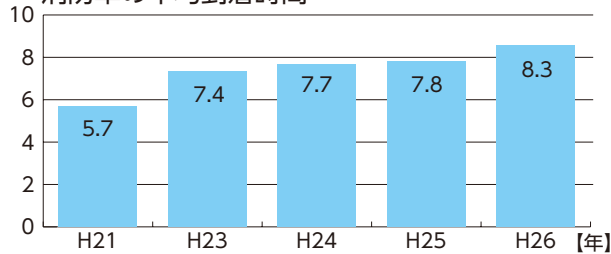
幹線排水路の全延長に対する改修率

【%】 公共下水道雨水きよの整備率



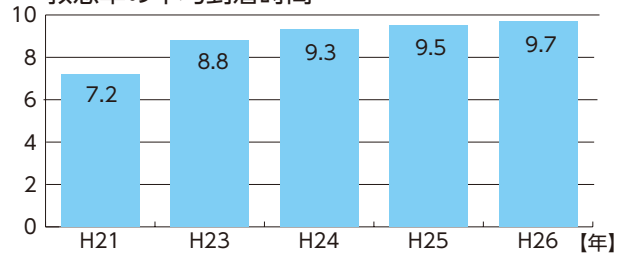
市内の事業認可を受けた雨水きよ整備計画延長のうち整備済延長の割合

【分/件】 消防車の平均到着時間

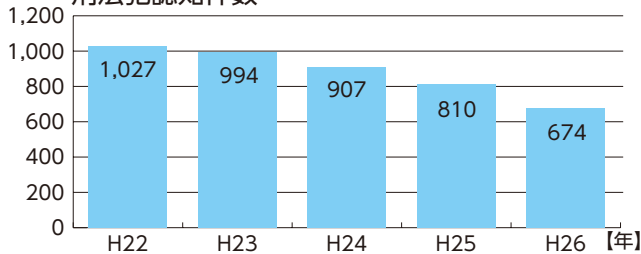


消防車及び救急車の通報から現場までの平均到着時間
(H23から集計方法を変更した)

【分/件】 救急車の平均到着時間

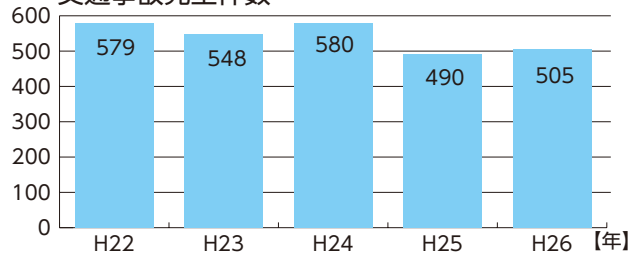


【件】 刑法犯認知件数



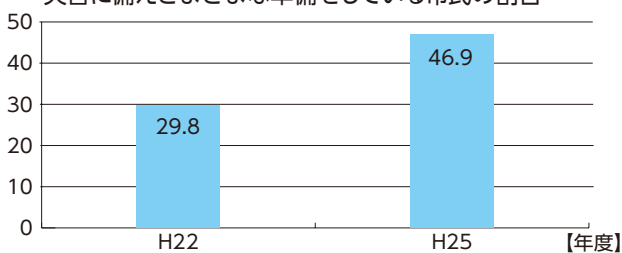
警察が把握した市内の犯罪発生数

【件】 交通事故発生件数



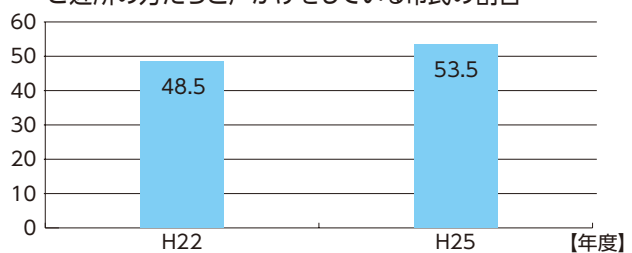
市内で発生した人身事故の件数

【%】 災害に備えさまざまな準備をしている市民の割合



市民活動調査／災害に備えて家具の固定、水や食糧の備蓄、非常持ち出し品の用意などを行っている活動

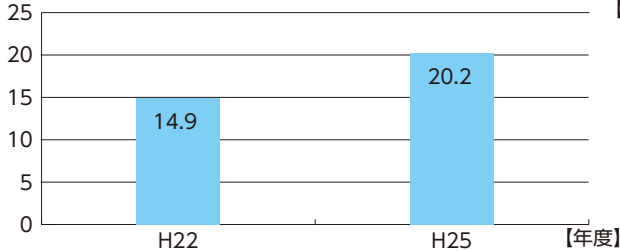
【%】 ご近所の方たちと声かけをしている市民の割合



市民活動調査／防犯やお互いの見守りのため、ご近所の方たちと声かけをしている活動

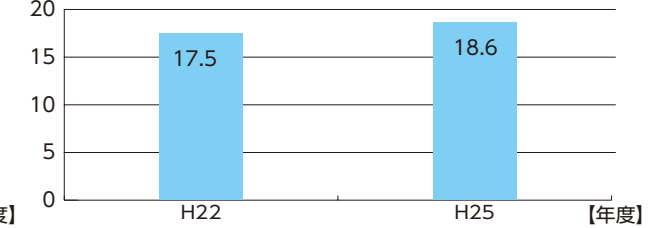


【%】 自主防災組織などに参加している市民の割合



市民活動調査／自主防災組織による防災訓練など、災害時に被害を最小限に抑えるための活動

【%】 地域ぐるみで自主防犯活動などを行っている市民の割合

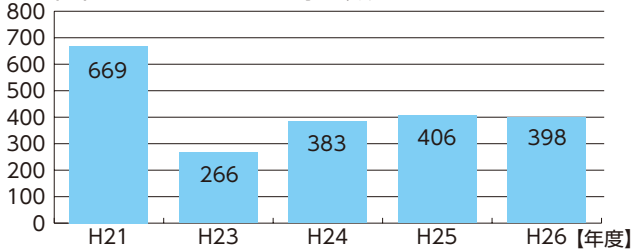


市民活動調査／地域ぐるみの自主防犯活動など、犯罪が起りにくい活動

基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

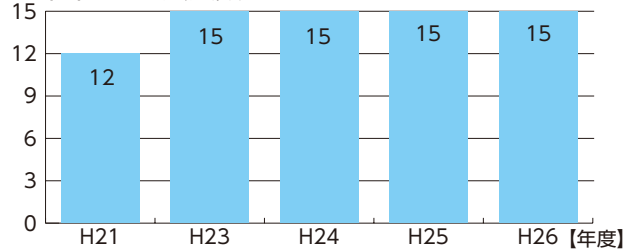
施策目的05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる

【人】 福祉ボランティア登録者数



館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数

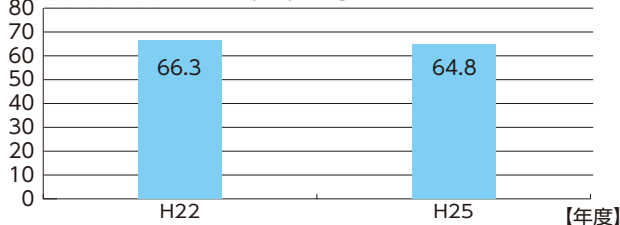
【法人】 福祉NPO法人数



館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数

地域のなかで相談したり、助け合える

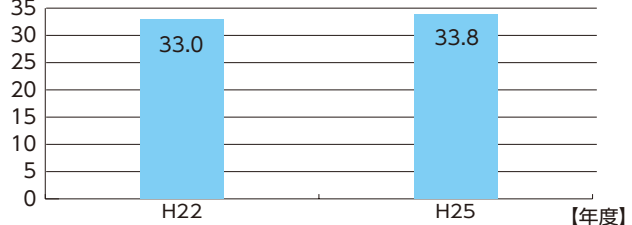
【%】 友人・知人がいる市民の割合



市民活動調査／同居の家族以外に、地域のなかで相談したり、助けあったりする頼りになる友人・知人がいる

地域の困った問題を、近所で協力して

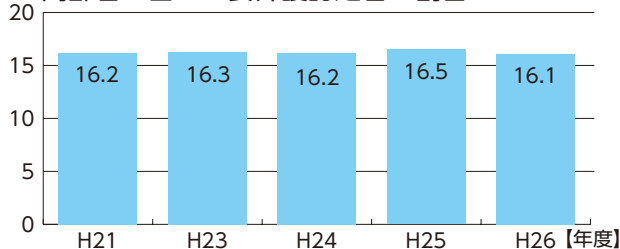
【%】 取り組んでいる市民の割合



市民活動調査／地域の困った問題について、近所の方たちと協力して取り組んでいる

施策目的06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる

【%】 高齢者に占める要介護認定者の割合



65歳以上の第1号被保険者のうち要介護認定及び要支援認定者の割合

【%】 高齢者の就業割合

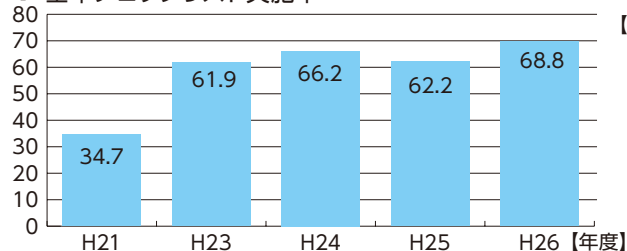


65歳以上の人口に占める就業者の割合



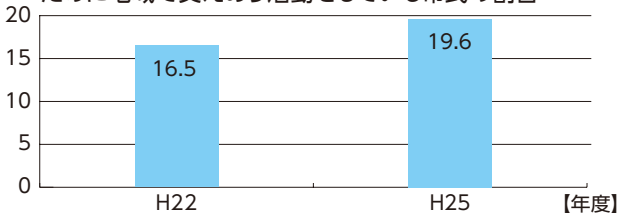


【%】基本チェックリスト実施率



65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない人のうち、基本チェックリスト(介護予防のための厚生労働省が作成した日頃の生活機能をチェックする質問票)を回収した割合

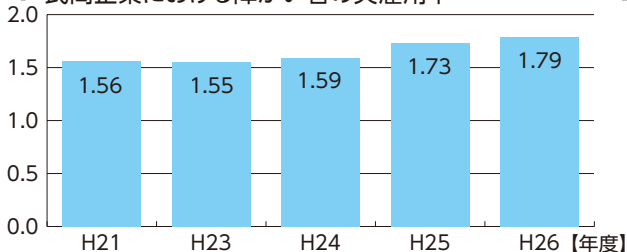
【%】高齢者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合



市民活動調査/障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動

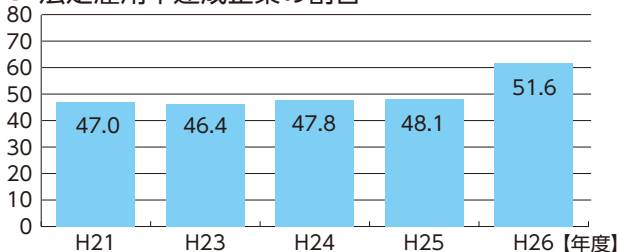
施策目的07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる

【%】民間企業における障がい者の実雇用率



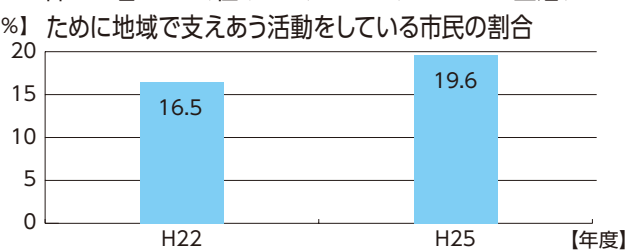
民間企業(50人以上規模の企業)に雇用されている、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合

【%】法定雇用率達成企業の割合



民間企業(50人以上規模の企業)に雇用される従業員のうち、一定割合(法定雇用率、民間企業の場合2.0%)以上の障がい者雇用を達成した企業の割合

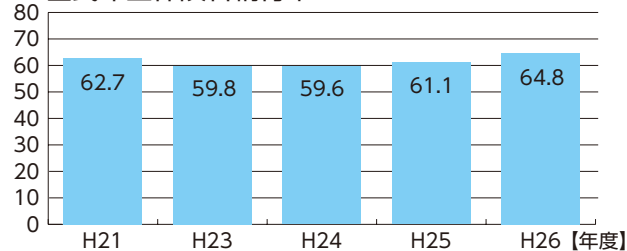
【%】障がい者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合



市民活動調査/障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動

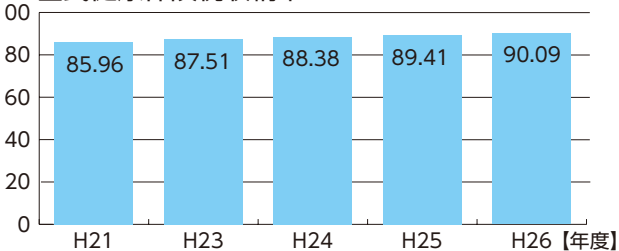
施策目的08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる

【%】国民年金保険料納付率



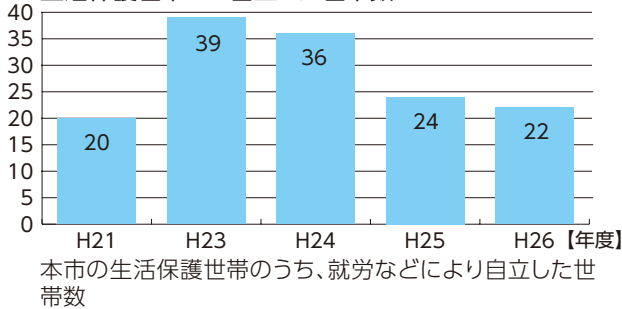
本市の国民年金加入者の保険料納付率

【%】国民健康保険税収納率

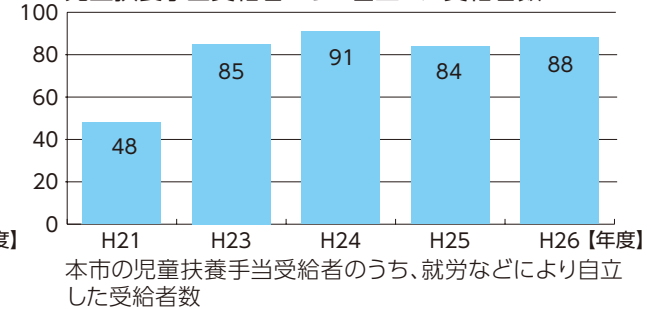


本市の国民健康保険税の収納率

【世帯】生活保護世帯から自立した世帯数



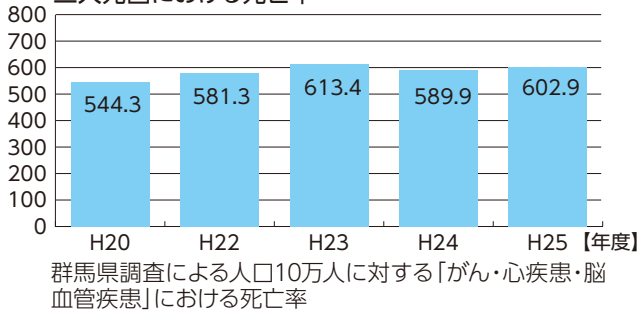
【人】児童扶養手当受給者のうち自立した受給者数



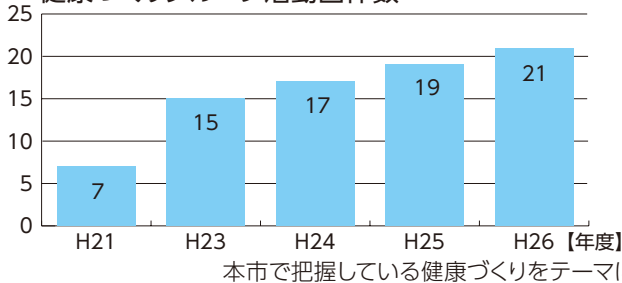
基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

施策目的09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる

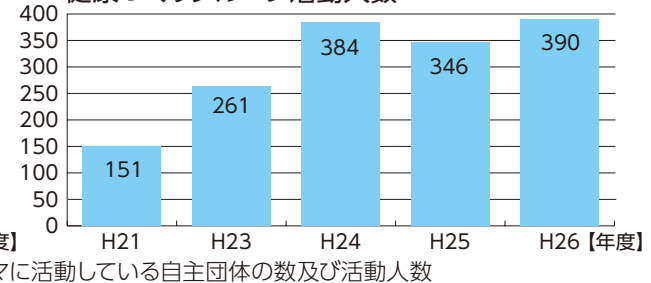
三大死因における死亡率



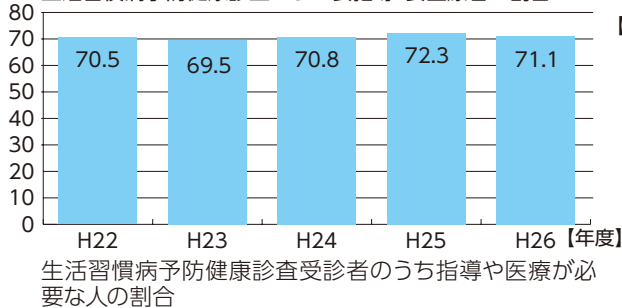
【団体】健康づくりグループ活動団体数



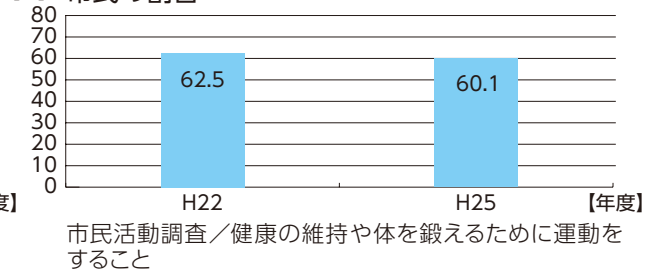
【人】健康づくりグループ活動人数



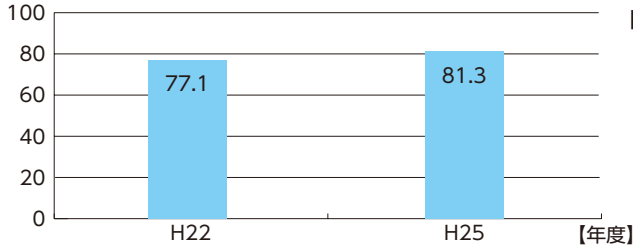
【%】生活習慣病予防健康診査のうち要指導・要医療者の割合



健康の維持や体を鍛えるために運動をしている市民の割合

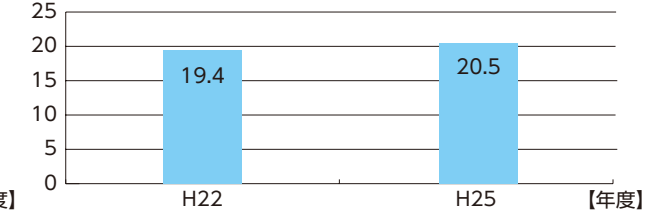


【%】 定期的に健康診断を受けている市民の割合



市民活動調査／定期的に健康診断を受けること

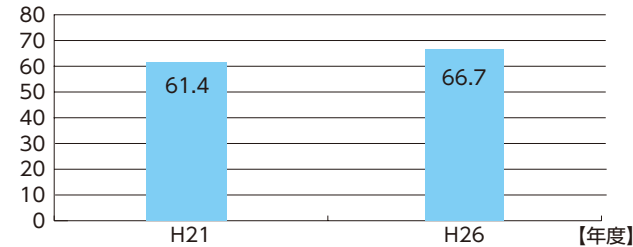
【%】 心身ともに元気で暮らせるよう、地域の人々とともに健康づくり活動をしている市民の割合



市民活動調査／地域の人々が心身ともに元気で暮らせるよう、ともに健康づくりをするための活動

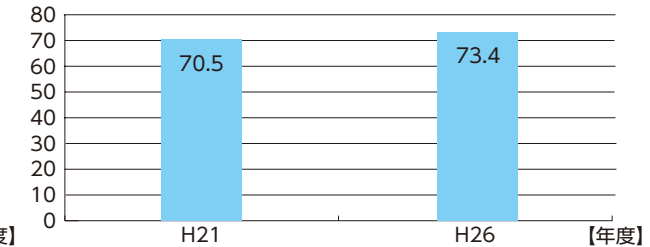
施策目的10 適切な医療を受けることができるまちになる

【%】 かかりつけ医所持率

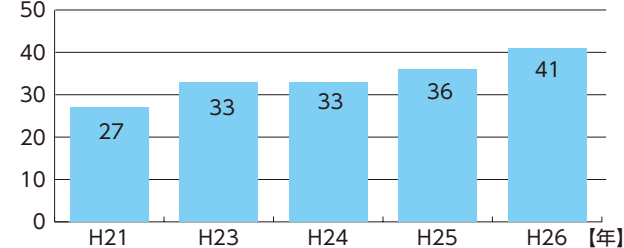


健康づくりに関する調査におけるかかりつけ医及び歯科医を所持する市民の割合

【%】 かかりつけ歯科医所持率

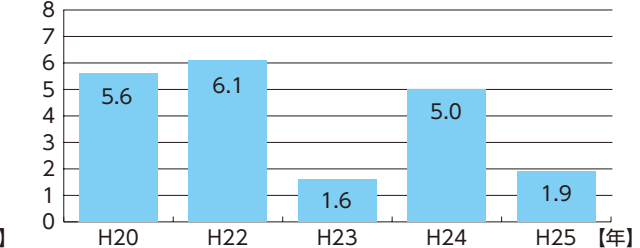


【人】 救急救命士の有資格者数



館林地区消防組合における救急救命士有資格者数

周産期死亡率

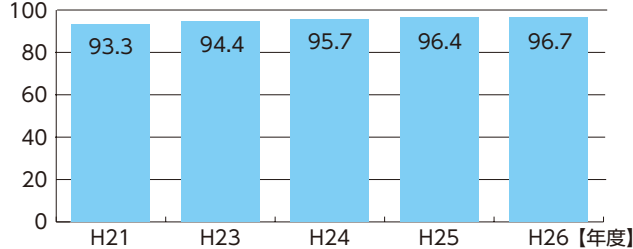


群馬県館林保健福祉事務所調査による、出生1,000に対する妊娠満22週以後の死産及び生後7日未満の新生児死亡の割合

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

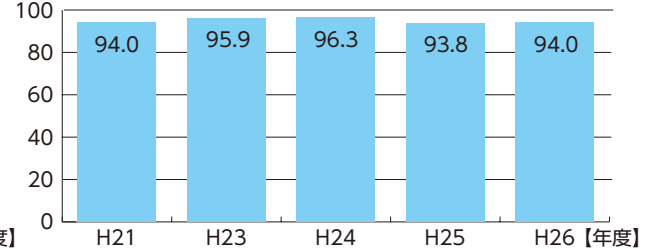
施策目的11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる

【%】 乳幼児健康診査受診率

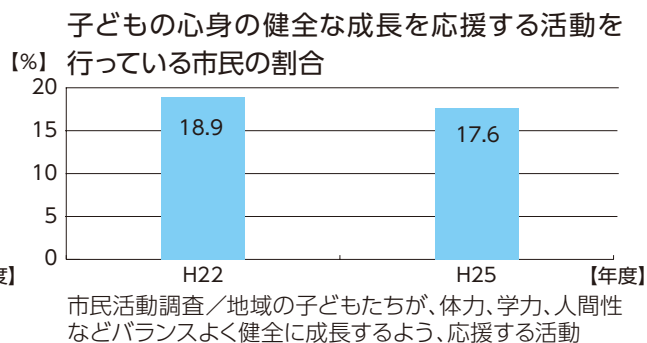
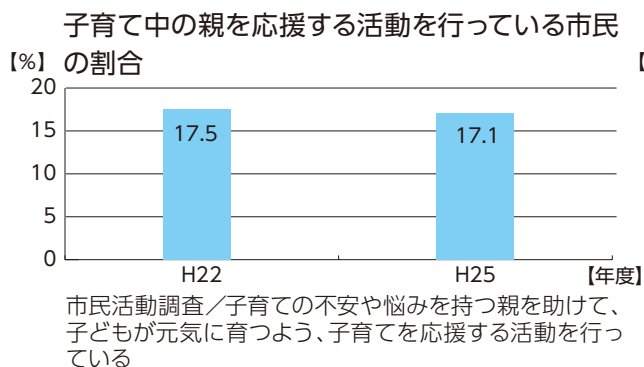


乳幼児の健康診査の受診率(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の受診率の平均値)

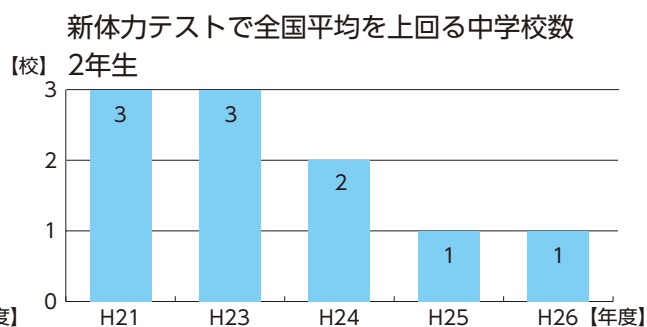
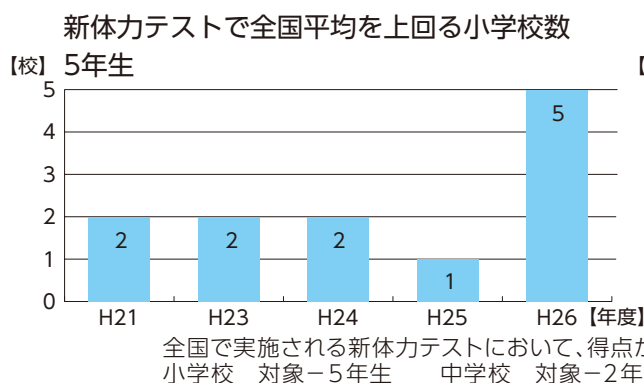
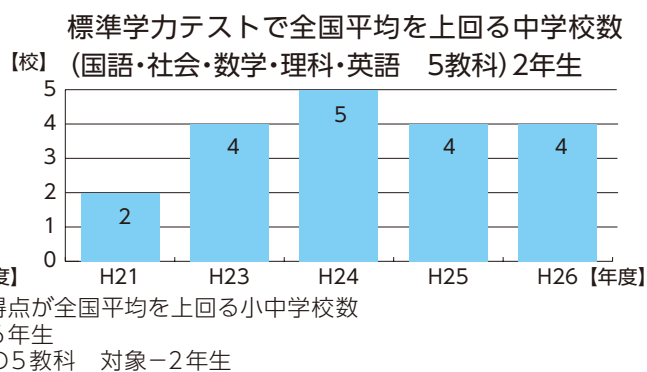
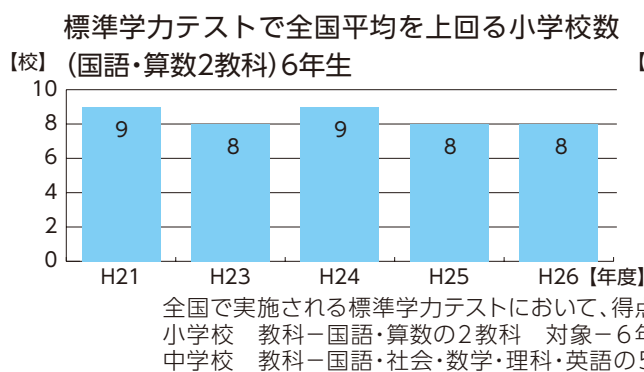
【%】 予防接種の接種率



予防接種の接種率(BCG、ポリオ、三種混合(四種混合)、二種混合、麻しん風しんの接種率の平均値)

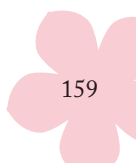
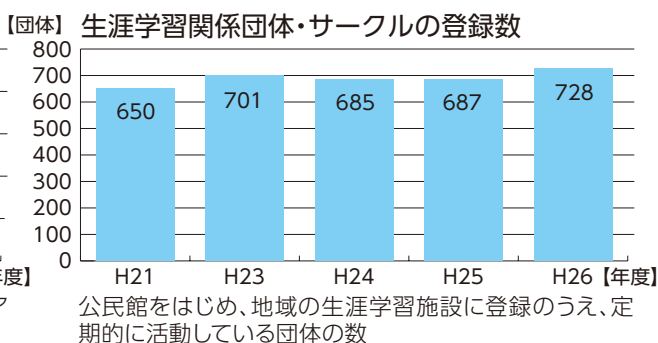
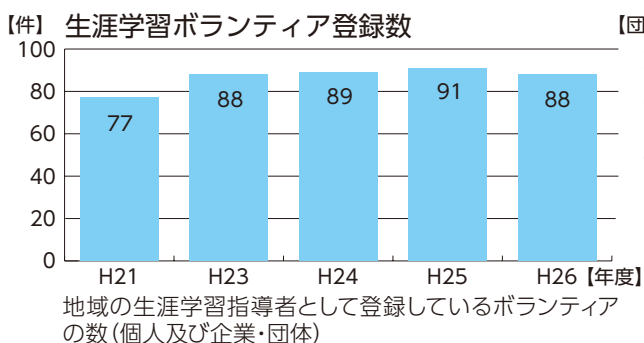


施策目的12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる



基本目的V 学ぶよこびや豊かな心を育むまち

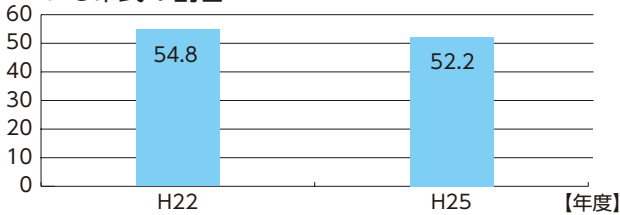
施策目的13 生涯にわたって学び続けることができるまちになる





自分を高めるために何かを勉強したり、研究して

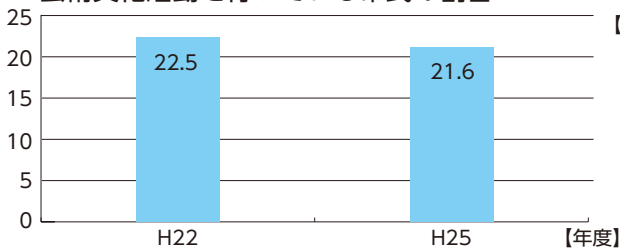
【%】 いる市民の割合



市民活動調査／自分を高めるために何かを勉強したり、研究したりすること

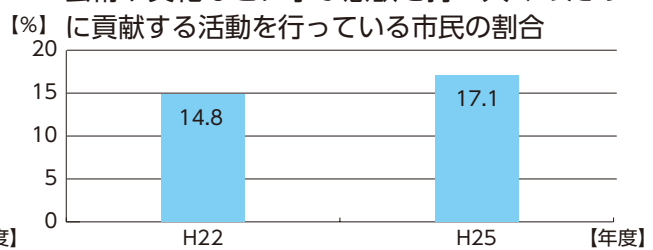
施策目的14 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる

【%】 芸術文化活動を行っている市民の割合



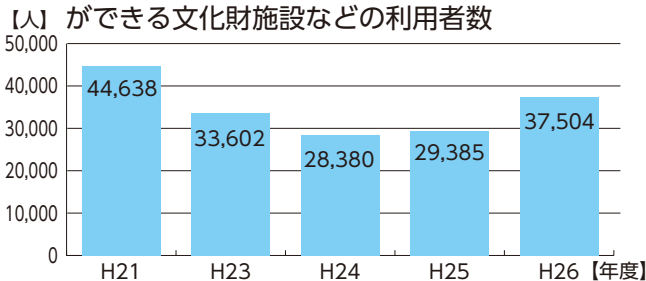
市民活動調査／自分自身が芸術文化活動を行うこと

芸術や文化などに学ぶ意欲を持つ人々のために貢献する活動を行っている市民の割合



市民活動調査／芸術、文化、教養など、学ぶ意欲や知的好奇心を持つ地域の人々のために貢献する活動

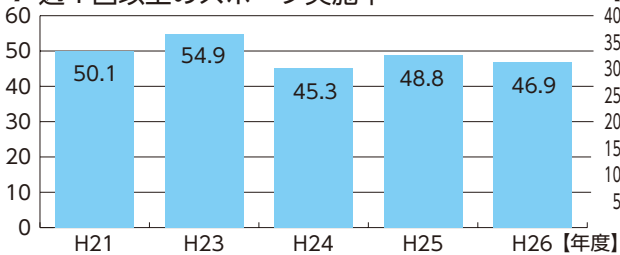
郷土の歴史や文化を知るために活用することができる文化財施設などの利用者数



郷土への理解や愛着を深めるために設置されている文化財関連施設などの利用者数

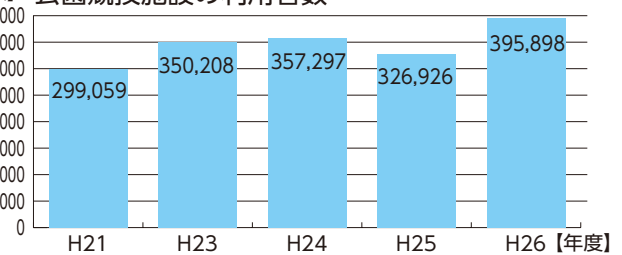
施策目的15 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる

【%】 週1回以上のスポーツ実施率



週に1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合

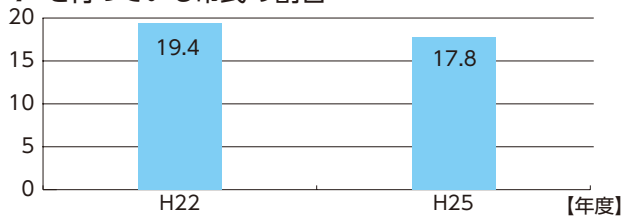
【人】 公園競技施設の利用者数



城沼総合体育館をはじめとする公園競技施設における年間の利用者数



スポーツに取り組む市民のために貢献する活動
を行っている市民の割合

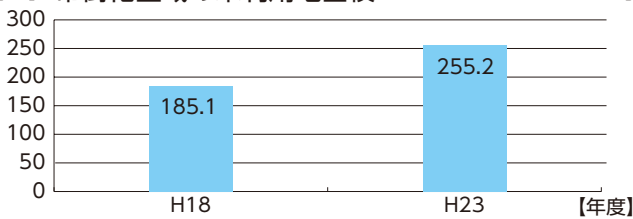


市民活動調査／スポーツを楽しむ地域の人々や、競技スポーツに取り組む市民のために貢献する活動

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

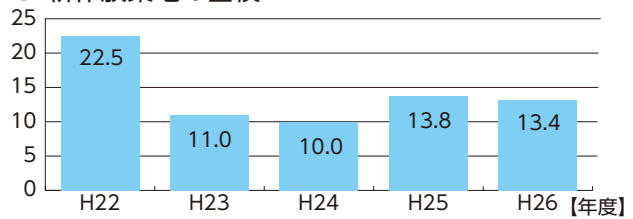
施策目的16 地域性に応じた土地利用ができていくまちになる

【ha】市街化区域の未利用地面積



適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地の面積

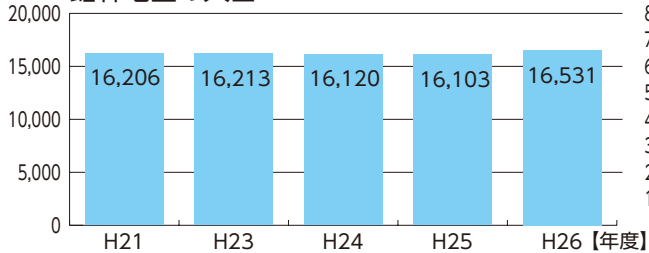
【ha】耕作放棄地の面積



所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない、耕地の面積

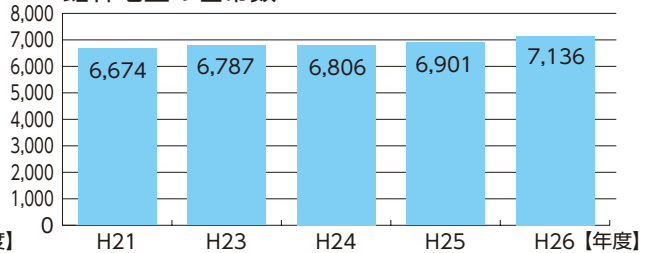
施策目的17 まちなかににぎわいがあるまちになる

【人】館林地区の人口

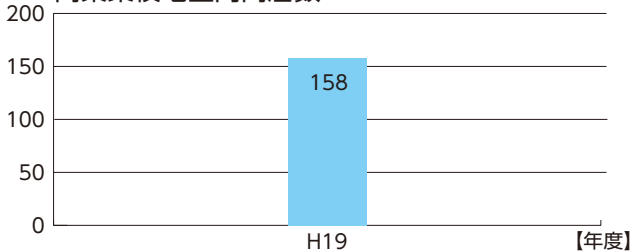


館林地区に住んでいるかたの人数及び世帯数

【人】館林地区の世帯数



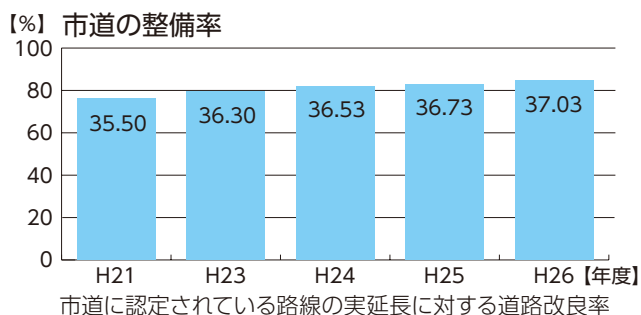
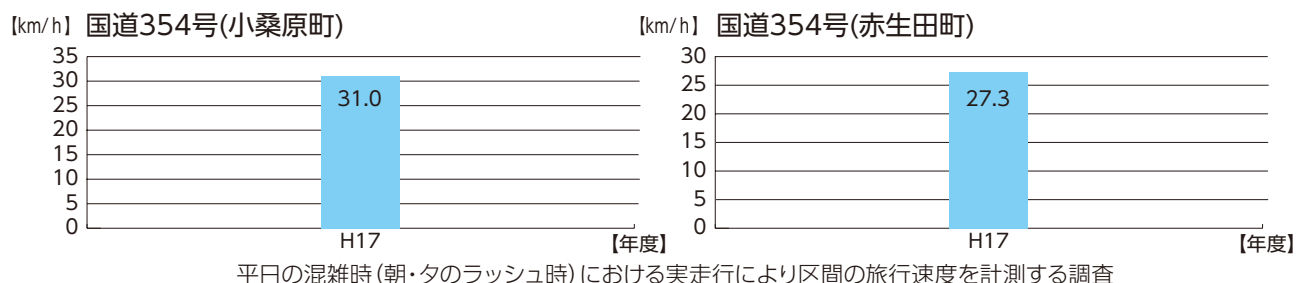
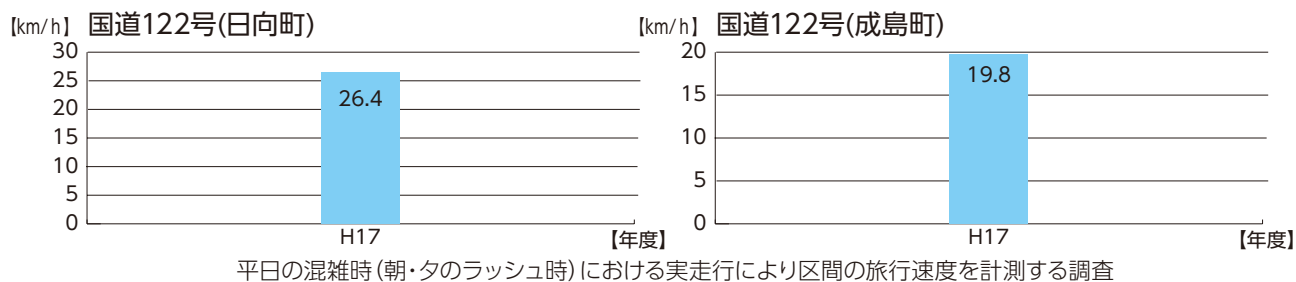
【店】商業集積地区内商店数



商業集積地(商店街)における小売事業所数

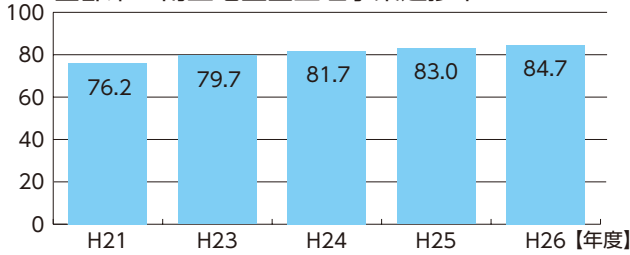


施策目的18 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる

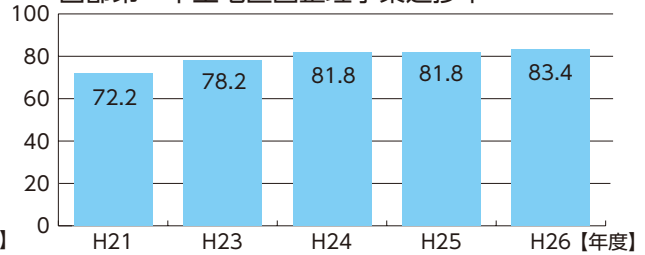




【%】西部第一南土地区画整理事業進捗率

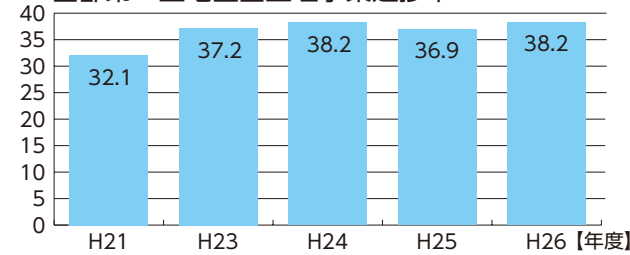


【%】西部第一中土地区画整理事業進捗率



各区画整理事業の進捗率(執行済事業費累計÷総事業費)

【%】西部第二土地区画整理事業進捗率

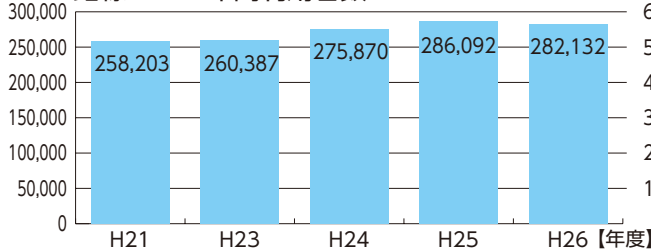


【%】花山土地区画整理事業進捗率



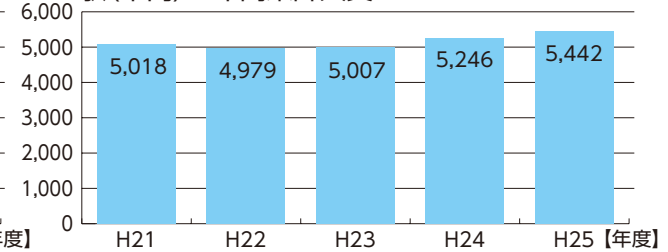
各区画整理事業の進捗率(執行済事業費累計÷総事業費)

【人】路線バスの年間利用者数



一市四町広域公共路線バス8路線の利用者数
(広域路線は、館林・板倉線他5路線、市内巡回線は、多々良巡回線及び渡瀬巡回線)

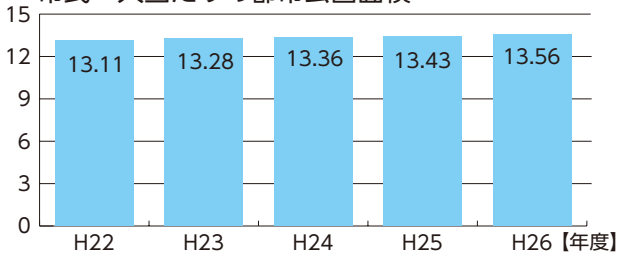
【千人】駅(市内)の年間乗降人員



館林・茂林寺前・多々良・成島・渡瀬駅の年間乗降者数

施策目的19 緑の多い魅力のあるまちになる

【m】市民一人当たりの都市公園面積



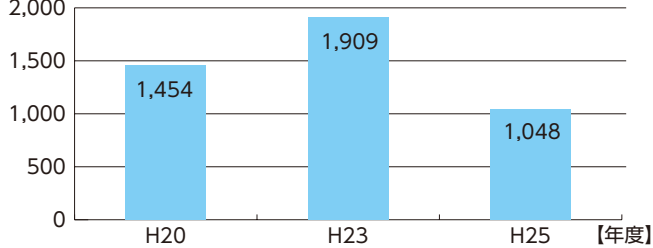
市内の全都市公園面積を人口割りした数値
【参考】全国平均値10.10m、県平均値13.36m



基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

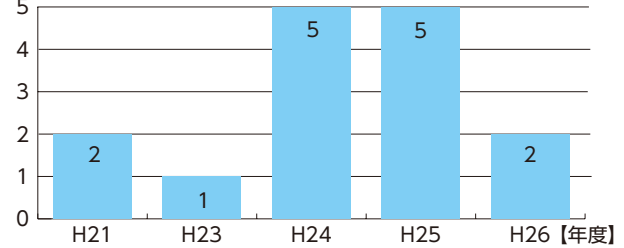
施策目的20 新しい産業が起きるまちになる

【万円】 従業員一人当たりの付加価値額



労働者一人当たり、どれだけの付加価値を生み出したか
どうかを測る尺度

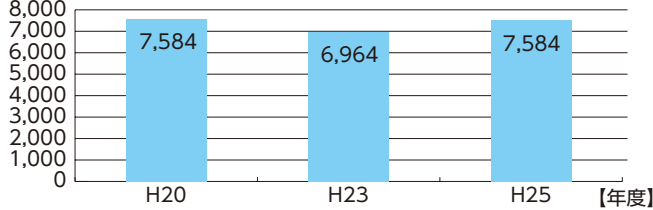
【件】 企業立地件数



1年間で製造業等のための工場または事業場を建設する
目的を持った1,000㎡以上の用地の取得件数

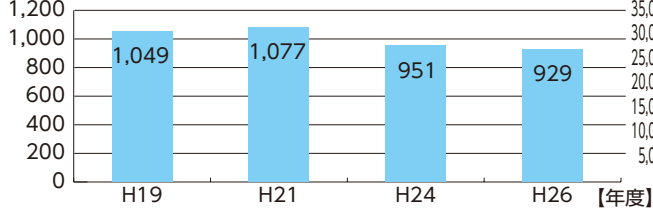
施策目的21 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる

【人】 従業者数

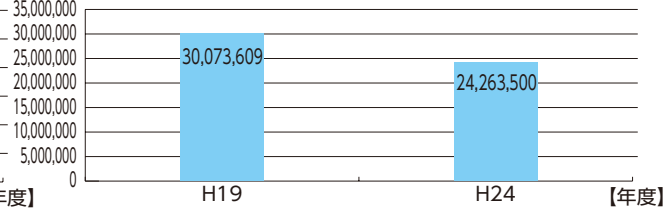


従業者4人以上の製造業を営む事業所に勤める従業者数

【店】 小売業・卸売業の商店数

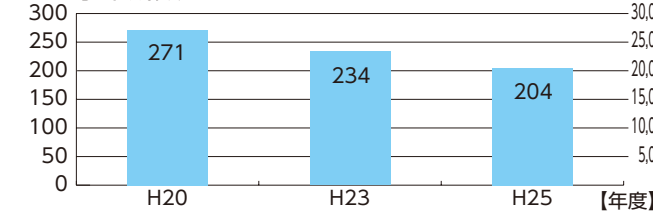


【万円】 小売業・卸売業の年間商品販売額

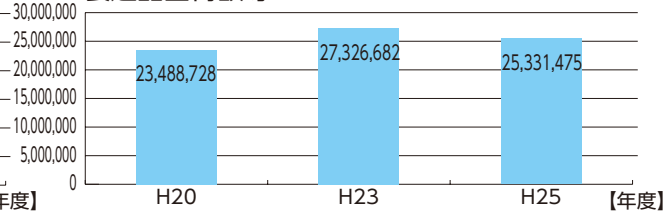


市内の小売業・卸売業を営む商店数及び年間商品販売額
(年間商品販売額のH19は商業統計、H24は経済センサスによる)

【事業所】 事業所数



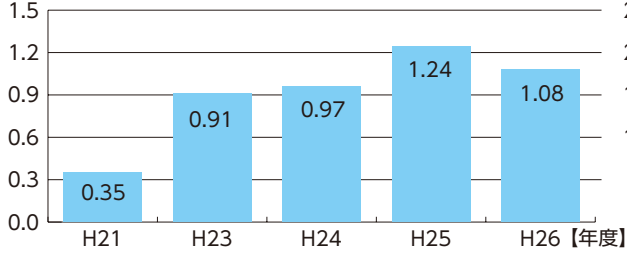
【万円】 製造品出荷額等



従業者4人以上の製造業を営む事業所数及び製造品出荷額等

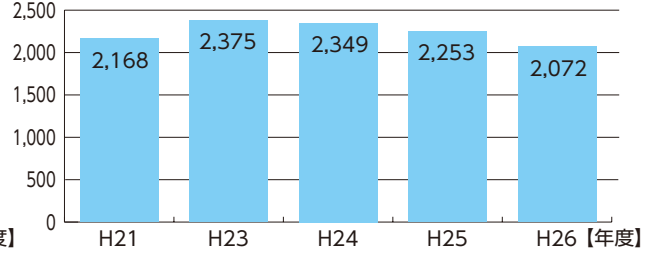
施策目的22 安定した労働環境が整っているまちになる

【倍】有効求人倍率



ハローワーク館林管内における求職者に対する求人数の比率

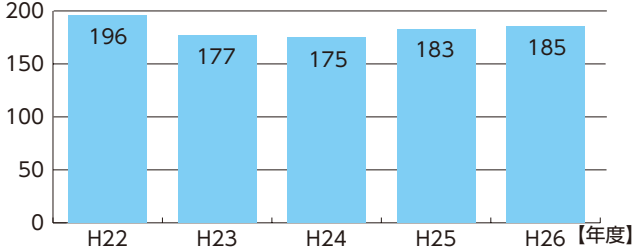
【人】就職者数



ハローワーク館林管内における求職者が新たにどれだけ就職したかを示す数

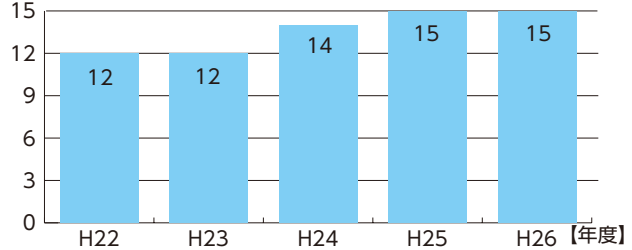
施策目的23 農産物を安定して提供できるまちになる

【経営体】認定農業者数



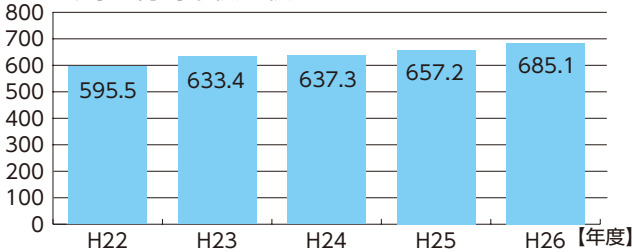
農業経営の規模拡大、生産方式、経営管理の合理化などをめざす、農業経営改善計画の認定を受けた農業者(個人、法人)の数

【経営体】農業法人数



法人の形態によって農業を営む経営体の数

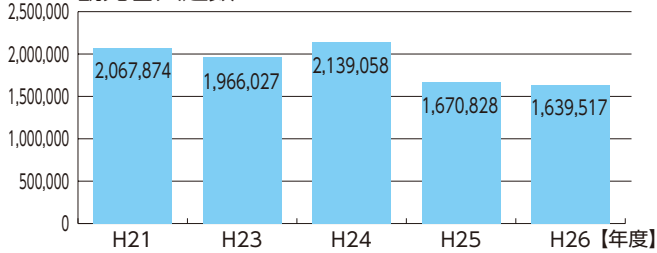
【ha】農用地利用集積面積



効率的かつ安定的な経営を営む農業者に対して利用が集積された農地の面積

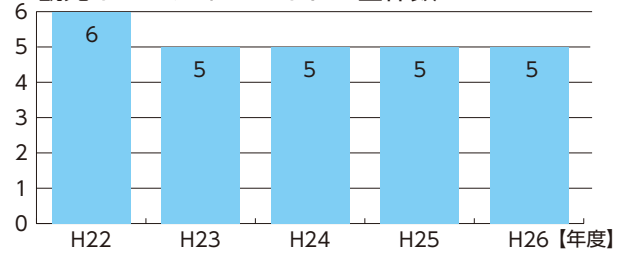
施策目的24 多くの人が訪れたいくなる個性と魅力のあるまちになる

【人】観光客入込数



年間を通して花まつりや主な観光施設を訪れた観光客数

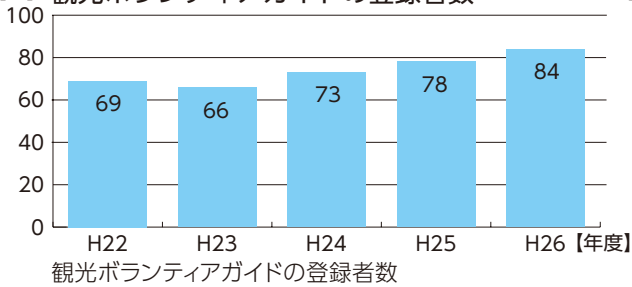
【団体】観光ボランティアガイドの団体数



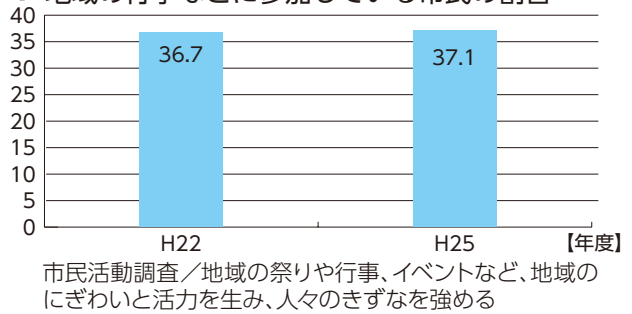
観光ボランティアガイドの団体数



【人】観光ボランティアガイドの登録者数

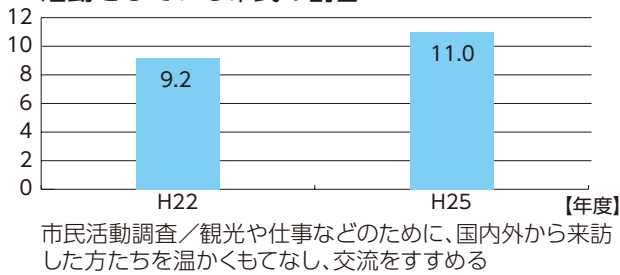


【%】地域の行事などに参加している市民の割合



国内外から来訪した方たちと交流をすすめる

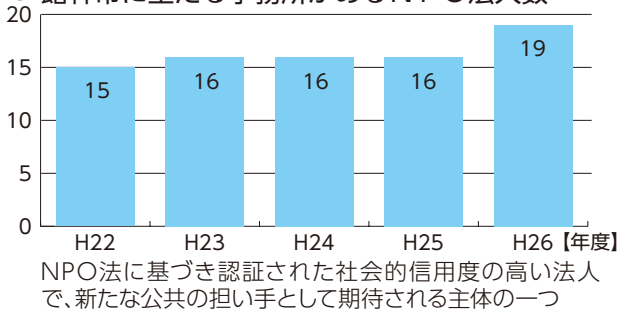
【%】活動をしている市民の割合



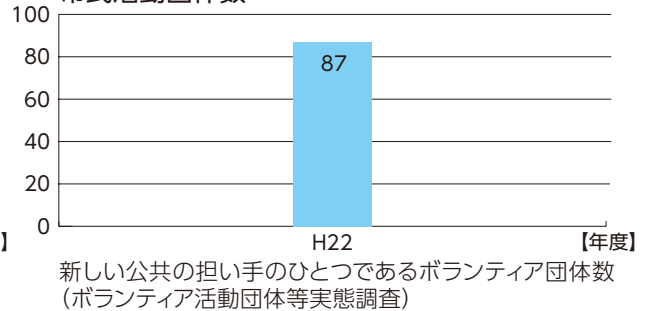
基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち

施策目的25 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる

【法人数】館林市に主たる事務所があるNPO法人数

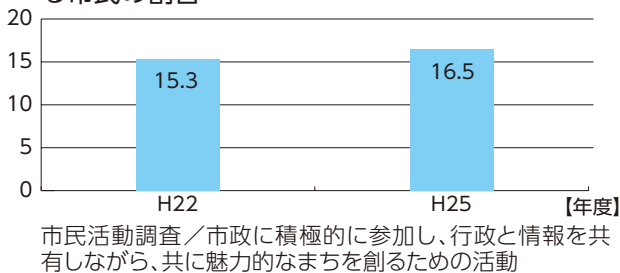


【団体】市民活動団体数



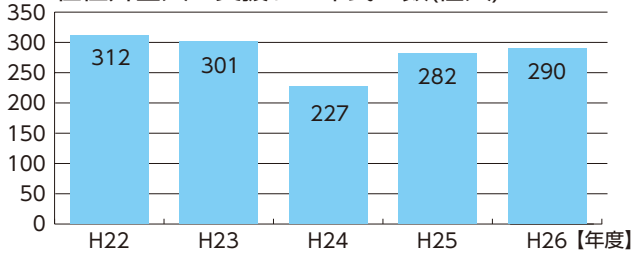
共に魅力的なまちを創るための活動をしてい

【%】る市民の割合

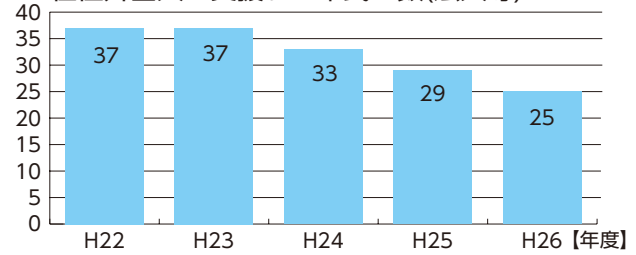


施策目的26 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる

【人】 在住外国人を支援する市民の数(個人)

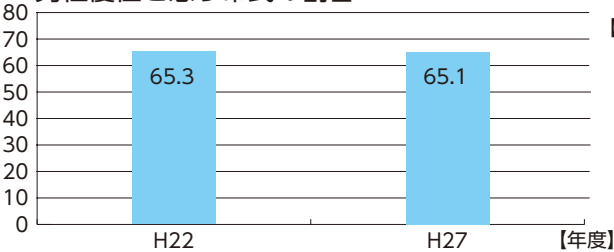


【団体】 在住外国人を支援する市民の数(法人等)



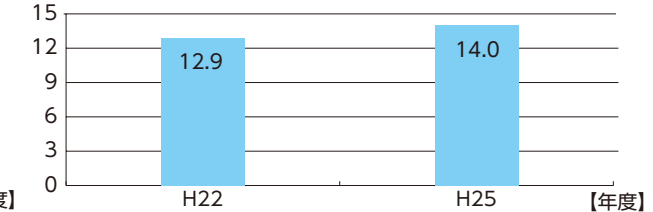
在住外国人を支援するボランティア団体の会員数(個人・法人等)

【%】 男性優位と思う市民の割合



男女共同参画社会に関する市民意識調査における男女の地位の平等感

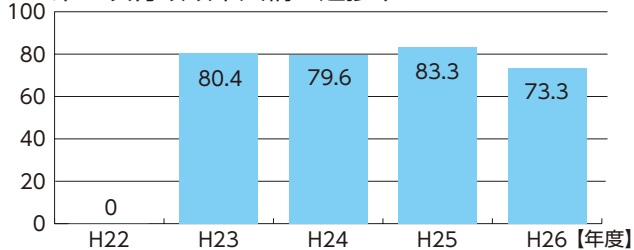
人権が尊重される平和な社会をつくるための活動をしている市民の割合



市民活動調査/男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動

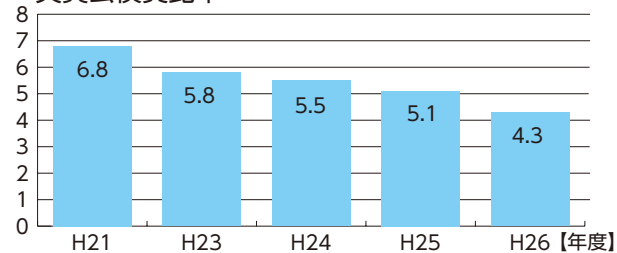
施策目的27 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる

【%】 第五次行政改革大綱の進捗率

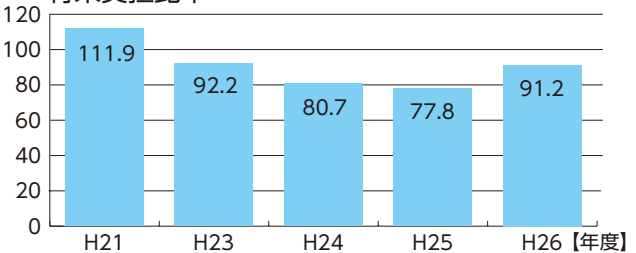


第五次行政改革大綱(平成22年度～26年度)における進捗状況

【%】 実質公債費比率



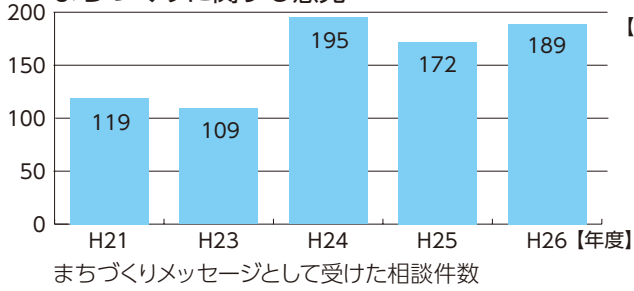
【%】 将来負担比率



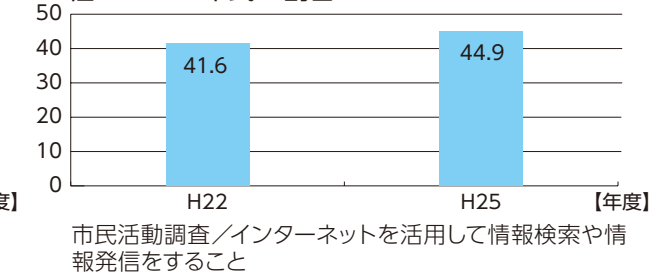
財政指標(健全化判断比率)早期健全化基準値内を維持する
 実質公債費比率の早期健全化基準は25%
 将来負担比率の早期健全化基準は350%

施策目的28 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる

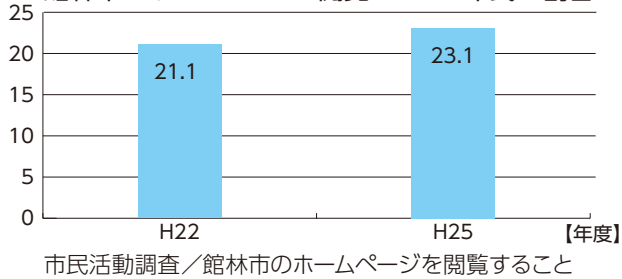
【件】 まちづくりに関する意見



インターネットを活用して情報検索や情報発信している市民の割合



【%】 館林市のホームページを閲覧している市民の割合



GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020

たてばやし市民計画2020 / 館林市第五次総合計画 後期基本計画

平成 28 年 3 月発行

発行：館林市

編集：政策企画部企画課 〒 374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号 TEL 0276-72-4111 FAX 0276-72-3297

URL：<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/> Eメール：kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

印刷：(有)齋藤紙業社

GO TO

THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI

2020

2016⇒2020

後期基本計画